

(第一類 第九號)

衆議院 第百九十六回国会

經濟產業委員會議錄

第八号

一八七

○稻津委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。山崎誠君。

○山崎委員　おはようございます。ありがとうございます。立憲民主党　山崎誠でございます。

さようもお時間いただきました。前回に引き続き生産性革命について議論をさせていただきたいと思うんですが、朝早くからまたこの話をしなきやいけないかと思うとともに残念なんですが、でも、これは実はこの法案に深く深く関係する部分ですので、冒頭、触れさせていただきます。

今いろいろな新しい展開があります加計学園の問題です。

この問題、要するに、煎じ詰めれば、安倍総理がどういうふうにこの案件に関与したか、それが今問われています。そんなことはないとずっと強弁をされていますが、少しづつ、でも確実に証拠が挙がってきます。

柳瀬首相秘書官がこれは首相案件だということを言つたと、そういうものが愛媛県の方から上がつてきました。それは、証拠に基づいて、ある種、証拠があつて言つてきている。柳瀬首相秘書官は、参考人としてこちらにもお呼びをしていますが、なかなか来ていただけない。これは、この法案でいくなれば、この規制のサンドボックスです。まさに、内閣総理大臣が評価委員を任命しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻津委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

こういいうプロセスを規定しています。前にお聞きをすると、世耕大臣、これは内閣府の問題なので、その長は総理大臣なので、ある意味、形式的に総理が関与しているような話になっているんだというふうにおっしゃっています。通常のまともな政治、政権であれば私はその説明を受け入れると思いますが、今これだけ加計の問題、国家戦略特区も同じような構造を持つて、結局そこに総理の意向が強く働いたのではないかと問題になっています。それがまだ、国会でも集中審議等が行われる、その中で、参考人も、今度は証人喚問という形で今野党がリクエストしているますが、そういったものがきちっと成立して、その全貌が明らかになって、責任があるいは、全く総理の言うように問題がないということが明らかになつた、それでももちろん構わないと思いません。どちらかはつきりしないと、この法案自体、このまま通すわけにはいかないんです。採決は、少なくとも、そういう審議が行われ、集中審議だとかが行われ、この加計問題、例えば加計問題ですが、明らかにならないと、私は先に進めないと思っています。

この点、もう一度、申しわけございませんが、世耕さん、私は、世耕さんはまともでいらっしゃつて、私の言つていることはわかつていただけていると思います。そういう前提で、本当に、この制度、これはとてもいい制度で、みんな応援していますよ。みんな応援しています。スピーディーに、三年間しかありませんからね。強力にこういった新しい実証の場を設けて、いい結果を早く出して、規制を緩和して、新しいビジネスモデルを伸ばすという、ある意味、強力な制度をつくらうとしているわけです。強力だからゆえ、この目標、目的はゆがんだものではだめだと思うんですよ。

一部の友達のためにこの運用がなされるようなことがあつてはいけない。日本の未来のため、日本本の経済のため、産業のため、いや、もっと言えば、もっと世界のいろいろな課題解決のために使

わなきやいけない制度ですよね。それが今のようにこの状況の中で果たして機能するのかな、強力な権限を与えていいのかな、非常に私は不安になりますし、みんなそういう感覚を持っています。

ここを払拭しないと経産省も前に進めないと思いますが、世耕さん、どうですか。

○世耕国務大臣 御指摘の案件については、これは柳瀬審議官が総理秘書官時代の話でありますので、経産省としてお答えすることは控えたいと思いますが、世耕さん、どうかといいますし、柳瀬審議官が国会へ行くかどうかといいます、なことについては、これは国会でお決めいただくことだと思います。

この法案のサンドボックス制度や、あるいは御指摘の評価委員会のあり方については、私が法案を提出した責任ある大臣として明確に答弁をさせていただいております。そのことはきちっと議事録に残り、将来、これを運用するに当たって、私の答弁していることがまさにその運用を縛つています。そのことはきちっと議事録に残り、将来でもあるわけでありますから、私が責任者としてしっかりと答弁をさせていただいていることと、今の御指摘の点には答えられているのではないかというふうに考えております。

○山崎委員 もう一度はつきりと、じゃ、内閣総理大臣の関与というのはこういう関与なんですよ、任命というのはこういう任命なんですよ、勧告というのはこういう形で出されるんですねよといふことをきちっと議事録に残してください。

○世耕国務大臣 ですから、評価委員会がいろいろ評価をして、その結果を踏まえて主務大臣が最終的に判断していくことになるわけですね。

○山崎委員 もう一点、このポンチ絵の中に「内閣総理大臣」と書いてあって、その下に米印があつて「基本方針の策定」とあります。これはどういう意味ですか。ここにこの基本方針策定と入っているのはどういう意味ですか。

○糟谷政府参考人 基本方針でございますけれども、これは各省横断的に実施すべき内閣の重要な政策でありますので、制度全体の運営方針である基本方針については、内閣の長たる内閣総理大臣が案を作成して閣議決定をすることいたしております。

基本方針の案の実質的な作成過程におきましては、内閣官房を中心に、全府省庁と調整を行い、各府省の意見を踏まえて、関連施策の整合性をとつた上で決定をするものであります。

○山崎委員 ゼひそういう書き方、説明をきちっと公表するなどして、しっかりと透明性も確保したいと思います。

そして、この評価委員会に関しては、議事録等を公表するなどして、しっかりと透明性も確保します。

この評価委員会に関しては、これを、各省庁にまたがるいろいろな案件があるということで内閣府に置いております。総理はあくまでも内閣府の長として手続等にかかるわけでありまして、別に、総理が何かこの評価委員会を仕切るとか、そういうことはないわけであります。

その評価委員会に関しては、議事録等を公表するなどして、しっかりと透明性も確保します。

私は、この法案の中で、この間の質問でも取り上げましたけれども、データ共有、連携というところはもしかすると一番肝で、一番大事なのではないかなと、サンドボックスなんかもありますけれども、思つてますので、そこにちょっと焦点を当てたいと思います。

この間ちょっと世耕大臣の意見を聞けなかつたので、シンギュラリティ時代というのがあります

てまいりたいと考えております。

○山崎委員 任命の基準、まだ正確には決まっていないかもしれませんけれども、どういう基準で任命されるのか、その方針を教えてください。

○世耕国務大臣 評価委員会の委員については、このサンドボックス制度というのは、今回、エリアを限定しているわけではありませんので、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関する意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意をしていただきたいというふうに思います。

この法案のサンドボックス制度や、あるいは御指摘の評価委員会のあり方については、私が法案を提出した責任ある大臣として明確に答弁をさせていただいております。そのことはきちっと議事録に残り、将来、これを運用するに当たって、私の答弁していることがまさにその運用を縛つています。そのことはきちっと議事録に残り、将来でもあるわけでありますから、私が責任者としてしっかりと答弁をさせていただいていることと、今の御指摘の点には答えられているのではないかというふうに考えております。

いずれにしても、選任した暁には、なぜ、どういう考え方で選任をしたのか、どういう形でバランスがとれているのかということを、これを我々は世の中に対して説明責任があるわけであります。万が一偏った人選をしたときは、それこそ経産委員会で私もまた厳しい追及を受けることになるわけであります。

必ず公正で均衡のとれた構成になるよう努めてまいりたいというふうに考えます。

○山崎委員 もう一点、このポンチ絵の中に「内閣総理大臣」と書いてあって、その下に米印があつて「基本方針の策定」とあります。これはどういう意味ですか。ここにこの基本方針策定と入っているのはどういう意味ですか。

○糟谷政府参考人 基本方針でございますけれども、これは各省横断的に実施すべき内閣の重要な政策でありますので、制度全体の運営方針である基本方針については、内閣の長たる内閣総理大臣が案を作成して閣議決定をすることいたしております。

私は、この法案の中で、この間の質問でも取り上げましたけれども、データ共有、連携というところはもしかすると一番肝で、一番大事なのではないかなと、サンドボックスなんかもありますけれども、思つてますので、そこにちょっと焦点を当てたいと思います。

この間ちょっと世耕大臣の意見を聞けなかつたので、シンギュラリティ時代というのがあります

のような皆さんのがきちんと議論をした上でつくつていくようなお話ではないかなと思っています。最終的にそれをオーソライズするのは内閣総理大臣かもしれませんけれども、今そのぐらい、残念ながら、安倍政権のやり方、非常に不信感が漂っている。疑問が多く出ている。

だつて、国家戦略特区だつて同じですよ。ワーキンググループをつくつてきちんと議論をしていました、議事録も残しています、何の問題もあります。その人選については、委員により代表されただけであります。そのことはきちっと議事録に残り、将来、これを運用するに当たって、私の答弁していることがまさにその運用を縛つています。そのことはきちっと議事録に残り、将来でもあるわけでありますから、私が責任者としてしっかりと答弁をさせていただいていることと、今の御指摘の点には答えられているのではないかというふうに考えております。

いずれにしても、選任した暁には、なぜ、どういう考え方で選任をしたのか、どういう形でバランスがとれているのかということを、これを我々は世の中に対して説明責任があるわけであります。万が一偏った人選をしたときは、それこそ経産委員会で私もまた厳しい追及を受けることになるわけであります。

必ず公正で均衡のとれた構成になるよう努めてまいりたいというふうに考えます。

○山崎委員 もう一点、このポンチ絵の中に「内閣総理大臣」と書いてあって、その下に米印があつて「基本方針の策定」とあります。これはどういう意味ですか。ここにこの基本方針策定と入っているのはどういう意味ですか。

○糟谷政府参考人 基本方針でございますけれども、これは各省横断的に実施すべき内閣の重要な政策でありますので、制度全体の運営方針である基本方針については、内閣の長たる内閣総理大臣が案を作成して閣議決定をすることいたしております。

私は、この法案の中で、この間の質問でも取り上げましたけれども、データ共有、連携というところはもしかすると一番肝で、一番大事なのではないかなと、サンドボックスなんかもありますけれども、思つてますので、そこにちょっと焦点を当てたいと思います。

この間ちょっと世耕大臣の意見を聞けなかつたので、シンギュラリティ時代というのがあります

思うんですよ。そのときに、情報は本当に豊富にいろいろなところから出てこないやいけないし、それを出していく仕組みをつくる必要があると思っています。

例えば電力会社、今どういうデータを出していいか、教えていただけますか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国におきましては、月ごとの地域別の発電、電力消費の実績等を公開しているところでございます。

また、電力の広域的運用推進機関におきましては、一時間ごとの電力需要や主要系統の空き容量等の情報を公開させていただいているところでございます。

○山崎委員 スマートメーターのデータはどうですか。

○村瀬政府参考人 まず、スマートメーターにつきましては、電力会社が、現行のエネルギー基本計画に基づきまして、二〇二〇年代の早期にスマートメーターを全世帯、全事業所に導入する計画でございまして、現在、この計画に沿って導入が進められているところでございます。

スマートメーターから集まつた情報につきましては、このリアルタイムのデータなどを、より細かいデータを活用していく可能性を秘めていると認識しております。この活用促進のために、協調領域それから競争領域、保護すべきものとインベーション推進に活用すべきもののバランスをとりながら、いわゆるプライバシー保護、それから競争にかかるデータ等の観点から、今後の利用方法について検討を進めている状況でございます。

○山崎委員 ちょっと資料一を見ていただきたいんですが、これは比較的もう有名になっていると思います。ドイツの電力需要データの公開の例でございまして、ドイツではこういうものがホームページで出ていて、ほぼリアルタイムで、その時々の電気の供給量、需要量と供給量、一致していますから、そ

れで、それがどんな発電様式によって発電されているかというようなデータがリアルタイムで出ています。

実は、電力会社は、昔は本当にブラックボックステーブルが出でてきている。だから、いい傾向にはなっていると思うのですが、まだまだいろいろな眠っているデータがあります。

例えば、スマートメーターのデータ。これは、いや、いろいろプライバシーがあるでしょう、いろいろな要素はもちろんはらんでいるが、あるそういうしたもののがどんどん世に出でていかなきやうございます。

それによつて、例えば、省エネをどうするとか、まちづくりをどうするとか、いろいろな家電のコントロールをどうするとか、いろいろなアイデアがそういうところから生まれてきます。もつと言うと、例えば介護の世界の見守りをやるとか、いろいろなことがそういうデータからできるわけじゃないですか。

なので、私は、例えば電力事業者であつても、いろいろな民間の例えば公共交通であつても、あるいは小売であつても、いろいろなデータをできるだけみんなが利用できるような形で公開をしていく、集めていく、そういう仕組みをぜひこのデータ連携の仕組みと並行してそろえるべきではないかななどと考えています。

○山崎委員 私、提案を一つさせていただこうと思って。資料一を見てください。

皆さんがつくつていただいている、データの共有・連携のためのI-O-T投資の減税等と書いた政令案にプラスをしました。政府案は、協調領域のデータを収集、共有する事業者、データ共有事業者であり、一定レベルのセキュリティ対策が確認できた事業者については、国や独立行政法人等に對しデータ提供を要請できる手続を創設するということで、この上のグレーのところが政府の提案なんですが、プラス、ちょっと読みます。

提案は、データライブランセンター、仮称で

すけれども、そういうものを設置して、日本のビッグデータを一元管理する。それは、ビジネスモデル構築、研究、さまざまな用途でこのビッグデータにアクセスができる、活用ができる。そういうけれども、国主導でやつてはどうかな

と。よりユーザー・オーランドで、データオリジナルでオープンデータプラットホームというものをつくつていくという、この赤い箱の部

分、こういったものをぜひ私はあわせて検討、実施をしていただきたいなと思っています。

運用などもいろいろ考えられると思います、このデータライブランセンターがもしあればです。

○世耕国務大臣 十分理解します。

全てのデータを全部出せというわけではありません。まずは、データフォーマットみたいな形式を決めてあげる。それで、各事業者がどんなデータを持つてあるんですかと、まず、どんなデータか、その種類、そういうものを、データに関する情報収集をする。それを公開して、こういうところからこういうデータがとれるんだぞ、こういうデータが活用できますよというのがみんなが見開するような話があれば、ユーザーの方は、先ほど言いました、例えば研究者であつたり、いろいろな新しいビジネスを考えている人だつたり、無数の方々がそのデータを見て、例えばA社という電気事業者のデータと、例えばB社という小売の会社のデータ、これとこれを組み合わせて分析したらこんな結果が出るんじゃないかなみたいな、そういう発想で新しいビジネスとかビジネスモデルを検討ができる。ある種仮説が生まれますので、その仮説を実証するための実験データの提供、そんなことをこのセンターが運営をしてやっていく。

あと、御指摘の電力については、これはもう一つ別の角度から、やはり公正競争上の問題があるわけですね。国によって独占を認められてきたことによつて今持つているビッグデータなんかは、新たに入ってきた新電力から見たら、やはり公正に利用すべきデータですから、それはそれで、またそのアプローチでしっかりと考えてまいりたい

と思います。

○山崎委員 これは私は国家的な取組だと思います。いや、業界でやつてているのはわかりますよ、業界単位とかある種の目的が特定された世界で展開しようというのはわかるんですよ。だか

この新たなビジネスモデルというのは、先ほどの五分野に限らず、さまざまあると思います。農林水産業なんかでもあるでしょうし、福祉サービス、あるいは教育、あるいはシェアリング事業、データセンターを国、まあ、どこがやつてもいいんでしょうか。データにアクセスができる、活用ができる。そういうけれども、国主導でやつてはどうかな

と。よりユーザー・オーランドで、データオリジナルでオープンデータプラットホームを構築していくだけを切り開いていくような新しいビジネスのモデル、あるいはいろいろな提案、研究開発、ぜひ推進していただきたいなと思っています。

あわせて、私はぜひ経産省主導で構築していただきたい。そこから、本当にシンギュラリティ時代を切り開いていくような新しいビジネスのモデル、あるいはいろいろな提案、研究開発、ぜひ推進していただきたいんですけれども、こういう

御提案、理解いただけましたか。

ら、例えば、自動走行をやりたいので、では地図の情報下さい、道路の情報下さい、そういう取組は、ある種当然やつてほしいし、やるでしょう。でも、そこからは、もう決まつたアイデアしか逆に言えます。出でこないんですよ。

これをプレークスルーするためには、本当にいろいろな知恵を集めなきやいけないし、そのためには横断のデータが欲しいんですよ。気象のデータを見ながら地域の福祉のデータを見たいんですよ。それがやはり一元的にできるということ、それが、分析可能な形、コントロール可能な形でデータが手に入る、こういう環境はすごく貴重だと思います。

先ほどちょっと手が挙がりましたよね。参考人、どうぞ。

○寺澤政府参考人 委員御指摘のとおり、いろいろなデータを幅広くオープンにして、いろいろな人たちのいろいろなアイデアを発掘するというのは、とても重要なことだと思います。

そういう観点から、その方向に向けて、政府としては、各府省が提供しているデータを一覧性を持つた形で示すというデータ・ドットジーロー・ドットジエーピーというサイトを運営して、これは広くオープンになつてるので、いろいろな事業者の方は、それを見ながら、ああ、こういうデータがあるんだ、こういうアイデアがあるんだということを既にやっています。

次に、それだけだと、まだまだ公開されていない、オープン化されていない、そういう行政データもある、これも事実だと思います。そのため、オープンデータ官民ラウンドテーブルというプロセスがございまして、まだオープン化されない行政データについても、いろいろな事業者から、こういうデータが欲しいという声を集めながら、更に行政データのオープン化を進める。

こういうことをやりながら、委員御指摘のとおり、幅広いデータが公開されて、いろいろな方がいろいろアイデアを出す、そういう環境に向けて、一步一歩着実に進んでいきたいと考えている

次第でございます。

○山崎委員 時間なので終わりにしますが、いろいろな取組が進んでいます。私もいろいろもつと勉強させていただきます。

あとはやはり事業者なんですよ。事業者は、確かにいろいろな競争関係もあるので出しにくいところもあると思うんですけども、そこから出るデータはやはり大事だと思うので、それを出せば自分たちもいろいろなほかのデータが入つて自分たちにもメリットがある、そういう社会づくりをぜひしていただきたいなと思います。

終わります。ありがとうございました。

○稻津委員長 次に、中谷一馬君。

○中谷(一)委員 おはようございます。立憲民主党の中谷一馬でございます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

私は、冒頭一問、サンドボックスの関連について伺わせていただきたいと思います。

加計学園の話をめぐって、今、国会、日本じゅうが非常に大きく騒動になつていて、この面会記録に首相案件という備忘録が出てきた、このことが今非常に大きな波紋を呼んでおりまして、農水省からもこうした文書が出てきました。また、出席者からもこれは間違いないという証言が出てきたということで、私的には、また、この備忘録の中でも、残念ながら、国家戦略特区、又は構造改革特区の話もされたということがありましたので、サンドボックスにも類似するこうした制度の話でありますから、やはり経済産業省の審議官を務められている柳瀬さんからのお話を私たちもしっかりと聞かせていただいた上で、こうしたサンドボックスのことを評価をしていきたいというふうに思つております。

○稻津委員長 理事会にて協議いたします。

○中谷(一)委員 続きまして、私からは、きのうに続きまして、産業革新機構、INCJの組織見直し、運営についての続きを伺わせていただきました

まず、このINCJ最大規模の投資案件とされるジャパンディスプレイ、JDIの案件について伺わせていただきたいと思いますが、JDIが第三者割当で増資を決め、資金繰りの改善を受けたことや、二〇一八年秋に発売予定の米アップルの次期アイフォン用の液晶ディスプレイを大量受注したという報道もあり、幹部等が株価の回復を予測されておりましたが、市場では希薄化補うだけの成長戦略とは評価されず、現在の株価は百六十日前後を推移している状態であります。

また、筆頭株主のINCJの持株株は二億一千四百万株、現在三五・六%であります。が、增资後の保有比率が二五・三%まで下げられる見通しどうことでございまして、実態をつかめない見知らぬ投資家を大株主として迎え入れることは、JDI再建の波乱要因になる可能性もあるんじやないかという指摘もございます。

同社の株価が、二〇一四年の上場時の公募価格九百円に対し初値が七百六十九円であり、その後も業績の下方修正を繰り返した結果、一度も公募価格を上回ることなく、二〇一八年四月十三日現在で百六十円前後という厳しい低迷を続けてお

ますが、御所見を伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 サンドボックスについては、私が経産省の大臣として責任を持ってお答えをさせていただいているところでありますから、そういう形で、サンドボックスに関しては私が対応させていただきたいと思います。

○中谷(一)委員 やはり、当事者でないとわからぬことというのがあると思います。なので、引き続き、私たちとしては、この柳瀬さんの参考人招致を求めさせていただきたいと思いますが、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

○世耕国務大臣 産革機構によるジャパンディスプレイへの出資については、平成二十三年に、今御指摘のとおり、二千億円出資をいたしました。その後、平成二十六年には、まず保有株式の半分弱を千六百七十四億円、ですから、これはかなりキャピタルゲインがあつたということになるわけですが、千六百七十四億円で市場に売却をしています。

○中谷(一)委員 続きまして、きのうに続きまして、産業革新機構、INCJの組織見直し、運営についての続きを伺わせていただきました

いただきたいと思いますが、今、ジャパンディスプレイは、現在、昨年八月に公表した中期経営計画に基づいて、三つの柱、まず一つは新型液晶ディスプレイによる収益力の強化、そして有機EL分野における技術革新、そして車載事業、車に載せるディスプレイ、車載事業など新たなビジネスの創出などを柱とする企業価値向上に加えて、一方で固定費削減などの構造改革に努めていると

いうふうに承知をしています。

こうした中、今回、ジャパンディスプレイは、今後の需要の増加が見込まれる新型液晶ディスプレによる収益力強化を目指して、外部資金調達を行つていているところと認識をしています。

産革機構においては、引き続き、ジャパンディスプレイに対して厳格なモニタリングなどを行いながら、環境変化への対応に万全を期してもらいたいと思つております。

また、今回のジャパンディスプレイによる増資によつて、産革機構の保有比率が三五・五八%から二五・二九%に低下することになるわけになります。また、新たに参加するいわゆる機関投資家の持ち株比率は、最大で四・九六%になるという

りますが、二〇一一年の初期に投じられた二千億円の利益確定分以外と二〇一六年に追加出資された七百五十億円が大きく目減りをしているのではなかと危惧をいたします。

こうした一連の状況について経済産業大臣はどうに捉えていらっしゃるのか、御所見を伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 産革機構によるジャパンディスプレイへの出資については、平成二十三年に、今御指摘のとおり、二千億円出資をいたしました。その後、平成二十六年には、まず保有株式の半分弱を千六百七十四億円、ですから、これはかなりキャピタルゲインがあつたことになるわけですが、千六百七十四億円で市場に売却をしています。

○中谷(一)委員 続きまして、きのうに続きまして、産業革新機構、INCJの組織見直し、運営についての続きを伺わせていただきました

いただきたいと思いますが、今、ジャパンディスプレイは、現在、昨年八月に公表した中期経営計画に基づいて、三つの柱、まず一つは新型液晶ディスプレイによる収益力の強化、そして有機EL分野における技術革新、そして車載事業、車に載せるディスプレイ、車載事業など新たなビジネスの創出などを柱とする企業価値向上に加えて、一方で固定費削減などの構造改革に努めていると

いうふうに承知をしています。

こうした中、今回、ジャパンディスプレイは、今後の需要の増加が見込まれる新型液晶ディスプレによる収益力強化を目指して、外部資金調達を行つていているところと認識をしています。

産革機構においては、引き続き、ジャパンディスプレイに対して厳格なモニタリングなどを行いながら、環境変化への対応に万全を期してもらいたいと思つております。

また、今回のジャパンディスプレイによる増資によつて、産革機構の保有比率が三五・五八%から二五・二九%に低下することになるわけになります。また、新たに参加するいわゆる機関投資家の持ち株比率は、最大で四・九六%になるという

ふうに聞いております。

いざれにしろ、ジャパンディスプレイは、株主を始めとするステークホルダーとの対話をを行いながら、企業価値の向上を図っていくことを期待しております。

引き続き、産革機構は最大株主であります。しかも、その原資は国費ということになるわけでありますから、ジャパンディスプレイに対して厳格なモニタリングを行なながら、環境変化への対応に万全を期してもらいたいと考えています。

○中谷(一)委員 御答弁をいただきました。

中期経営計画を交えた新事業のお話など御説明をいたいたいんですが、残念ながら、やはり株価の低迷を見ておりますと、市場に対しての信頼といふものはまだまだかち取れていないんじゃないかなというふうに思っております。

そうした中で、資本政策についてのお話もありましたが、産業革新機構がベンダーなどステークホルダーと交渉して資金調達を行うと。

そして、INCJとしても、三月三十日にニュースリリースを発表されておりまして、この中の文書をそのまま読ませていただきますけれども、今回、JDIが公表した資金調達は、昨年来の構造改革による成果を踏まえ、同社の収益力強化を目的とした自己資金調達であり、INCJとともに賛同している。その一環としてINCJがJDIから能美工場に関する資産を譲り受け、JDIに関し二百億円程度の資金支援を行うこと、また当該取引によって取得した能美工場のJOL EDへの現物出資を検討していることは事実であるが、その具体的方法については今後関係者とも協議し詳細を詰めていくことになる。INCJは、今後ともJDIの企業価値向上のために、同社が取り組んでいる構造改革の完遂や事業成長実現に向けて緊密に連携をとり支援を行っていくとしております。

しかし、JDI自体は、約一千億円の当期純損失、そして自己資本比率もやはり三〇%を割り込み、二〇一八年三月期の第三・四半期、四月から

十二月の連結業績は、売上高が五千六百五十五億円、前年同期比で一二・一%減、そして営業利益は三百八十九億円の赤字、前年同期比で百四億円の黒字であります。そして株主に帰属する当期純利益は千六億円の赤字ということでありまし

て、これも前年同期比では九十四億円の赤字であります。JDIはこうした結構厳しい状況にあります。そこで、この点については大島CFOも、想定よりもおくれがあるのは事実ということを述べられております。

トナーシップ、これを進めるにとされておりますが、一向に進捗が見られないという指摘もございまして、この点については大島CFOも、想定よりもおくれがあるのは事実ということを述べられております。

まず、こうした経営的に厳しい状況にある企業に対する追加で資金提供を行う理由と、JDIの企業価値向上のために、同社が取り組んでいる構造改革の完遂や事業成長の実現に向けて緊密に連携をとり支援を行っていくとは、具体的にどういった支援を行うことで企業価値を向上させていくかということを考えておられるのか、政府の所見を伺いたいと思います。

○吉本政府参考人 お答え申し上げます。

大臣からもお話をございましたけれども、現在、公表した中期経営計画に基づきまして、三つの企業価値向上、これに取り組んでおるといふことでございます。これに加えまして、構造改革、それからオペレーション改革、これによって、大幅な固定費の削減、それからキャッシュフロー改善、これに努めており、相応の成果も見られつつある、こういうふうに承知しております。

こうした中、今回、ジャパンディスプレイは、高い生産性及び需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力ということであります。これに加えまして、構造改革、それからオペレーション改革、これによって、大幅な固定費の削減、それからキャッシュフロー改善、このように見ていくと、この企業競争力の強化につながるものであるのかといふことは、残念ながら疑問は残ります。

また、第一条の目的に掲げられている、「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ということにも直結をしていないのではないかと残念ながら思いますし、INCJのミッションとして掲げられているオープンインバーションを通じた次世代産業の育成による国富の増大とは、現段階でいえば正反対のものではないかなど危惧をいたしますが、この点について

決定の範囲内で二百億円程度の資金支援を行う、こういうふうに聞いてございます。

こういった投資価値最大化といった観点から、投資先の自助努力、これを経済合理的な範囲内で支援するということは、投資ファンドとして投資活動の一環、こういうふうに理解しております。

いずれにしましても、産業革新機構において、JDIのこうした構造改革、あるいは事業成長の実現に向けた取組について厳格にモニタリングを行っておりますけれども、これまで以上に連携を加速化しまして、環境変化への対応に万全を期してもらいたい、こういうふうに考えてございまして。

JDI案件に関してはかなり厳しい目が向いています。そのため、この点についてはかなり厳しい目が向いています。JDIが想定より遅延して、事業再生を目指して、経営不振に陥った企業に対する救済色の濃い案件ではないかという指摘もございます。

こうした中で、このJDIの出資が、産業力強化法第二条の定義に記載をされておりますが、この法律において、産業競争力とは、産業活動において、高い生産性及び需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力ということであります。これに加えまして、構造改革、それからオペレーション改革、これによって、大幅な固定費の削減、それからキャッシュフロー改善、このように見ていくと、この企業競争力の強化につながるものであるのかといふことは、残念ながら疑問は残ります。

また、第一条の目的に掲げられている、「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ということにも直結をしていないのではないかと残念ながら思いますし、INCJのミッションとして掲げられているオープンインバーションを通じた次世代産業の育成による国富の増大とは、現段階でいえば正反対のものではないかなど危惧をいたしますが、この点について

○世耕国務大臣 なかなか、今やはり、液晶といふかディスプレーのビジネスというのは、本当に浮き沈みというか、かなり変化が激しい業界だと思います。

この間、山崎委員の前の委員会で配られた資料にも出ていましたが、あれだけ花形だったサムスンの大型液晶が、もう今衰退産業の方に入っています。あるいは、じゃ、これからはスマホに載せる有機ELだといつたら、アップルのアイフォンXが思つたほど売れなかつたということによつて、また古い方の液晶の方が逆によく売れるとなつた。これは非常に市場の動向の激しいところだと思います。

ただ、そういう中でも、やはりジャパンディスプレーはいい技術を持っていまして、例えば蒸着、印刷型という全く今までの有機ELのつくりであつたかと思いますが、残念ながら、世間的にJDI案件に関してはかなり厳しい目が向いています。JDIが想定より遅延して、事業再生を目指して、経営不振に陥った企業に対する救済色の濃い案件ではないかという指摘もございます。

ただ、そういう中でも、やはりジャパンディスプレーは強い技術を持っていまして、例えば蒸着、印刷型という全く今までの有機ELのつくりであつたかと思いますが、残念ながら、世間的にJDI案件に関してはかなり厳しい目が向いています。JDIが想定より遅延して、事業再生を目指して、経営不振に陥った企業に対する救済色の濃い案件ではないかという指摘もございます。

こうした中で、このJDIの出資が、産業力強化法第二条の定義に記載をされておりますが、この法律において、産業競争力とは、産業活動において、高い生産性及び需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力ということであります。これに加えまして、構造改革、それからオペレーション改革、これによって、大幅な固定費の削減、それからキャッシュフロー改善、このように見ていくと、この企業競争力の強化につながるものであるのかといふことは、残念ながら疑問は残ります。

また、第一条の目的に掲げられている、「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ということにも直結をしていないのではないかと残念ながら思いますし、INCJのミッションとして掲げられているオープンインバーションを通じた次世代産業の育成による国富の増大とは、現段階でいえば正反対のものではないかなど危惧をいたしますが、この点について

のでありますて、今私が申し上げたような、将来有望な、将来というか新しい将来有望な技術もたくさん持っているわけでありますから、ジャパンデイスプレイに対する支援はオープンイノベーションにつながるよう、産業機構においてはジャパンディスプレイに対して厳格なモニタリングを行つてほしいというふうに思つております。

○中谷(一)委員 今、大臣から御答弁をいたしました。

大臣のおっしゃるとおり、有機ELであつたりとか、技術自体は僕もよりよいものを持っているということを思つてゐるんです。しかしながら、やはり経営の仕方自体に残念ながら問題があるのかなということを思つていて、例えば、アップルに過度に依存をし過ぎているんじゃないとか、あとは、これから車とかそういったところへの反映といふものも今御答弁をいたしましたが、そうした要所要所で経営判断をしっかりと行っていくということを思つていて、その中で、産業力強化法には、当然ですけれども、先ほどお答えをいただいたとおり、資金繰りに困つた大企業を救済するということはもちろん一言も書かれておりません。なので、本来、市場経済では市場ニーズを捉えて効率的な事業運営を行つた者が生き残る、これが原則だと思います。その中で、国が守つてくれるから自分たちは潰れないといふ状況でモラルハザードを起こせば、経営規律、これが失つてしまわれ、また経営常識が狂つてしまします。なので、国の救済の常態化、こうしたことが絶対に起らぬないように、私は、人やお金のリソースが好循環をするような日本経済、これをつくつていかなければならぬと思つています。

そこで、そういう中で、もう一度御確認も含めて伺わせていただきたいんですけれども、今後も投資を続けるとしたら、やはりJDIの将来性

であつたりとか、オープンイノベーションに資するようなものであるということがちゃんと説明で

きた上で、国富の増大に資するものだということを思つてはなく、あくまでもそういうものの推進だということを思つてはいるんですが、これは救済措置ではなく、あくまでもそういうものの推進だとおもいます。

○世耕国務大臣 これはもう全く救済措置ではない、今申し上げたような新しい有望な技術をいかにビジネスとして伸ばしていくか。これは、産業機構もジャパンディスプレイもいろいろな戦略を考えて、私もある程度聞いていますけれども、それはちょっと、ここで言うとライバルに手のうちを明かすことになりますので、まさに今、でも、委員がおっしゃったようなラインできちつとビジネス戦略を描いて対応していっていますけれども、これは決して支援ではない、必ずオープンイノベーションにつながつていくものにしていかなければいけないと思っています。

○中谷(一)委員 わかりました。世耕大臣のおっしゃっていることを私も信用、信頼をしたいと思ひますので、引き続き、JDIをしつかりと、国富の増大につながるような支援をしていただこうとを要望させていただきたいのと、また、昨年三月十三日付の東芝メモリ事業売却に関する志賀会長のインタビューの中でも、産業革新機構は産業競争力強化法という法律に基づき設置されており、成長産業にしか投資できない、法律で我々の資金は投資先の借金返済には一円も充てられないことになつてゐるから、借金返済に一円でも充てたら、私が国会に喚問されることになる、資金繰りに困つてゐる会社の資産を、税金を使ってうちの言葉どおりに業務を完遂していただきたいと思ひます。それでは、次の質問に移らせていただきたいと思いますが、次は、創業の普及啓発に関する支援

について伺わせていただきます。

日本では、そもそも創業に関心を持つ者が少ないということもあり、創業無関心者に対しても、創業に関する理解と関心を深める事業への支援を追加されるということであります。

そうした中、平成二十五年六月に閣議決定された日本再興戦略において、各種創業支援施策を講じたKPIとして、開業率一〇%を目指されると思いました。しかし、その決定から約五年の時間が経過をしておりますが、残念ながら、一〇%に到達したという話は聞こえてまいりません。

平成二十八年のデータでは、開業率が五・六%だったということもあります。これらの状況を踏まえて今回の政策なのだと思いますが、私は、やはり、年限を区切つた目標でなければ意味合いは薄くなると思います。

こうした観点から、この開業率一〇%をいつまでに実現をするのかという期限を区切つて、実際に実現をした案を進めていくことで実現するんだという根拠策をお示しをいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。大臣の所見を伺います。

○世耕国務大臣 もうずっと昔から日本は開業率が低いと言われてきておりまして、そして、そういう中で、日本再興戦略の中で、開業率一〇%、現状のほぼ二倍を目指すという目標を立てたわけがありますけれども、この目標の達成は、いや、政府が何か意図的に責任を持つてやれる目標なのかというと、もちろん我々もいろいろな施設を打つてやっていくんですけども、その施策だけではなくて、やはり、日本人のマインドの改革というか、社会における起業に対する意識改革も必要になつてくる。

○中谷(一)委員 御答弁をいただきました。本當は、大臣とはこのKPIの目標について意見を一にするところがあるんじやないかなと思いますが、もちろんお立場がござりますので、これまでの御答弁のなかと思いますが、一般的に言えば、目標を掲げたときには、誰がいつまでにどうやって実行して解決を図るのか、これを描いてP D C Aサイクルを回していかなければ、やはり目標達成はされません。なので、私からは、年限を区切つていただくことを検討していただくことを要望させていただきたいと思います。

次は、市場経済と生産性に対する見解について伺わせていただきたいと思います。

デービッド・アトキンソン氏という方がいらっしゃるんすけれども、この方が「新・生産性立

「国論」というものを書かれまして、その中に記載をされている〇ECDの生産性に関する報告書と

いうものがございまして、これを読ませていただきますけれども、先進国で最近、生産性成長率が低下している理由は、生産性の悪い企業に対する

各国政府の支援と低金利政策により、企業の新陳代謝が低下し、生産性の悪い企業は生き延び、経済に占める生産性の低い企業の比率が上がっていることにある。生産性の低いままの企業は低い給料しか払えないのに、継続的に付加価値を高めている企業との差が開くことにより貧富の差が拡大していると指摘をされているといった記載がございました。

そしてまた、別に、市場経済によって生まれる経済的弱者の保護を建前に、市場への規制、介入が正当化される例は多い。善意で行われた弱者保護政策が、かえつて一部の既得権益を守る結果となり、大勢の人々の生活を苦しくさせることは珍しくない。市場経済と、規制、介入による不公平の実態をしっかりと見きわめることが重要である。個々の不平等より一般的な所得再分配政策をとることが望ましいと指摘をされている有識者もおられるということあります。まず、これらの大蔵の所見を伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 デービッド・アトキンソンさんは、政府でも、生産性があるのはインバウンドの増加などに関していろいろアドバイスをいただいていますし、私も、書かれているものはかなり読んでいる方であります。御指摘ごもっともなところはあるというふうに思っています。やはり、新陳代謝が非常に重要なだらうといふふに思っております。ですので、ただ廃業といふことになると、これはもう夢も希望もないわけですけれども、やはり、新陳代謝という形で、創業支援とか規制緩和を通じて新たなマーケットに参入をしていく、それを促進することが非常に重要で、そういう意味で、事業再編などを通じて生産性を向上させていくことが重要だとい

うふうに考えております。

○中谷(一)委員 御答弁いただきました。

私も、廃業はやはり夢がないというのは一不定理解ができる、もちろん、企業努力を重ねて、付加価値をどんどん上げていって、従業員の賃金を

しっかりと上げていって、貧富の格差をなくしていこうと努力をしているような企業、私はこれをしっかりと応援していくべきだと思つています。

ただ、その観点で、事業承継に対する集中支援の取組、これを見させていただいたときには、二〇二五年までに、七十歳を超える中小企業、小規模事業者の経営者数は約二百四十五万人、そのうち半数の百二十七万人が後継者未定ということであ

り、日本企業の三割に相当するということであります。また、廃業企業の約半数程度は生産性の高い黒字企業であるということが新しい経済政策

パッケージの中で報告をされております。そして、現状を放置し、中小企業の廃業が急増した

二〇二五年の累計で約六百五十万人の雇用、約二十二兆円のGDPが失われるおそれがあるという指摘がされております。

これが経済政策パッケージに書いてあったことなんですけれども、ただ、これらのデータを見たときに、生産性向上の観点から見れば、半数の黒字企業に対して事業承継に関連する税負担の軽減措置を図る、これは理解できるんすけれども、もう半数の赤字企業に対する優遇措置は、むしろ効果が逆になつてしまふ可能性があるんじやないかと心配をしております。

もちろん、企業努力を重ねていくことによつて、黒字になつていく、従業員の賃上げも行つていい、生産性も上げていく、そうした効果がしっかりとエビデンスを示された上の中でも実証できれば、私はそれはいいのかなというふうに思つてます。

○中谷(一)委員 理解をいたしました。

しっかりとこの事業承継も、やはり産業競争力の強化、生産性の向上に資するような政策、措置事

項であるということは、私は必要だと思いますので、今おっしゃつていただいたような趣旨を踏まえては、所見はいかがでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、事業承継の支援なんですけれども、我々は、どんな事業者でも支援をしていくつもりはないわけであります。やはり、計画的に承継を検討し、また、承継の後、事業展開をしっかりとやっていく意欲のある事業者、これの承継を支援をしていくということになつていてるわけ

あります。

具体的には、今回の事業承継税制で、先代の経営者と後継者が協力をして、承継前までと承継後

の経営計画などを記載する特例承継計画を策定を

して、税理士などの士業や金融機関などを含む認定経営革新等支援機関がその内容を確認すること

にしてます。

要するに、今回我々が考えている事業承継支

援というのは、代わりにすることによって、新しい経営者が少し新しいマインドで経営してもらうことによつて、今までのお父さんがやつていた、ずっと守りの姿勢でやつてきたところから、逆に、お父さんの代に持つていた技術を活用して別の分野へ進出するとか、そういうことにつながつてほしいというふうに思いますし、また、そういう後継者の人材を育てる上では、まさに今御指摘の学び直しとか、そういうことも重要なつてはいるのではないかというふうに思つております。

○中谷(一)委員 理解をいたしました。

しっかりとこの事業承継も、やはり産業競争力の強化、生産性の向上に資するような政策、措置事項であるということは、私は必要だと思いますので、今おっしゃつていただいたような趣旨を踏まえては、所見はいかがでしょうか。

料を私は拝見させていただきました。

その中で、リカレント教育について、これまでのような、高校、大学まで教育を受け、新卒で会社に入り、定年で引退して現役を終え、老後の暮らしを送るという単線型の人生を全員が一齊に送るのではなく、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力スキルを身につける機会が提供されることが重要である、こうした教育と社会の循環システムの中心となるのがリカレント教育であるということでありまして、私自身も、デジタル技術、人工知能などの技術革新が急速に進歩、普及していく中で、必要となる人材育成を行うことは賛同するところであります。

そうした中で、第四次産業革命スキル習得講座認定制度というものを創設をし、今月から開講されるとのことです。この中では、どういう人材をつくって、社会にどういうインパクトを与えていきたいと考えてます。

度における目標すべき成果指標やKPIなどがあれば、それらを交えながら詳細について大臣から御説明をいただければと思います。

○世耕国務大臣 特に、経産省では、ITと、そしてデータ、ビッグデータを扱う分野における社会人の学び直しが大変重要だと考えておりまして、その考え方に基づいて、第四次産業革命スキル習得講座認定制度をいよいよこの四月からスタートをさせたところであります。

そして、もう既に、第一回の認定として、ことし一月に、AIやデータサイエンス、そして製造業におけるIT利活用など二十三講座を認定をして、ことし四月から講座が開始をされているところであります。

こういった取組を始めとして、社会人が学び直しの機会を通じて最先端のITスキルを身につけて、我が国産業全体の生産性向上、新陳代謝の活性化をさせていきたいというふうに思つております。

今、具体的にKPI-Iというのではありません、はつきり言つて。ただ、この委員会での審議を通じて、私もKPI-I、これは絶対要ると思っていましたので、今回のこの二法案で目指すところのKPI-I、それもちゃんとレイヤーをつくつて、きちっとダッシュボードにして、これがこう動けばこう動くということはちょっとときちつとやろうと思って、きのうちょうど、ちゃんとつくるうぜということを指示したところであります。

○中谷(一)委員 すばらしい御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

KPI-Iについて絶対必要だと力強くおっしゃっていましたので、私も必要だと思います。ぜひこうしたものを算定しながら、社会のインパクト、いいインパクトを与えていけるのかということを検証していただきながら進めていただきたいということを思つております。

次に、第四次産業革命や人手不足など構造的変化が起ころる中、価値の創出の源泉である人材力を強化し、人材の最適活用を実現していく観点から、我が国産業における人材力強化に向けた研究会が開かれ、その報告書において、兼業、副業や大人のインターナンシップなどリカレント教育の一類型と位置づけ、推進を図るということです。

具体的には、社会貢献を行うボランティア活動であるプロボノ、出向や社会人インターナンシップの経験、兼業、副業等の解禁や、学生時代におけるインターナンシップを経験させるということでもあります。

兼業、副業により社員に柔軟な働き方や社外での経験を積む機会を提供することは、社員のリテンションや人材確保・活用、さらにはイノベーションの創出の観点からも極めて有効な戦略になり得るということは記載をされておりました。

人材育成という面からいえば私も非常に効果的

承継者がいない、そういう場合もあると思いま
す。

して承継した後、各段階に応じて、あらゆる政策を総動員して取り組む必要があります。

私、この中小企業の承継という部分に関しては、整理すると大体三パターンに分けられるとい

〇%になるということや、非常にいい施策なのか
と思ひます。

たた、やはり、廃業予定企業のうち、業績がいい企業も存在しているということで、裏をめくつていただきいて、資料一というものを御用意させて

今委員が提示していただきているこの資料で、やはり、廃業予定企業でまだまだ業績がいいと思っている会社が多いということ、また、ほか

うふうに思つています。一つ目は、中小企業の代表者が個人でその株式を持つてゐる場合で、その場合の株式の後継者への相続又は贈与、そういう

ただ、ちょっとと確認させていただきたいのは、今まで、事業承継を行われているうち、この今の税制、こちら、利用されたのはどの程度だったん

いただきました。こちらも中小企業庁の資料なんですがれども、上から二列目ですね。これは今問題にしている廃業予定企業ですね。左側、同業他社と比べた業績で、青と赤、青が業績よい、赤がややよい、この二つで30%ぐらいあります。30%ぐらいの会社が、業績がいいといふうに考えている、廃業予定なのにもかかわらず。それから、右側ですね。では、今後十年間、

のバーでも、例えば未定の企業になるともつと多くなってくる。こういうところをやはりしっかりと事業承継させていくことが非常に重要なだというふうに思っています。

特に、ですから、事業承継前の準備段階の支援が重要だと思っています。やはり経営者に気づきを与えていく。やはり中小企業の経営者というのを本当に忙しい。自分一人でもう走り回って資金は本当に忙しい。

パターん。二つ目は、代表者の会社の株式を第三
者に譲渡するというパターンですね。それから三
つ目としまして、代表者の会社がございました
ら、その会社の主要な事業を第三者に譲渡する。
そういうパターンに分けられると思つています。
大体この三つが多くて、あとはその他といふう
に言つてもいいと思います。

○吾郷政府参考人 事業承継税制の利用件数についてのお尋ねでござります。
平成二十一年における事業承継税制の認定件数は四百四十一件でございます。それから、制度が創設された平成二十一年度からの累計で約二千件の活用実績がございます。

将来性はどうなのかといふところを見ると、五・五%，青が、成長が期待できる、十年間で。それで、赤が、成長は期待できない、まあ現状維持は可能、少なくとも、これが三五・四%。合わせてやはり四〇%以上ありますということ、結構のところ、結構、廃業予定なんだけれども業績がいいという会社さんが廃業予定でいらっしゃる。

繰りから営業からいろいろなことをやっている中で、なかなか後継者のことを考えてる時間がなないという面があると思ってますから、その気づきを、今、チェックシートとかそういうことで、なるべく後継者をどういうふうに選んでいくかということを意識していくだくといふことも始めてあります。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。
御指摘のとおり、事業承継税制は、非上場会社の株式等を先代の経営者から後継者に相続、贈与の事業承継税制について詳しく述べていただけますでしょうか。

年、九年余りですね、それで約二千件の実績と。一年で、私が聞いたところによると、承継自体は三万五千件ぐらいあるということで、約三十万件承継があつて、そのうち二千件。ちょっと、私の感触としては、利用された数というのが少ないのかなという印象がいたします。

たい、しかし後継者はいない、これでいて、もうしようがないのでやむを得ず廃業という、いわゆる黒字倒産の場合ですね。これはさすがにもつたいいというふうに思つんです。社会的損失であるというふうに思つて います。

せつかく生産性が高い企業であるのに、それが廃業してなくなつてしまつて、そこで働くへた

き継いでビジネスを拡大したい、これは結構あります。なかなか自分で一から支店をつくるのは大変だけれども、あの企業をそのまま買って、自分のところにMアンドAで一緒になった方がいいような発想を持つていて事業者もたくさんいますから、そういうところを、なかなかそれも情報共通ができますんか、マッチングさせて貰って、今

平成三十年度の税制改正で、今回拡充した部分でござりますけれども、これは、承継時の贈与税、相続税の支払い負担をゼロにしたということで、そしてまた、これまで、先代経営者から後継者への一対一の事業承継しか対象にならなかつたところ、今回、複数の株主から最大三人の後継者

和田役立でまたが、今回の折合でとこまで交換があるのかなど、ちょっと疑問なんですね。これは、もう本当に言うのがはばかられるんですね。が、ちょっとフォーカスがぼやけているのかもしないのかなというふうに思っています。

方々が生産性の低い企業に労働移転をしてしまって。こういう状態は、労働移転のあり方としても、その本人の立場に立つたとしても、やはりもつたいたないので、ない方がいいと思います。こういった状況に対して、大臣、御認識はいかがでございましょうか。

か、そういう支援をやって、まさに今、ここ、委員が聞いていただいているようなところ、あるいは、青、赤のゾーンで、廢業をしようとしているとか、あるいはまだ後継者が決まっていないというふうなところで特に特にこれをしていく必要があるんだろうと思っております。

への承継にも対象を拡大いたしました。
さらに、雇用要件の弹性化、そして、将来、株式を売却した場合等の納税が必要となる場合にも、納税額を再計算いたしまして、事業承継時の株価をもとに計算された納税額との差額を減免する制度を設けたということでございます。

しないなどいろいろにも思つたりもしてしまつた。今問題となつてゐる承継問題の対象は、大企業ですとか市場で高く評価されているような会社ではないわけです。対象は、すこくもうかつてゐるわけではないけれども、そこそこ頑張つてゐる中型企业、つまり、うなづきハイテク企業です。

は、日本経済全体の問題として捉えなければいけないと思っています。雇用にもGDPにもやはり深刻な影響を与えるかねない問題だというふうに思っています。承継前、そして承継するとき、そ

大切な部分かと思います。
実際の政策の方に移らせていただきたいと思いま
す。

簡単に言うと、相続税・贈与税の納税猶予の猶予割合が100%になった、また、対象が広がったというものです。一見、聞くと、一見と

小企業もソシエンタインノーションをしてしまいます。それで、そういうふた企業にとっての税負担の軽減に関しては、従業員退職金を支給することにした
り、暦年贈与で株式数を減少させていつたりと、既存の生前対策で結構手段があるんですよね。そ

そもそも相続税は三千万円の基礎控除もある。

そうなると、この納税猶予の制度という

のは、五年の承継計画を出して、そして都道府県の認定を受けといふうに、手続も非常に煩雑で

すし、そのための専門家も雇わなければならな

い。それで報酬などのコストもかかるてくる。こ

の黒字倒産をなくそうといったときの対象と考え

られる、そこそこ頑張っている中小企業さんに

とっては、ここまで手続を踏むメリットが正直

余りないんじゃないかな、だからこそ、今までの

非常に少ない利用実績だったのかなというふうに

思つちやつたりもするんです。

これに対しても、先ほど申し上げたように、非常

にもうかつていてバリューが高いという会社に

とつては、とつてもいい制度になっています。た

だ、そういう会社は既に後継者がいます。なの

で、別に、この制度で後継者がいない黒字倒産を

解消するとは何か余り関係がない気が非常にして

います。

というわけで、この施策の目的にちょっといま

一度立ち返つて考えていただきたいなというふう

に思うんです。

株式の相続や贈与のときの納税猶予という制

度、つまり、株式の相続とか贈与ができるという

ことは、親族内とか社内人材とかで既に後継者が

決まっている状況ということになります。しかし

ながら、今回の中小企業の承継の問題の本質とい

うのは、後継者がいない黒字倒産を防ぐといふこ

とにあります。

したがつて、この施策というのは、多くの中小

企業にとってはメリットが余りないのかなと思われる制度ですし、そもそも後継者がいない会社を

ターゲットにしていないよねというふうに思えるので、大変恐縮なんですが、少々ポイントがずれているのではないかなどというふうに思つております。

それでいて、私、先ほど三つポイントを申しま

したように、重要なのは残り二つのポイントでし

て、代表者の会社を第三者に譲渡するとい

う場合、そして、代表者の会社の主要な事業を第三者に譲渡するという、この二つの場合の支援をいかにするかということだと思います。

理由は、ちょっと繰り返しになりますけれども、中小

企業の承継で、後継者のいない承継問題を解決す

るというのは、これら二つの場合だからなん

です。

そこで、こういった二つのケースにおける支

援、後継者のいない会社への支援というものをどう考

えているのか。大臣、いかがございましょ

うか。

【委員長退席、平委員長代理着席】

○世耕国務大臣 フォーカスがばやけているとい

う厳しい御指摘……（松平委員「済みません」と呼ぶ）いやいや、いいんです。それは。

ただ、我々も、一応これは、中小企業の声を聞

いてこの制度を考えさせていただいていますし、

やはり、十年前の価値でいきなり相続税が飛んでくるかも知れない、そういう制度ではちょっと怖

くて使えないという声が非常に多かつたわけじ

て、今回、特に親族における相続、贈与の中でも一番拡充されたところというのは、その時点での評価で相続税が課税されるようになつた、ここはやはり、今後事業承継を進めていくに当たつては非常にいいところだと思いますし、ここがきつかけて使いたいと思います。

ただ、一方で、平成二十七年度に行つたアンケート調査でも、この五年間で事業承継が行われた企業のうち、親族外承継の割合が六六%程度になつております。近年増加傾向にあるわけでありまして、この親族以外の第三者による承継をMアンドAを通じて活性化させていくことも、中小企業の事業承継を促進する上で非常に重要な課題だ

というふうに思つていています。

そのため、今回の法案では、中小企業等経営強化法を改正することとしまして、MアンドAの際

に負担となる登録免許税と不動産取得税の軽減措

置ですとか、あるいは法的な許認可の引継ぎの特

例措置、こういったものを盛り込んでいるわけであります。

法案に盛り込んだ措置だけではなくて、平成二十九年度の補正予算でも、MアンドAを実施した後の後継者による新しいチャレンジを応援する補助金を盛り込ませていただきました。平成三十年度当初予算では、後継者難の事業者とビジネスを拡大しようとする事業者のマッチングを支援する事業引継ぎ支援センターの体制強化などを入れさせていただきました。

親族の承継もしっかりと後押しするとともに、MアンドAを通じた中小企業の事業承継も強力に後押してまいりたいと考えています。

アンドAを通じた中小企業の事業承継も強力に後押してまいりたいと考えています。

アンドAを通じた中小企業の事業承継も強力に後

押してまいりたいと考えています。

○松平委員 どうもありがとうございます。

親族内承継については、やめた方がいいと言つ

てあるわけじゃなくて、ちょっとフォーカスの部

分でいうところでございました。ありがとうございます。

今、事業承継、MアンドAの部分で税制の優遇

という観点をおつしやいましたけれども、こちら

、ちょっと深掘りしたいんですが、具体的に、

どのような支援なんでしょうか。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

中小企業等経営強化法に基づいて認定をする経

営力向上計画の類型に、MアンドAを通じた事業

再編に関する計画を追加いたしまして、この計画

について主務大臣の認定を受けた中小企業がMア

ンドAを行つ際に発生する不動産取得税、登録免

許税について軽減を行うこととしております。

例えば、合併による不動産の所有移転登記につ

きましては、登録免許税を通常税率の半分に軽減

するといったようなものでございます。

つまり、合併もそうですし、事業譲渡する際の

譲渡資産、だから、資産自体に対する登録免許税の負担の軽減措置というものだと理解させていた

だきました。

先ほど、親族内承継の場合の、お話しいただい

た税金猶予という部分ですね。これは、中小企業で、代表者が個人でその会社の株を持っている場合で、その後継者への株式相続又は贈与の場合に課税が一〇〇%猶予される。一〇〇%という、相

当な優遇であるというふうに思います。

この相続税、贈与税への猶予という措置、これと平仄を合わせるとしたら、この第三者への事業承継の場合、株式譲渡の譲渡益への猶予ですとか、事業譲渡の譲渡益への猶予というものを考えわらないでしようか。こちら、やはり平仄を合

わせるという意味では、相続税 贈与税の猶予と一に考えて考えられるというふうにも思えるんで

す。

そして、承継者がいない黒字倒産を防ぐという観点からは、むしろこの株式の第三者への譲渡と

いう、そちらの譲渡益、それから事業譲渡への譲渡益、ここにフォーカスするというのは重要なのがなというふうに思うんですけれども、いかがで

しょうか。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のとおり、登録免許税あるいは不動産

取得税の軽減というのは買い手側の優遇措置でござります。売り手側の背中を押すということも重要だということでございます。

先ほども御説明を申し上げておりますけれども、

も、まずは、地域の支援機関が連携した事業承継ネットワークによるブッシュ型の情報提供、あるいは気づきの機会の提供、こういったことを早期の承継準備のために行つてまいります。また、事業引継ぎ支援センターによるマッチング支援も今強化しているところでございます。

今後とも、先生の御指摘も踏まえまして、Mア

ンドAを通じた事業承継の促進のために、売り手、買い手双方の課題をしつかりと把握いたしまして、支援のあり方について検討してまいりたい

と存じます。

○松平委員 どうもありがとうございます。

承継者がいない黒字倒産を防ぐという趣旨から

は、やはり売り手側をブッシュするというところ

でぜひとも前向きな検討をお願いしたいな、こちらに、今おっしゃつていただいた部分に力を入れていただきたいなというふうに思つております。

それから次に、金融支援の拡大という点についても先ほど大臣おっしゃつていただきましたけれども、この金融支援の拡大という部分、これもちょっと具体的にどのような政策なのか教えていただきたいと思います。あと、実績についてもよろしければ教えてください。

○吾郷政府参考人 まず、実績についてでございます。

これまでの経営承継円滑化法に基づく金融支援の対象は、事業を承継した者に限られておりまして、平成二十一年三月の法施行から平成二十九年十二月末までの間において、金融支援の利用認定件数は百四十二件となつております。

金融支援と申しますのは、一つは、信用保証の枠の拡大、別枠でございます。それからもう一つは、日本公庫などの融資、低利融資となつております。

今回の法改正におきましては、これを、MアンドAを行ふ際に、買い手側に事業承継を行ふ前に株式や事業用資産の買取り資金が必要となるということが想定されるのですから、今回、法改正をいたしまして、この信用保証の特例や政策金融公庫による特例融資の対象に事業承継を行おうとする者を追加するというものです。

○松平委員 どうもありがとうございます。

今回、信用保証の特例ですか政策金融公庫の低利融資、こちらの対象となる方々をふやした、そして、対象となる、拡大した相手というのが、今までには、承継した後の中止企業者だけであったのを、承継する前、承継を行おうとする人を追加したことですよね。

今のをお聞きして、済みません、ちょっと驚きました。というのは、MアンドAで資金が必要になるのは、通常は承継前なんですね。それなので、承継後しか支援を行えないというの

は、やはり使い勝手が悪かつたのかなというふうに思つてします。

先ほど、実績の方で百四十二件というふうにあります。ただ、そうはいつても、事業承継を行おうとする者といふのは、文言として非常に曖昧なのは確定だと思います。行おうとする者、つまり、行う予定がある人ということですね。行おうと思つていますよというだけでは、これは、本当にあなたは行うんですかということがわからないので、もちろんみんなに支援するわけにもいかないのでは、行おうとする者をどういうふうな形で限定するか、限定というか定義づけるのかということが必要になつてくるのかなというふうに思つているんです。

ここで条文を見てみると、事業承継を行おうとする者は、当該ほかの中小企業の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行ふと認められることというふうになつていまます。こちらを見ても、余り明確ではないのかなとうふうに思ひます。

もうちょっと具体的に、どのような者が対象となることを想定しているのか、教えていただいてもいいでしょうか。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

MアンドAなどの際には、基本合意書あるいは譲渡契約書といったものがやりとりされることが通例でございます。こうした契約書をこの金融支援の申請の際に提出していくだくということで、承継を行おうとする者として認定することを今考えております。

そういうたところをちゃんとしっかりと審査な

り運用していただき、モラルハザードが起きないよう運用していただきたいなというふうに思つております。

それで次に、今、MアンドA税制、それから金融面での支援についてお聞きしましたけれども、先ほどちょっと世耕大臣もおっしゃつていただきたいんですけども、相手がないとやはりMアンドAは始まらないと思います。

それで、相手探しについてですけれども、具体的にどのような施策があるのか、こちらも教えていただいていいでしょうか。

○吾郷政府参考人 後継者難の事業者と、事業を引き継ぎ、ビジネスを拡大しようとすると事業者のマッチングを支援する事業引継ぎ支援センター、これは、全国の商工会議所でありますとか、あるいは都道府県の産業振興センターなどに今四十八カ所ございますけれども、こういったものを展開しているところでございます。

相談件数、マッチング成約件数とも増加をしておりまして、今、その体制の強化をしているところでございます。現在の相談員数も、一年前の約三割増、百四十人になつております。

こうした体制強化を含めまして、現在、六百件程度の年間マッチング件数を、平成三十三年度には二千件とすることを目指しているところでございます。

○松平委員 最近では、MアンドAの媒介を行ふ民間業者のプレイヤーも非常にふえてきていくということなんですねけれども、民業の圧迫になつてはやはりいけないかなというふうに思つてゐるんです。

そういうた、民間とのすみ分けについてはどういった御認識でしょうか。

○吾郷政府参考人 お答えいたします。

中小企業のMアンドAマッチングの扱い手といふたしましては、金融機関あるいはMアンドAの専門仲介業者などが存在しております。

ただ、この多くの方たちは、一定規模以上の事

業者に対する取組が中心となつております。やはり小規模なMアンドAの扱い手にはなつていなといふ現状がござります。

このような状況の中で、事業引継ぎ支援センターは、主として比較的小さな規模の企業に対する相談対応、マッチング支援を行つております。地域金融機関やMアンドA仲介事業者に取り次ぎまして、それでも相手が見つからない場合に、事業引継ぎ支援センター自身がみずからマッチング支援を行ふということにしております。

このように、民間との役割分担、連携をしているところで理解しました。

やはり、民間では売上高十億円ぐらいのところに残していくかペイできないというふうにも聞きます。そうすると、ちょうど民間と行政のターゲット層の中間に位置するような企業、大体売上高が三億円ぐらいから五、六億円ぐらいの市場というのがぱつかりとあいてしまつてゐるんじゃないのかなと。生産性の高い、地域に必要な中小企業をいかに残していくかという観点からは、市場のちょうどすぎ間である売上げ三億から五億ぐらいある規模の企業、こつちだつて、結構、将来性ある企業が多いんじゃないかなというふうに思ふんです。

そこで、この市場について、このMアンドAマーケットを活性化させる必要というのはやはりあるのかなと。この層についてのアプローチ、今後の取組についてお聞かせください。

○世耕国務大臣 御指摘のように、切れ目なく、小さなところから比較的大きい中小企業まで支援をしていかなければいけないと思っています。

今話で出ております、小規模な企業のマッチングを行つておられる事業引継ぎセンターについては、直近三年で成約件数が五倍以上になる、急増しているわけでありまして、今後、今御指摘の中間的な規模の中小企業もしっかりとカバーしていただけるように体制を強化していきたいというふうに思つてゐます。

あと、今、事業承継ネットワークというのがありまして、これが、いろいろな支援機関ですとかあるいは地方の金融機関がお互い情報交換をして、事業承継を進めていこうということですが、今御指摘の中間的な規模の企業というの割と地銀、信金が抱えているケースが多いと思つていて、これも、こういったネットワークを通じて、地銀、信金の持ついるような情報と、そして事業引継ぎ支援センターが持つっている情報を組み合わせることによって、切れ目のない支援ができるのではないかとうふうに思つています。

○松平委員 どうもありがとうございます。

こちらも、事業承継の問題、下手をしたら、先ほど冒頭申し上げたように、二十二兆円もの GDPにかかわってくるという大きな問題ですので、ぜひともエールを送らせていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○稻津委員長 次に、菊田真紀子君。

○菊田委員 おはようございます。無所属の会の菊田真紀子です。

この法案に関しては、今週の火曜日、そして水曜日、そしてきょうの金曜日ということで、三日間にわたりて審議が続けられてまいりました。私たち野党は、政府が提出された法案、しっかりと議論をして、どこか欠点がないか、あるいは残っている疑問点、しっかりと追及していくことが大事だというふうに思つております。

まず、前回の質問の際に確認できなかつたことを改めて伺いたいと思います。

創業時の無担保、無保証での融資制度において、どれだけの融資が行われ、返済されなかつた融資はどの程度あるのか、御答弁をお願いします。

まず、前回は資料が整つておらず、申しわけございませんでした。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

この当該制度の平成二十八年度における貸付け件数ですが、金額ベースでは一・七%、件数ベースでは一・一%というふうに思つています。

○菊田委員 ありがとうございます。

今御答弁いただいたとおりでありますけれども、日本政策金融公庫の新創業融資の期間が終了しても、民間の金融機関等の融資ができなくなつて、その結果、新規事業者保証がない形で円滑に受けられるようになります。

こうした創業時から、さらに、事業を着実に展開していく段階まで、資金支援も含めた支援について、これは大臣の見解を伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 日本の創業五年後の企業生存率というのは八一・七%でありまして、これは他の欧米諸国に比べて非常に高い水準にあります。創業者が中長期的に事業を更にそこから、ただ生き残っているだけではなくて、もっと発展させることができるよう支援をしていくことが非常に重要だと思っていまして、創業時にかかる支援だけじゃなくて、創業後も引き続き継続的なフォローを行っていくことが重要だと思っています。

日本公庫においても、創業時に支援した企業に対してしっかりとフォローを行つております。例えば、一時的にその業種の業況が悪化した際のセーフティーネット貸付けなど、事業者のニーズに応じた資金繰り支援を行つております。

このため、昨年の通常国会で、中小企業信用保険法等を改正をさせていただきました。信用保証制度について、金融機関の保証のつかないプロパー融資と保証つき融資を適切に組み合わせるリスク分担を行うことによって、金融機関による事業性を評価した融資ですか、その後の期中管理、経営支援の取組を一層引き出す仕組みとすべく、制度見直しを実施したところであります。新たな制度は、ことし四月一日から既にスタートしているところであります。

さらに、産業競争力強化法に基づいて、創業者にとって身近な存在である市町村などの自治体が中心となって、認定支援機関、地域の経済団体、金融機関などの創業支援事業者とネットワークを構築をして、創業しようとする人だけではなくて、創業後もワンストップで相談に乗れるような支援体制も整備しているところであります。

○菊田委員 ありがとうございます。

創業後の企業の生き残りが八一・七%ということがありますので、大変期待したいと思いますが、逆に言うと、創業してから五年間が非常に重要なこともあわせて言えるのではないかと、いうふうに思います。

大臣、これは通告していないんですけども、済みません、政府参考人の方に私が質問させていただいたのは、各國、特に欧米に比べると、日本では、創業しよう、創業したいという意欲を持つ人が極端に少ないということが言わわれているんですねけれども、政府参考人の方から、ごめんなさい、政府参考人ではなくて、この前の参考人質疑のときですね、それの立場から御回答いただきました。

大臣はどんなふうに感じていますか。

○世耕国務大臣 やはり、欧米に比べて、開業率が半分程度ということありますから、非常に低い水準だというふうに思つていて、これはしっかりとふやしていかなければいけないと思います。

要因はいろいろあると思います。まず、いわゆるベンチャーキャピタルという、ベンチャーをお出しする仕組みがまだ日本は小規模であります。そこで、やはり社会的に、ベンチャーや起業、アメリカでは、大学を卒業する人で、大企業に就職する人が一番優秀なわけじゃなくて、やはりベンチャーキャピタルに就職する、あるいはみずから卒業後には起業する人が一番優秀だと、もうそういう社会観念になつていています。それでも、日本の場合、やはり、新卒一括採用のものと、大企業にみんなが競つて就職する、こういう文化に一つ大きな問題があるのではないかと、いうふうに考えております。

専門的かつ客観的な観点からの意見を聞くということになつていますが、事業計画の当該分野の専門家を集めることで、そうなると、事業に積極的な人ばかりが集まるのではないかと、いうふうに思っています。

○菊田委員 どうもありがとうございます。

次に、規制のサンドボックスの公平について取り上げたいと思います。

事業計画の認定に当たつては、評価委員による専門的かつ客観的な観点からの意見を聞くという事態になつていますが、事業計画の当該分野の専門家を集めるということですので、そうなると、事業に積極的な人ばかりが集まるのではないかと、いうふうに思っています。

○中石政府参考人 お答えします。

革新的事業活動評価委員会の委員は、幅広い分野、領域に及ぶ内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関するすぐれた識見を有する者を任命することとしており、委員会の主管である内閣府の長として内閣総理大臣が任命を行います。

委員の人選につきましては、平成十一年四月に閣議決定されました審議会等の整理合理化に関する基本的計画に基づきまして、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるように留意してまいる予定であります。

また、委員の人数につきましては、迅速かつ円滑な評価を行う観点から、同基本的計画に基づきまして、原則二十名以内の民間有識者により構成

家戦略特区の決定にいわば押し通される形で認可が行われました。

評価委員会の意見が出たら事実上最終決定になるということではなく、規制所管大臣が、規制のあり方、必要性等の観点から認められないと判断すれば計画を認定しないことが、株組みの上からも、また実際の運用面からもできるということによいか。大臣、確認させてください。

○世耕国務大臣 事業者から提出される個別の実証計画については、主務大臣のうち規制所管大臣が該実証に関する規制に違反しないと判断した上で認定するわけあります。

計画の認定に当たって、評価委員会は主務大臣に対して意見を述べることとなつてゐるわけですが、意見の内容は、新技術等実証によるイノベーションの社会実装や規制改革を通じた日本経済全般への効果に関して、あくまで専門的かつ客観的な見地から行う評価に関するものであります。

また、評価委員会が規制所管大臣に対して述べる意見や勧告は、規制所管大臣を法的に制約するものではなくて、規制所管大臣をいわばオーバーライドして結論を押しつけるようなものではありません。

制度の運用に当たつても、こうした仕組みの趣旨を忘ることのないように、しっかりと公正かつ透明に手続が運用されるようにしていきたいと思ひます。これによつて、規制法令が保護する完全性ですとか公益性は担保する一方で、多くの事業者に新しい技術などの社会実証にチャレンジをしてもらつて、実証によつて得られた資料や情報を利用して、規制をより合理的かつ現代的なものへと見直していくことを目指してまいりたいと思ひます。

○菊田委員 資金調達支援について伺いたいと思ひます。私はいま一つ腑に落ちません。新技術を実証しようとする事業者が果たして資金調達支援を必要とするのでしょか。

本会議の質問で、私は、規制のサンドボックス

がお友達の砂場になつてはいけないと申し上げま

した。少し言葉が過ぎるかもしませんけれども、この債務保証等の資金調達支援がよもやお友達へのお小遣いになつてしまふことは決して許されません。

そもそも債務保証等の資金調達支援は不要ではないかと考えますが、もしこの措置が講じられるとしてもその運用は極めて限定的に行われるべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

○世耕国務大臣 新技術等実証制度は、革新的な技術やビジネスモデルの社会実装を促進するための仕組みを整備するものであります。独創的なアイデアを持つ方や革新的なビジネスモデルをス

ピーディーに事業化したいと考えるいわゆるベンチャー経営者など、幅広い方々に使っていただきたいと思っています。

一方で、革新的な技術などのアイデアを持ついる中小・ベンチャー企業ではあるけれども、一方で実証に必要な資金調達力に制約があるため実証を行うことが困難な事業者も存在するものだと思つていています。

このため、認定された実証計画に基づく新技術等の実証に必要な資金について中小企業基盤整備機構による債務保証などをを行うことで、資金面で実証に支障を來している事業者のリスクを補完して、イノベーションにチャレンジできるよう応援するものです。

この債務保証制度においては、保証の割合を五割として事業者にも一定のリスクを負担していた

だくことになつております。これによつて適切なリスク分担の中で社会実証が促進されることを期待しております。

○菊田委員 時間が来ましたのでやめますけれども、せつかこの制度がお友達のための制度にならないよう、ぜひしっかりとやつていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○田嶋委員 御苦勞さまです。

長時間の審議でございますが、私から、まず法

案の前に、やはり世耕大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

テレビの報道によりますと、昨日、柳瀬さんは官邸に二回入られておるようでございます。午前と午後に一回ずつですね。午前の官邸に入った後、マイクを向けられて、日米の話などという話でありました。午後は、同じマイクを向けられて、米国の話ということでおつしやつております。

当然ながら、総理秘書官として入ったわけではないわけでありますので、今の上長である世耕大臣から、どういう用件で入ったのかをお尋ねします。

○世耕国務大臣 これは、柳瀬審議官の職務として官邸に入つた。柳瀬審議官は特に通商交渉などで海外との交渉などを担当している、これが私が見えた彼の担当でありますから、その担当の一環として首相官邸を訪問しているというふうに認識をしております。

○田嶋委員 ありがとうございます。

ちなみに、世耕大臣は、来週の総理の訪米に一緒に行かれるんでしょうか。

○世耕国務大臣 これも、朝から新聞記者にも聞かれていますが、まだ全く、行くも行かないも決まっておりません。

○田嶋委員 昭恵夫人はいかがでしようか。

○世耕国務大臣 これは、私の立場ではわかりません。

○田嶋委員 おつしやるとおりですね。

柳瀬さんについては、上長として、出す予定はありますでしょうか。

○菊田委員 時間が来ましたのでやめますけれども、せつかこの制度がお友達のための制度にならないよう、ぜひしっかりとやつていただきたいと思います。

一回あります。そのうち五十五回は経産審議官が同行しています。同行していないのは、恐らくオリエンピックとかの開会式とか国葬へ行ったときとかそういうときではないか。

基本的にには、通常、経済がテーマになる場合は同行するということで、今回はわかりません。まだ何も決まっておりません。

○田嶋委員 通常じゃなくて、今は異常事態な状況だというふうに私は思つております。

今、柳瀬さんがどういう状況に置かれているかということは、上長としてよく御理解いただいていますね。

○世耕国務大臣 報道等で承知しております。

○田嶋委員 今、所掌に関する話ではないにしても、異常な状況にある、来週証人喚問もあり得るわけでありますから、どっちが大事だということは言いませんけれども、しかし、彼でなければならぬのでなければ、当然証人喚問を優先すべきだと私は思いますよ。それは、疑惑訪米団なんて言われないように、ぜひ気をつけていただきたい、本当に、今、上長ですから。

今、上長、世耕大臣にそれは念を押しておきたい、本当に、今、上長ですから。

○世耕国務大臣 彼は今、経産審議官でありますから、経産審議官としての職務を全うする、これは公務員としての私は義務だというふうに思つてます。

一方で、証人喚問とかそういうのは国会がお決めることがあります。そこで、私は、証人喚問ということをやめます。これは出席しなければならないわけでありますから、それは、適宜、その都度判断されることだと思います。

○田嶋委員 どちらが大事だとは申しませんがと申しました。大臣、上長として適切な御判断をしていただきたいというふうに思いました。

それでは、法案についてお尋ねをいたしたいと思います。

こういうほかの質問に時間を持たれてどんどん

質問時間が減るわけでござりますが、私がこの限られた時間できよう大臣に強調したいことは、時間軸と空間軸を意識しながら新しい政策の提案を国会に対してしてほしいという、その一点であります。

時間軸ということはどういうことか。歴史に学ぶということでありますし、少し実務的な言い方をすれば、PDC.Aをちゃんとやっているかといふことです。この間も申しました。人事異動で大体一年に一回新しい人がやってくるわけでありまして、自分がいる間に何か新しい法案を出したい気持ちはよくわかる、何か予算をとりたい気持ちもよくわかる。それは人情ですよ。

しかし、大事なことは、連続していますから、いろいろなことをやられる国民の側からすると、金を使って一体成果が出ているのかどうか、はつきりしないのに、次から次へと、コネクテッド・インダストリーズとかいいながら、毎回毎回新しいものを出されれば、反対はしづらい側面も強い中で、本当にいいのかなというふうに思っちゃうのは当たり前ですね、大臣。

だから、時間軸と空間軸のうちの最初の時間軸ということで、私は、今回の法案、出してきたのはいいけれども、振り返って、こういうような成績と評価をいたしておりますという説明はほとんど、私に対しては少なくともなかつたですよ。なから、なかなか。終わつた話は成績が出てきてから、なにかあります。政府からの概要資料にも、そういう部分はほとんど割愛されている。これからやる話ばかりですよ。これからやる話は批判しにくんだから、なにかあります。政府からの概要資料にも、そういう部分はほとんど割愛されています。そこをしっかりと押さえるといふね。

大臣、それは世耕大臣のもとでちょっと情けないと思います。そこをしっかりと押さえるといふね。

○世耕国務大臣 これは、まさに過去の政策を検証して、その評価をやつた上で、今回も政策を出させていただいております。

例えば、産業競争力強化法、今回改正させてい

ただくわけですが、これはもともと、長引くデフレで低迷してきた日本経済を再興するために、三つのゆがみ、過少投資、過剰規制、過当競争、これが是正を目的に制定されたものであります。

特に、過少投資については、二〇一二年度に六十三兆円まで落ち込んでいた設備投資、これは、施行後三年で目標としていた七十兆円程度まで回復して、そして二〇一六年度には、今八十四兆円にまで増加をしています。ただ、一方で、設備投資はこれだけ目標を上回る増加をしているんですけど、中身を見ると、例えばR.AND.D型ベンチマークなどとユニコーンベンチャーへの大型の投資案件というのが少ないという課題が出てきました

わけであります。

また、過剰規制については、これまで、新事業特例、グレーザー解消制度が、健康・医療ですかと観光など幅広い分野で約百四十件活用されました。しかし、そこで、民間企業が規制緩和のサンドボックスにフォーカスして新規ビジネスが開始されるなど一定の効果がありました。一方で、必要なデータが収集できないために、規制改革に踏み切れず、技術革新の成果を社会実装、早くできないという課題も出てきました

わけであります。

○福津委員長 理事会で協議します。

○田嶋委員 よろしくお願ひします。

それで、では、私は、個別に、この固定資産税の減免と規制のサンドボックスにフォーカスしてお尋ねしますけれども、それぞれ、過去にやつた取組があるわけですね。これはどうだったのかということです。どうだつたのか。百点満点だからこれもやせてくださいといふことを言つていいのか、いや、ここは足りなかつたからこういうことを考へているとか、そういう話をちゃんとわかるように説明してほしい。副大臣、お願ひします。

○武藤副大臣 私からお答えさせていただきま

す。

固定資産税の件についてですけれども、現行のいわゆる二分の一の特例措置でありますけれども、これは委員御存じでございましょうからもう省かせていただきますが、二十八年の七月からでございますが、中小企業等経営強化法に基づいて、今、三十年の二月末時点でありますけれども、約四万九千者が経営力向上計画の認定を受けおります。認定を受けた計画に基づいて新規の設備投資をした事業所が約三万四千者、対象となつた設備投資は約一・八兆円になると推定をされております。その多くが固定資産税の特例も活

用しているものと考えられております。

また、私たちが昨年十月に行つた調査でありますけれども、固定資産税の特例措置を活用した企業の七五%が、固定資産税の軽減を受けることに回答していただいたわけですが、現行の制度は、新たな設備投資を後押しすることによりまして、中小企業の生産性向上を促進しながら企業収益等に貢献していると考えております。

そこで、政府参考人で結構ですが、今回の法案の中には税の方の部分は書いていないわけでありまして、その手前の承認の部分までが書いてある

わけであります。こういう計画をやりたいといつて、一回資料をくつづけて、承認を得られました。しばらく時間が、タイムラグがありますから、今度、固定資産税の減免を受けるときに、違う窓口に、また同じようなことをやらなきゃいけないときに、ゼロから同じような資料の添付を求められる。

いかにも役所にはありがちなわけですが、現場ではこれが迷惑のもとなんですね、大臣。そういう想像力を持つて私は政策をつくるべきだと思いますが、そういうことはないです。

○吾郷政府参考人 お答えいたしました。

御指摘のとおり、事業者が本特例による固定資産税の軽減を受けるためには、市町村に対しても、まず先端設備等導入計画の申請を行い、そして次に固定資産税の申告を行う必要があるということです。

税の申告に関する実務につきましては、各地方自治体の事務ではございます。ただ、今、税の申告の際には、計画認定書の写しを添付するということになつております。事業者に新たに大きな負担を強いる手続ではないものと認識しております。

○田嶋委員 現場は生真面目にやつてしまふのが常ですから、これはむしろ、こちらからちゃんとお話しを省くためにも、必要な通達、通知を出して、こういうのは省略していいですよといふことをちゃんとやつしてください。

いいですか。

○吾郷政府参考人 今の御指摘も踏まえまして、何ができるか、総務省とも相談させていただきま

す。

○田嶋委員 愛媛県みたいに官邸に来るなんてことはなかなか簡単なことじゃないと思いますよ、

地方の自治体からすれば。だから、それをおもんぱかって、先に手を打つていただきたいというふうに思います。

それからもう一点でございますが、今回、自治体の独自性を尊重するというの大変評価をされ

ている面ですね。しかし、自治体の独自性を尊重するに、また新たな悩ましい問題が得出る。

企業は、複数の自治体でビジネスをやっておるわけだと思います。例えば、五カ所の自治体に同じような工場や営業所を持つていて、同じような、今回のこういうインセンティブで設備投資をしてようということで、償却資産の導入を検討した。ところが、ふたを開けたら、千葉市だけはそれはオーケーしたけれども隣の町ではだめだったというようなことがあると、経営者から見ると何だという話になります。

それは、自主性があるからこそこういう問題があり得るのかもしれません。こういう問題はやむなしと考えているのか、何らか手を打つのか、いかがですか。

○武藤副大臣 委員の御指摘の点でありますけれども、これは、今、市区町村が個別に導入促進基

本計画を策定することとなつておりますので、そういうことによりますと、自治体によって、先生がおっしゃられるように、計画の内容は異なる、したがつて、固定資産税の軽減の対象が、業種や設備が自治体間で異なるということが当然これはあり得るわけであります。

固定資産税のこの特例措置ですけれども、全国一律に行うわけではなくて、固定資産税を賦課している市町村がそれぞれの地域経済性の特性を考慮するという点でありますので、地域の実態に即した計画に基づいて優遇措置を講じていくことがポイントであります。

こういう運用になつておりますけれども、各自治体において認定の対象となる設備を事業者にしっかりと認識をしていたら、そういうことが要であると思つております。また、事業者に対しても、各地での説明会の開催や、あるいはQアンド

Aの公表等を通じて、混乱を招かないようになつかり周知徹底をしてまいりたいというふうに思つております。

○田嶋委員 国が最初につくる基準、それがどういうものになるのかは法律には何も書いていませんのでわかりませんけれども、そのつくり込みもやはり大事だと思います。要は、自治体といふのは自分の自治体のことに責任を負つていて、だけれども、企業は自治体に閉じて仕事をして国家に閉じて活動していないのと同じですよね。

したがつて、必ずこれはクレームの、クレームはあなたには来ませんから、クレームが来るのは現場ですから、これもまた、だから、現場の皆さんに迷惑かけないように、ぜひお願いしたいです。

よいですか。何であつちだけ割り引いてくれるのにこつちはだめなんだつて必ず来ますよ、それは。税率に関しては、私は、それぞれの自治体が判断する、恐らくはゼロにしたいところが多いんじゃないかなと思いますけれども、ぜひここはお願ひしたいと思います。

三点目 最後です。

これは、生産性につなげたいということなわけです。今回この取組。したがつて、法律事項ではありませんが、計算式があつて、生産性を定量的に測定するわけですよね、三年間で9%ですか。ところが、こういう社長さんが決断をして、世耕さんおつしやる設備投資をもつとふやそうといつて設備投資した。そうしたら、うまくいった、みんなもやる気になつた、がんがん頑張つた、売上げが上がつた、人手が足りない、採用をふやした。採用をふやしたら、分母がふえますから、生産性の数字は落ちるんですよ、回り回つて。そういうことつてありますよね、必ず、いろいろ複雑ですから。

そういうつちやうと、またこれ、真面目に現場でやつてある方は、普通に中央官庁から言われた方程式を当てはめて、数字が下がつたから、おたく、もうだめです。場合によつては、前に免税

Aの公表等を通じて、混乱を招かないようになつかり周知徹底をしてまいりたいなことだつてあり得なくはないよ、不利益不適及かもしけないけれども。

いずれにしても、これは、しゃくし定規にやると、やはりタイムラグの問題もあります、いろいろなことが、生きているものですから、生き物の企業には起き得る。生産性を考えるときに、一旦オーケーを出した、免除できるというふうに決めた、そういう不利益が起きないようになつた、そういう不利益が起きないようになつた計画に関して、実務の中でそうに僕は大事だと思いますけれども、大臣に最後、その点を確認したいと思います。

○世耕国務大臣 今、中小企業の現場では人手不足が最も深刻な課題であります。少ない人數でも少しつかりと事業が継続できるよう、生産性向上につながる設備投資を力強く支援することが今回の趣旨であるわけです。

ただ、そういう中で、企業が収益、雇用を増加させることは地域経済にとって歓迎すべきことですけれども、例えば、雇用の増加率だけがちょっと、今おつしやつたタイムラグとかそういうふうながる設備投資を力強く支援することが今回の趣旨であるわけです。

ただ、そういう中で、企業が収益、雇用を増加させることは地域経済にとって歓迎すべきことですけれども、例えば、雇用の増加率だけがちょっと、今おつしやつたタイムラグとかそういうふうながる設備投資を力強く支援することが今回の趣旨であるわけです。

直ちに計画の認定が取り消されるようなことがないよう、きちんと最初に立てた事業計画どおり取り組んでくれば、基本的には、数字が一時どうなつたかなということで認定を取り消すといふようなことはないようになつた、といふふうに思います。

○田嶋委員 これは非常にいい答弁だつたと思います。ありがとうございます。現場もほつとしますよ、それは。しゃくし定規はだめだし、しかも、これは、頑張つて設備投資してよかつた、いい制度をやつてくれたと、頑張つて設備投資して人をやしたら、何か後でペナルティーといふのはかわいそうですよね。そんなことがゆめゆめ起きな

いように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。それでは、規制のサンドボックスも何点かお尋ねします。

副大臣 先ほど述べられませんでしたけれども、これは、四年前に導入された、お手元の資料にございますけれども、資料を一枚だけきょうは配りました、グレーゾーン解消制度、それから、一気通貫でやる場合もあるという企業実証特例制度ということです。ここにも実証といふ言葉が載つてますけれども、何だか同じような話がまた今回も出てきたなという印象でござりますが、今やっているこの四年前に導入した制度は、どうなんですか。何かわざか十数件とか、そういう数字はどうかで聞きましたけれども、評価できるんですか。これからも続けてやりたいんですか。

何が課題ですか。そして、今回は、同じような言葉ですが、実証といって、何が違うんですか。お答えください。後半は大臣ですね。

○武藤副大臣 では、実績の方をお答えさせていただきます。

グレーゾーンの解消制度は、事業者が、現行規制の適用範囲が不明確な分野において、萎縮することなく新しい事業にチャレンジできるよう、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度であります。これまで百件を超える照会を受けまして、規制の適用の有無に関する回答を行つております。

例えばの話ですけれども、ドラッグストアで、利用者がみずから採血をし、その血液検査の結果を利用者に通知するサービスにおいて、検査結果の通知等が医師法上の医業に該当するか否かという照会がありまして、該当しないとの回答を行いました。現在、千四百以上の店舗でこのサービスを受けることができるようになつております。

また、本制度の活用により明らかになりました内容を踏まえて、別の事業者が類似の新規事業に取り組むなどの波及効果も見られます。

新事業特例制度につきましては、安全性などが確保できるような規制の代替措置を講じることで、事業者が企業単位で規制の特例措置の整備にチャレンジできる制度であります。これまで申請を受けた十一件の規制の特例措置要望のうち、六件の申請を認め、特例措置のメニューを整備し、このメニューを活用する新事業活動計画を十二件認定をしております。また、残り五件の申請につきましては、特例措置の整備を経ることなく、直ちに規制緩和がされて全国に適用されたことも、この制度の意義だというふうに承知をしております。

○田嶋委員 前回、大臣から、目標設定はないといふような御答弁がありましたね。これはどう評価しているかを聞きたいんです、副大臣。今は、FAクトですね。そのFAクトを踏まえて今のこの二つの制度はどう評価しているか。まず、そのPDCのCはチェックですから。それまでは過去了ですよ。それは大臣に聞きましたから、副大臣に聞いています。これは、チェックはどうなんですか。

○武藤副大臣 チェックという意味でござりますけれども、現行の新事業特例制度におきましては、事業者が規制の特例措置の整備を求める場合に、規制を緩和しても安全性など規制目的を達成することが可能となる規制の代替措置を講ずることが求められているわけで、その代替措置が適切であるかどうかの検証をするための実証がであります。これが、PDCのCはチェックですから。それまでは過去了ですよ。それは大臣に聞きましたから、副大臣に聞いています。これは、チェックはどうなんですか。

○世耕国務大臣 もちろん継続をさせて、そして、今度導入するサンドボックスとあわせて、うまく連携して、一番適切な手段をとつてもらえるように思つています。

○田嶋委員 わかりましたということですが、要は、民間企業との違いは、國民のお金を使っていいわけですから、十件しかなかつたのを、十件しかないと評価するのか、十件もあつたと評価するのか、よくわかりませんけれども、やはりトップページには、この間導入してやらせてもらつている事業はどう評価しているかというページがないと、毎回毎回新しい話を持つてこられても、何ともこれは評価しがたい。PDCをちゃんと回していただきたいと思います。

それから、もう時間が限られてきましたので、あるという、ここを整理しまして、既存の規制の適用を受けることなく、社会実証をスピー

デイーに行うこと……（田嶋委員「ちょっと待つて」と呼ぶ）この点だというふうに思ってます。だから、規制対象となる通常の事業ではない、実証で、一定の評価をさせていただいていると思ってます。

○田嶋委員 それはこれからの話で、大臣に聞くつもりなんですよ。

○武藤副大臣 お聞いしているのは、今の制度をどう評価したのかということを聞いてるんです。

○世耕国務大臣 まず、新事業特例制度については、今、副大臣が答弁したと思います。

あと、グレーゾーン解消制度については、これはもう事業としてやることが前提になつてしまつていますから、逆に、役所の側が一回それをオーダー出しちゃうと、もう本当にその事業になつたって、これを続けたら、これは大丈夫か

などいう心配はあるんですよ。

まだこれは再三いろいろな人から懸念が出ています。だから、魅力あるプロジェクト、施策であればリスクもあるということは肝に銘じてやっていただきたいというふうに思います。質問はいたしません。

最後に、私、冒頭で時間軸と空間軸を常に意識してほしいと言つた、二点目の空間軸という意味は、今、同時に世界で何がどう動いているかということをちゃんと把握してほしい。

前回の質問で、大臣は、いや、アンテナはそんなに悪くありませんといふうにおっしゃつた。

次回にその質問はしたいと思いますが、しかし、ほかの国で何をやつているかを見たときに、日本は、恐らく、世界一規制がたくさんあって、実証がしにくい国だというふうに思われているんじゃないですか。現に、ドローンの実証なんかの報告を見たら、ほとんどアフリカですよ。そうですね。まあ、ルールが逆にないから、何でもやり放題だから実証しやすいと考えるのは当たり前ですね。

したがつて、今回、この制度を実行するに当たつて、大事なことは、あつ、あの日本がそんな制度を始めるのかということだつて、多分意外な話だと思つんでよ。石橋をたたいても渡らない官僚が、こういうことをやるようにした、少しおくれているけれども。

ということで、私が申し上げたいのは、例えばイスラエル、ベンチャーやたくさんいるイスラエルなどの周知をしないと、日本でやつていな

ようなことをやつてもらうことも、これは大事ですか。日本のベンチャーや皆さん方が全部そういう情報を持っているわけじゃない。だから、世界に張りめぐらされている経産省やジエトロやいろいろなネットワークを生かして、この広報活動をしつかりやつて、本当に日本という場でそういう実験場が提供できるんだということをちゃんと伝えて、最新の人たちが日本でやつてみたいというふうな環境をつくることが大事だというふうに思います。お友達じゃない人にですね。お友達じゃない人に。

その点に関して、大臣、最後に、どうやつてそれをやるのか。日本の国内だけでやつていたって全然だめだと思いますよ。その点を教えてください。

○世耕国務大臣　まさに、今御指摘のとおり、世界各国で、サンドボックスの名称のもとで、はつきり言って技術や人材のとり合いが進んでいるわけあります。

こうした中で、今回、日本のサンドボックス制度というのは、これはファインテックに限らずに、ありとあらゆる分野でやれる可能性を持つた、世界でも一番幅の広いサンドボックスだというふうに思っています。これをぜひ海外の事業者にも活用をしていただき、世界じゅうの独創的なアイデアですとか、あるいはすばらしい人材が日本に集まって、日本発のイノベーションがこのサンドボックス制度を機会に出てくることを期待したいというふうに思いますが、それが日本の国際競争力につながると思っています。

いろいろなネットワークでこのことは海外に周知していきたいと思います。例えば、今お話しになつたイスラエルとの間では、我々は、日・イス

いきたい。

ありとあらゆる手段を使って世界じゅうに知らせて、これをさつかけに世界からいろいろなもの

が流れ込んでくるようにしてまいりたいと思つております。

○田嶋委員　魅力ある施策にはリスクもたくさん伴うと思いますけれども、まずはやつてみなはれと申し上げたいというふうに思います。とにかく、世界から力を引き込むということで、ファインテックしかほかの先進事例はないのに、日本が

階段を三段ぐらい跳ぶような感じがして、途中でつかまつずかないようにぜひ頑張つていただきたい。そして、P D C Aをしつかり回すということです。ちゃんと報告してください、やりつ放しですよ。ちゃんと報告してください、やりつ放しぢやなくて。ここに、後ろにいらっしゃる方は二年後、三年後は人事異動ですから、大体。そうですね。また違う人は、違う新しい施策の提案が来るに決まつているんですから。ちゃんと報告をする、そのことを約束していただきたいと思いま

す。

以上です。

○稻津委員長　次に、齊木武志君。

○齊木委員　齊木武志でございます。

まず、世耕経産大臣にお聞きをしていきたいといふうに思つております。

私は、本日も、柳瀬審議官、そして藤原豊審議官を政府参考人求めましたけれども、三度目の拒否をされてしましました。非常に残念だといふうに思つております。

このことはお聞きをしなければ、要求をした以上はいけないだろうというふうに思いました。やはり、このことはお聞きをしなければ、要求をした以上はいけないだろうというふうに思いました。柳瀬審議官は、當時首相秘書官と官邸で面談をしたという愛媛県の職員、公務員の一人が、マスクの取材に対して、複数の取材に対し、内容に間違いはないと言証言をしてきております。

この出席をした愛媛県職員によりますと、中村時広愛媛県知事ら県幹部は、この記録文書に基づいたということを閣議後の記者会見で明らかにいたといふうに思つております。

まず、一連の柳瀬審議官をめぐる動きですけれども、先ほど、政府の中でも、齋藤農林水産大臣が会見をされました。閣議後ですけれども、農林水産省の職員一人がこの文書を保有していた、愛媛県の職員が書いたとされるこの文書を保有して、面会

たしました。これの中に柳瀬審議官の発言として首相案件との記載もあつたことを、政府として、齊藤農林水産大臣が認めております。

この出席者によりますと、一五年四月一日、首相官邸で行われた今問題になつております面会には、愛媛県のこの職員、そして今治市の職員、そして加計学園の事務局長らが参加をしていたといふうに具体的に証言をしておりますが、この公務員、愛媛県の職員がうそをついているといふうに受けとめていらっしゃいますか。

○世耕国務大臣　私は、それを論評する立場にはありません。

○齊木委員　では、その中で柳瀬氏から実際に、この四月一日に、本件は首相案件であるとの発言もあつたといふことこの愛媛県職員はマスク

に対する証言をしておりますが、この愛媛県の職員が職員一人が保有をしていたと、いうことをお認めになつていてこと、これを、直属の上司として、今どう受けとめていらっしゃいますか。

○世耕国務大臣　いずれにせよ、今御指摘の事案は、これは柳瀬審議官が総理秘書官時代の話でありますので、経産大臣としてコメントすることは控えさせていただきます。

○齊木委員　二日前と同じ、すばらしいコピー答案だといふうに思つますけれども。

いろいろ、霞が関、そして政府の中でもどれだけこの事実を認めないと逃げまくつても、愛媛県であるとか、そして農林水産省であるとか、もう外堀からどんどん埋まつてきているというものが現状だらうといふうに思います。私は、早く事実を明らかにした方が、与党としても政府としても傷口は広がらないのでないかなと申し上げます。

そもそも一つ、愛媛県側からの証言も新しくきのう出てまいりました。

愛媛県側で、出席者の一人、この二〇一五年四月、柳瀬審議官、當時首相秘書官と官邸で面談をしたという愛媛県の職員、公務員の一人が、マスクの取材に対して、複数の取材に対し、内容に間違いはないと言証言をしてきております。

この出席をした愛媛県職員によりますと、中村時広愛媛県知事ら県幹部は、この記録文書に基づいてこの職員さんから口頭で報告を受けて、面会

時のやりとりを愛媛県幹部の間で共有をしていました。

といふうに証言をしております。

この出席者によりますと、一五年四月一日、首相官邸で行われた今問題になつております面会には、愛媛県のこの職員、そして今治市の職員、そして加計学園の事務局長らが参加をしていたといふうに具体的に証言をしておりますが、この公務員、愛媛県の職員がうそをついているといふうに受けとめていらっしゃいますか。

○世耕国務大臣　私は、それを論評する立場にはありません。

○齊木委員　では、その中で柳瀬氏から実際に、この四月一日に、本件は首相案件であるとの発言もあつたといふことこの愛媛県職員はマスク

に対する証言をしておりますが、この愛媛県の職員が職員一人が保有をしていたと、いうことをお認めになつていてこと、これを、直属の上司として、今どう受けとめていらっしゃいますか。

○世耕国務大臣　いずれにせよ、今御指摘の事案は、これは柳瀬審議官が総理秘書官時代の話でありますので、経産大臣としてコメントすることは控えさせていただきます。

○齊木委員　二日前と同じ、すばらしいコピー答案だといふうに思つますけれども。

いろいろ、霞が関、そして政府の中でもどれだけこの事実を認めないと逃げまくつても、愛媛県であるとか、そして農林水産省であるとか、もう外堀からどんどん埋まつてきているというものが現状だらうといふうに思います。私は、早く事実を明らかにした方が、与党としても政府としても傷口は広がらないのでないかなと申し上げます。

そもそも一つ、愛媛県側からの証言も新しくきのう出てまいりました。

愛媛県側で、出席者の一人、この二〇一五年四月、柳瀬審議官、當時首相秘書官と官邸で面談をしたという愛媛県の職員、公務員の一人が、マスクの取材に対して、複数の取材に対し、内容に間違いはないと言証言をしてきております。

この出席をした愛媛県職員によりますと、中村時広愛媛県知事ら県幹部は、この記録文書に基づいてこの職員さんから口頭で報告を受けて、面会

じやないかと言う人もいるけれども、自淨作用を失うこの方がよっぽど怖いんだよということを、元幹事長、自民党的石破茂さんもおっしゃつております。

やはり私は、ここは自淨作用をぜひ経産省のトップブリーダーとして、一番疑惑を持たれている、人物としてはすばらしい人物だと思いますが、まさに官邸で四月一日に何を見て、彼が何をしゃべったのかを正直に話していただきたい方が、この経産省の、私、先日も申し上げました、信頼性回復には絶対欠かせない第一歩だと思うんですけれども、経産省のトップとして、経産省に対する信頼性を回復するには何が今必要だと思いますか。

○世耕国務大臣 経産省の職務に関する事ではないわけです。これは首相官邸に勤務していた時代の話でありますから、経産大臣としてはコメントは控えさせていただきます。

○齊木委員 しかし、次期次官とも目されていた柳瀬審議官、まさに、まあちょっと、違うというのでは、それは私は、大臣の人事評価はここで言及はいたしませんが、実際もうこれは、審議官というのではなく、次官級だから出せないんだというのと、官僚の幹部職員であることはお認めになつてあるところでございますので。

この幹部職員がやはりこうして疑惑を持たれたままで、私は、経産省の職員が職務に専念できなんじやないかと今非常に危惧しているんですよ。職員が出勤して、まず柳瀬さんだけさ六時半に自宅を出るところからマスクがずっとくついていて、経産省で待ち構えて、中の廊下にまでカメラが、もう経産省の職員の方はうんざりしていると思いますよ、カメラが待ち構えて。国会に出るか記者会見をするかすればマスクは一齊に引いていくのに、経産省の職員が自分の仕事に専念できる、なぜそういう環境をつくらないですか、経産大臣として。

○世耕国務大臣 これは、報道があつてからも私

は柳瀬経産審と仕事をしておりますが、しっかりと支障は感じております。職務に専念してやつてくれていると思います。トップブリーダーとして、一番疑惑を持たれている、人物としてはすばらしい人物だと思いますが、まさに官邸で四月一日に何を見て、彼が何をしゃべったのかを正直に話していただきたい方が、この経産省の、私、先日も申し上げました、信頼性回復には絶対欠かせない第一歩だと思うんですけれども、経産省のトップとして、経産省に対する信頼性を回復するには何が今必要だと思いますか。

○世耕国務大臣 私も世耕大臣もサラリーマンの出身ですけれども、やはり役員や社長がマスクconiに追つかれ回されていて隠れ回っている状況で、職員が職務に専念できるとは私は思えません。士気が下がりますよ。まずその人から、通商政策のスペシャリストだと、先ほど田嶋委員の質問に対してもおっしゃいましたけれども、じゃ、通商政策担当の人は、この柳瀬審議官からの指示に従うかどうかという、彼のオーダー、職務命令に対して素直に従うと思いますか。

また、今度、来週訪米されるわけですね、首相が。そして、この通商政策、せっかく、柳瀬さんは、この問題がなければ同行できたかもしませんよ。アメリカに行って、一番国益に資する通商政策をキーマンが論じた方がよっぽど私は国益にかなつたと思います。

要するに、こうして逃げ回つて逃げ回つて逃げ回つていることによって、通商政策について一番経産省にとっても核となる、どう稼ぐか、日本に国益をもたらすかという部分が、彼が行けないことをによつて国益が損なわれるじゃないですか。そこそこでござります。

○世耕国務大臣 いろいろ想像して言つていただいていることは、先ほど田嶋委員も懸念されたように、この疑惑の声の中でも、柳瀬審議官は来週訪米されるということですか。支障も起つております。

○世耕国務大臣 まだ、来週の訪米のことについて、これは総理の日程が決まつてゐるだけであ

りまして、内容等まだ決まつておりませんので、何ら決まつておりません。

○齊木委員 まともな判断とすれば、与党内に支障は感じております。職務に専念してやつてくれていると思います。特

に支障は感じております。まずその人から、通商政策のスペシャリストだと、先ほど田嶋委員の質問に対してもおっしゃいましたけれども、じゃ、通商政策担当の人は、この柳瀬審議官からの指示に従うかどうかという、彼のオーダー、職務命令に対して素直に従うと思いますか。

また、今度、来週訪米されるわけですね、首相が。そして、この通商政策、せっかく、柳瀬さんは、この問題がなければ同行できたかもしませんよ。アメリカに行って、一番国益に資する通商政策をキーマンが論じた方がよっぽど私は国益にかなつたと思います。

要するに、こうして逃げ回つて逃げ回つて逃げ回つていることによって、通商政策について一番経産省にとっても核となる、どう稼ぐか、日本に国益をもたらすかという部分が、彼が行けないことをによつて国益が損なわれるじゃないですか。そこそこでございませんか。

○世耕国務大臣 いろいろ想像して言つていただいていることは、先ほど田嶋委員も懸念されたように、この疑惑の声の中でも、柳瀬審議官は来週訪米されるということですか。支障も起つております。

○齊木委員 いろいろ想像して言つていただいていることは、先ほど田嶋委員も懸念されたように、この疑惑の声の中でも、柳瀬審議官は来週訪米されるということですか。支障も起つております。

○世耕国務大臣 まだ、来週の訪米のことについて、これは総理の日程が決まつてゐるだけであ

りまして、内容等まだ決まつておりませんので、何ら決まつておりません。

○齊木委員 まともな判断とすれば、与党内に支障は感じております。職務に専念してやつてくれていると思います。特

に支障は感じております。まずその人から、通商政策のスペシャリストだと、先ほど田嶋委員の質問に対してもおっしゃいましたけれども、じゃ、通商政策担当の人は、この柳瀬審議官からの指示に従うかどうかという、彼のオーダー、職務命令に対して素直に従うと思いますか。

また、今度、来週訪米されるわけですね、首相が。そして、この通商政策、せっかく、柳瀬さんは、この問題がなければ同行できたかもしませんよ。アメリカに行って、一番国益に資する通商政策をキーマンが論じた方がよっぽど私は国益にかなつたと思います。

要するに、こうして逃げ回つて逃げ回つて逃げ回つていることによって、通商政策について一番経産省にとっても核となる、どう稼ぐか、日本に国益をもたらすかという部分が、彼が行けないことをによつて国益が損なわれるじゃないですか。そこそこでございませんか。

○世耕国務大臣 いろいろ想像して言つていただいていることは、先ほど田嶋委員も懸念されたように、この疑惑の声の中でも、柳瀬審議官は来週訪米されるということですか。支障も起つております。

○齊木委員 強弁せざるを得ない立場だというふうには思いますが、ぜひ、与党の理事の方々も、そういう国益を守るためにも早くこの問題を終止符を打つ、そのためにはもう語つてもらうしかないという状況にまで來ておりますので、早くやつた方が御党の傷口も広がらないといふうに私は申し上げたいといふうに思つております。

では、この一連の報道のもう一つ、キーマンであります愛媛県知事の中村知事の一連の発言関しても、いろいろ発言をされております。

愛媛県知事の中村知事は、この証人喚問、きのう、予算委員会の集中審議でも議論になりました。

私は、中村知事の言っていることの方が、物証も伴っているし、よほど信憑性は高いというふうに思つております。

中村知事は、こつもおっしゃつてある。政府の方でこれから誠意を持つて対応されるということであるので、ぜひそうやつたらしい。要するに、愛媛県はもう調査しましたよ、それで、出しましてよ。國の方にもう投げられてるわけですよ。

どうしてこういう声に対応しないんですか。
○世耕国務大臣 私は、その声に対応する立場にはないわけであります。

○斎木委員 これは直属の上司なんですから。

二日前に私も聞きましたけれども、きょう政府参考人として呼ぶことは国会の意思だといふうに何度も繰り返しおっしゃるので、じゃ三日前のようすに霞が関の経産省記者クラブで記者会見を開ければいいじゃないですか。

経産省 経産大臣の権限として、霞が関の、まさに経産省のトップスリーのような審議官、次官級の職員がこれだけの疑惑を持たれている。それに対する個人としてのコメントを出しましたね、なぜか経産省の記者クラブを通じて。じゃ、経産省の記者クラブで、個人として会見したらいいじゃないですか。若しくは経産省の審議官と国会に出すに、経産省の記者クラブで会見をさせる、若しくはホテルででもいいですよ、民間の場で会見をさせる、そういうことをお命じになる、下命されるおつもりはありませんか。

○世耕国務大臣 下命する立場にはありません。

○斎木委員 いや、下命できると思うんですねけれども。

また同じ質問をしなきやいけません。

柳瀬審議官の直属の上司は誰ですか。

○世耕国務大臣 私であります。

○斎木委員 ということは、下命できる立場にあるのではないかですか。

○世耕国務大臣 個人的なことまで下命する立場にはありません。

私は、経産大臣としての職務に関して経産審議官である柳瀬氏に下命できるわけでありまして、それにはおのずと制限がかかっているというふうに思います。

中村知事は、三十キロ圏内にある周辺自治体クラブの中で個人的なコメントをさせたんですか。それを了とされたんですか。

○世耕国務大臣 それは、経産省のクラブが彼の一番身近にあつたからじゃないですか。それは、私が出させたわけではありません。彼の個人のコメントを、彼が経産クラブで配ったということであります。

○斎木委員 そういうコメントを出す、記者会見をするということを、審議官というのは公の身分ですから、彼に対する下命することはできると私は思うんですけども、下命するつもりがない」ということですね、それは。

○世耕国務大臣 経産省の職務と関係なく、前任の首相官邸にいた当時のことに關して下命をする気はありません。

○斎木委員 下命する気はないということです
で、承つておきたいと思います。

○斎木委員 下命する気はないということです
で、承つておきたいと思います。

いざれにしても、そうした情報公開、真実の発表ということに後ろ向きな姿勢というのは、経産大臣のみならず、政権そのものの体力をどんどん日々日々奪つていつてることは薄々お感じだと思います。

○世耕国務大臣 ただ、一日も早く証人喚問を実現をして、通商交渉にも早く柳瀬審議官が復帰できるような状況を一日も早くつくっていただきたいということを申し上げたいというふうに思います。

では、残余の質問に移つていきたいというふうに思ひます。

私は、東海第二原子力発電所が、立地村の東海村だけではなくて、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市の五市と安全協定を結びました。これは、三十キロ圏内にある周辺自治体にも再稼働の事前了解の範囲を広げるという、日本では初めてのケースであります。

この三十キロ圏内の他市町にまで、東海村以外の市町に對してまで安全協定の範囲が広げられた背景、これにはどういった背景が、事情があつたんでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

先日の東海第二原発に係る安全協定につきましては、電力会社と自治体が任意に締結したものでございまして、あくまでも政府として承知している事実関係を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、昭四十九年に締結されました従来からの安全協定におきましては、事前了解を得る範囲は、立地自治体である茨城県と東海村のまま変わつてないところでございます。

その上で、再稼働や四十年超運転に関する新たな安全協定をいたしまして、周辺を含む六市町につきまして、実質的な事前了解の仕組みを定めたところでございます。

この実質的な事前了解の仕組みといふものは、この協定の文言によつて申し上げれば、六市町が日本原電に対して、現地確認や協議会などを通じて事前協議をすることを実質的に事前了解を得る仕組みとしているところでございます。

今回的新たな協定の経緯といたしましては、立地自治体である東海村の前村長が福島事故の翌年の平成二十四年に、今回の六市町での懇談会、いわゆる所在地懇というものを立ち上げられたわけ

でございまして、この懇談会が日本原電に安全協定の見直しを要請したところ、これまで六年間にわたり協議をしてきたものが、このたびの新たな協定の締結につながつたものと承知してございました。

は、この立地市町以外にやはりこの安全協定が広がつたことに対し非常に関心が高まつております。

福井県には、滋賀県そして京都府が隣接しております。ただし、同じく昨年十一月に、再稼働に関し、同意を求める地方公共団体の範囲など、具体的な手続を定めた法律を制定してほしいとの要望をいただいてるところでございます。

具体的には、滋賀県からは昨年十一月に、安全協定について、内容や対象となる区域などを、自治体と原子力事業者が個別に調整する任意協定ではなく、法定化してほしいとの要望をいただいてるところでございます。

また、京都府からは、安全協定ではございませんけれども、同じく昨年十一月に、再稼働に関し、同意を求める地方公共団体の範囲など、具体的な手続を定めた法律を制定してほしいとの要望をいただいてるところでございます。

○斎木委員 今、滋賀県側からは、安全協定の締結を今のような事業者と自治体側との任意協定、紳士協定のような協定ではなくて、法定化をするということは、國、これは強制力を伴つて結ばなければいけないという形に持つていいとされどいふる要望があつたということですか。

○村瀬政府参考人 要望ですので、その解釈を申

し上げるのは適切でないと思いますけれども、滋賀県からは、昨年十一月に、安全協定について、任意協定ではなく、法定化してほしいという御要望をいたいでいるところでございます。

○齊木委員 今、安全協定というのは、ちょっと申し上げましたように、原子力事業者と、そして立地市町村や県、この自治体と事業者の間の任意協定になつてているという位置づけで間違いないでしようか。

○村瀬政府参考人 安全協定につきましては、あくまで自治体と電力事業者との間で任意に締結されるものでございます。

○齊木委員 それを滋賀県側からは、法定化をして、滋賀県の意見も聞かなければ再稼働判断ができないような強制力を持つたものにしてほしいというような要望だと私は今お聞きをいたしました。

そうした周辺県や周辺の府、隣接自治体からの要望に対して、当の立地市町、例えば福井県であれば、高浜原発のある高浜町であるとか、敦賀原発のある敦賀市の湖上市長であるとか、美浜町長、おおい町長といったステークホルダーがいらっしゃいます。そうした地元の立地市町の首長さんからはどういう意見が出ているでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御指摘いただきましたとおり、あくまでも安全協定は自治体と電力事業者との間で任意に締結されるものでございますけれども、安全協定に関するまことに、西川福井県知事や福井県内の立地自治体の市長や町長とは、それについての特段の意見交換はしていないところでございますけれども、報道を見る限りでございますけれども、敦賀市の湖上市長は、肯定も否定も言つべきではないとされた上で、各自治体と事業者の話合いの中で決められるべきものというコメントをされていました。

○齊木委員 福井県の西川知事は、何かこの件に関して発言されていますでしょうか。

○村瀬政府参考人 報道を見る限りでございますけれども、そのような御発言をされているとは承知してございません。

○齊木委員 私も地元ですのでいろいろ意見は伺つていると、やはり、これまでの歴史的な背景が、国策に協力をしてきている本当の当該立地市町、それと他府県では歴史が違うといったことも各市町の首長さんたちは発言をされております。

私も直接お聞きいたしました。

この件に関しては、三十キロ圏内の他市町にまで広げられることに関して全国からいろいろな反応が出ております。例えば、新潟県の米山隆一知事も、五日ですか、記者会見の中で述べられておりまして、米山知事の会見の内容ですけれども、米山知事は、今回の地元同意の範囲拡大について、自身は賛成ではないと発言をしております。

米山知事は、柏崎刈羽原発の再稼働に対する変厳しいスタンスをとつていらっしゃるということは皆様御承知だと思いますが、その米山隆一知事が、現在、原発が立地する柏崎市、刈羽村と新潟県の三自治体が同意の対象となつているこの安全協定の範囲拡大に対しては、範囲を拡大してしまふうと合意を形成していくプロセスが見通せなくなると、見直しに慎重な姿勢を示していらっしゃいますけれども、この発言は承知していらっしゃいますか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

あくまでも報道を見る限りでございまますけれども、そのような発言があつただという報道には接しているところでございます。

○齊木委員 私も、この米山知事の発言、お考えとは、考えを共通する部分は多く持つております。

ておるんですけども、今回のこの合意形成といふのはどこに求めていくべきなのか、安全協定に関してですね、エネルギー担当大臣としてのお考えを伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 福島第一原発に係る安全協定は、先ほどからも御説明しているとおり、電力会社と自治体が任意に締結したものであるわけであります。

この安全協定の考え方としては、やはり立地自治体の立場が尊重されることが、これが基本だというふうに理解をしていますけれども、各原子力ケースがあるなど、その内容や範囲といふものは必ずしも一律に定まっているものではないというふうに思つております。

したがつて、今回の東海第二原発のケースが特別というわけでもなく、電力会社と自治体の信頼関係のもと、その地域の実情に応じて新たに安全協定などを締結したものと認識しております。なお、地元自治体の同意は、法律上、再稼働の要件とはなつていなければなりませんが、いずれにせよ、各電力会社においては、自治体との信頼関係を大切にしながら、必要な対応を誠実に行うことことが重要だと考えております。

○齊木委員 私も、ほぼ考え方一にするものでございますが、先ほど、村瀬部長からは、滋賀県から法制化のような要望が上がつてきているというふうな御報告がありました。この法制化という、任意協定ではなくて、安全協定を法制化する、要するに国が義務として課すという考え方、意見に対するはどのようなお考えでしようか。

○世耕国務大臣 ちよつと、先ほどの答弁で、東海第二を、私、福島第一と言ひ間違えましたので、訂正させていただきたいと思います。

地元自治体の同意は、これは法令上、再稼働の要件とはなつていません。これは、理解を得る範囲や方法について、それは各地の事情がさまざま

であることから、国が法律によって一律的あるいは一方的に決めるのではなくて、各地とよく相談して対応すること、その考え方に基づいているものであります。これは何も日本が独自にやつ正在のわけではなくて、例えばイギリスですかフランスにおいても、自治体の同意というものは、これは法定事項にはなつていわけであります。

政府としては、原発立地自治体だけではなくて、周辺自治体も含めて、理解活動を丁寧に進めることが重要だと考えておりまして、引き続き、幅広い理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

○齊木委員 ぜひ、おっしゃるように、地元自治体の声によく耳を傾けて、これまでの歴史も踏まえて判断をされていっていただきたいというふうに思つております。

少し時間がありますので、これは質問通告といふよりも、先日より引き続きお聞きしているSSGに絡んで、地元の同意形成に関する少し残余の質問をさせていただければと、いうふうに思つております。お答えになれる範囲で結構でございます。

先日から、原子力のまさに立地自治体の住民参加が私は必要ではないかということを申し上げております。十五基中七基が廃炉になつていくこの福井県においても、廃炉後の地域社会、どうやって雇用を確保していくのか。世耕大臣がおっしゃつたような農産品の開発だけではなくて、住民が本当に五百、千、そして五千単位の雇用をしっかりと地域で保つていくにはどういった地域活性化策があるのか。

交付金の使途を含めて、住民がもっととかかわるような、単に再生可能エネルギーで何億円渡す、十分の十補助するからいっぱいいくつてくれだけではなくて、地域が永続的に、再生可能エネルギーも、言つてしまえば、装置を設置してしまえば、そこから何人雇用が生まれるのかというところはまだまだ未詳な部分がございます。

それにかわつて、地域の雇用を永続的につくり

出していく方法を住民から吸い上げるような仕組みが私は必要だと思っておるんですが、世耕大臣、この住民意見の吸い上げに関して、これからどのような工夫、手立てというのを考えていらつしゃいますか。

○世耕国務大臣 当然、立地地域に対するいろいろな手当てというのは、やはり地域の希望もよく聞きながらやつていかなければいけないというふうに思っています。

我々としては、自治体の声を聞くという、自治体はやはり選挙で選ばれたトップがいる組織でありますから、自治体の声を聞くというのが一番真っ先に取り組むことだというふうに思っていますが、一方で、自治体以外の、地域の団体ですか、あるいは住民の声も聞く必要はあると思っていまして、その枠組みについては、現在議論中でございます。

○齊木委員 先日来私が申し上げておりますように、イギリスは、この廃炉措置に関しても、日本に先行して建設が始まり、今、大量の廃炉を迎えています。ですので、廃炉に伴う原子力発電所がなくなった後の地域振興に関する、イギリスに学ぶところは私はあるだろうというふうに思っております。

例えば、ドゥーンレーというスコットランド北端の町があるんですねけれども、ここでは、先日来申し上げているSSGという、サイト・ステークホルダーグループですね、会議体が、立地地域の経済、雇用問題を集中的に議論する下部委員会と、いうものをこのSSGの下に設けて、地域住民が実際にこの交付金の使い道含めて議論をしておりますけれども、こうした事例というのは、私が承知する限り、今、日本の立地市町で、こうした補助金の使い道まで精査をする、そして、例えば多くの住民の方が参加して、選択肢をさまざま評価して望ましい案の絞り込みを行っていくといた、実際に住民の方が自分たちの意思で財源をどう使うか、そしてどういうビジョンを実現し

ていくのかというのを選ぶというのは、日本ではないなと思っていますが、こうした手というのは考えていらっしゃらないでしょうか。

○世耕国務大臣 SSGというのも、これも法定ではないといふうに聞いておりますけれども、いろいろな工夫をして地域の希望というのを吸い上げていくことは非常に重要だというふうに思います。

今、省内で検討もしておりますので、いろいろな形をよく検討していきたいと思いますし、それはまた、全国一律というよりは、各地の事情といふこともよく勘案していくかななければならないのです。

○齊木委員 村瀬部長も手を挙げられていましたけれども、御発言、ありますか。

○村瀬政府参考人 今大臣から御答弁いただいたとおりでございますけれども、現在、審議会で具体的な地域の取組をサポートさせていただいていることは御承知のとおりだというふうに思いますが、一方で、自治体、商工会、さまざま今列挙されましたけれども、そういったところにぜひその地域住民の方、例えば婦人会の方など、防災等とか産業振興、地域住民との対話を担う地域共生のためのプラットホーム構想といったようなことについても、具体的な御議論をいただいているところでございまして、防災等とか産業振興、地域住民の正直な、住民の方の意見なんですよ。「もんじゅ」にも協力してきたのに、もうばさっと切れられて、地元はどうしたらいいんだということを口にされる方が非常にふえております。

また、制度化されたものではございませんけれども、例えば福井県が主催するエネルギー研究開発拠点化会議といったようなものの中でも、敦賀市とともに、地域の商工会議所や鉄工業の協同組合の方々といったような方々、それから大学ですとか地域の高等専門学校の代表の方にも参加いただいて、そこに、経済産業省、それについて一緒に御議論させていただいているということがござります。

我々としても、政策支援いたしまして、交付金、これは廃炉が決まった地域においてもしばらく御支援を続けさせていただく、こういう仕組みにしてございますし、また、補助金ということ

で、地域が将来、未来の地域振興のビジョンを描いていくことも御支援させていただくようになります。

○齊木委員 その会議体に、やはり、住民グループとかNGOとかNPO、そうした諸団体が海外の事例では入っているんですねけれども、学識経験者、そして業界団体、そして自治体、商工会、さまざま今列挙されましたけれども、そういったところにぜひその地域住民の方、例えば婦人会の方など、防災等とか産業振興、地域住民の正直な、住民の方の意見なんですよ。「もんじゅ」にも協力してきたのに、もうばさっと切れられて、地元はどうしたらいいんだということを口にされる方が非常にふえております。

こうした国策に協力してきたのに裏切られたという声が立地地域からほかにも上がつてこないよう、ぜひ、そこは国策として協力をしていくという姿勢を持つていただきたいんですけれども、大臣、部長、どちらでも結構ですけれども、お考えをお聞かせください。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

○山岡委員 御質問の機会を再びいただきます。ありがとうございます。山岡達丸と申します。午前に引き続き、午後の質疑もまた大臣、何といましまして、冷靜に、また時に情熱的に答弁されておられますことに心から敬意を表しながら、私また、この両法案とあわせて、それにかかる関連の話で質疑をさせていただければと思います。

ほかの委員の皆様、我が党の田嶋委員もそうですが、まあ、国策に振り回されているというのが今こういったところをしっかりと場をつくっていきます。

ほかも委員の皆様、我が党の田嶋委員もそうですが、まあ、国策に振り回されているのが今ほかも委員の皆様から御指摘がある、期待する点と心配する点があるよということは、今委員からさまざままで出ているところであります。

私たちも、規制のサンドボックスについて、まず、少し身に付いて具体的に伺つていただければと思つております。

大臣は、公正公平にということを、運用していくことを御自身が発言されているから大臣、部長、どちらでも結構ですけれども、お考へをお聞かせください。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

○山岡委員 御地元の主体的な御検討の中で決まつてくることかと思いますけれども、そういうふうに思つておりますけれども、そいつた地域のNPOの方、それから住民の方々にも地域の御意思として御参加いただくことであれば、そいつた形で幅広いステークホルダーが参加する形の検討が進むということを期待しておりますし、我々としても最大限支援をさせていただきたい、

多少線は引っ張つておりますけれども、基本的には法文に基づいてつくらせていただきました。この中身について、少し確認と、きょうは政府参考人として経産省の皆様にもお越しいたいでありますので、技術的な部分は経産省の皆様にお伺いしながら進めてまいりたいと思います。

まず、この絵にもありますけれども、評価委員会のことを中心にやつしていくわけありますけれども、第三十一条に、評価委員会の所管範囲といいますか、行わることが規定されています。この中身、一から四まであるわけですけれども、一も二も三も全て、それぞれの新技術実証にかかる新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果ということが規定されているわけであります。つまり、逆に言えば、経済全般への効果のみを判定するというように受け取れる、受け取れるといいますか、法文でありますから、そうした機能であるということが一、二、三からは受け取れるわけあります。

経産省にお伺いしたいんですけども、この経済全般への評価というのは、いわゆる経済活性化のこととございましょうから、これは、少しでも経済にプラスになる、活性化されるということであれば評価委員会としては肯定的な意見を出す、そうした機関であるという捉え方でよろしいんでしょうか。確認させてください。

○糟谷政府参考人 サンドボックスが想定をいたしました新たな技術やビジネスモデル、これを社会実装したときにもたらされる影響は、特定の業種や分野を超えて経済社会にさまざまな影響がもたらされるものと考えております。

評価委員会において実証しようとする新たな技術やビジネスモデルについて、その革新性や実用化的可能性がどうであるか、そういうことを踏まえて、新たな規制の特例措置を講じて行うことによる経済社会へのインパクトなど、新技術等実証が、経済、産業、イノベーションといった、日本の経済のさまざまな側面に及ぼす影響を評価することを

想定しております。

聞くこととしております。

これに反論するというよりは、それを踏まえて新しい技術やビジネスモデル、これはどの程度のインパクトがあるか、どれぐらい経済に影響があるのか、えとして、往々にしてわかりにくいくことがあります。

新しく、過去になかつた技術であります。そういうところを、専門性を有する委員の皆様によって、これぐらいのインパクトがあるだろう、これぐらいの影響があるだろうということを評価していました。

あればこそ、そういう面がございます。そういうところを、専門性を有する委員の皆様によって、これぐらいのインパクトがあるだろう、これぐらいの影響があるだろうとということを評価していました。

だく、そういうことを想定しておるわけでござります。

○山岡委員 今御答弁いただきましたけれども、どれぐらいのインパクトがあるかをはかるんだと、いうことでありますけれども、企業が事業として持ち込むわけですから、少なくともその企業はそのことに前向きに取り組もうとする、そしてさまざまなことが行われる。広く経済ということでいえば、必ず活性化は起こるものであると理解します。

ですから、評価委員会は、少なくとも持ち込まれたものについて、やつた方がいいよという前のめりな結果になるということは少し懸念される部分だなということを思います。やらない方がいいとは言いません。ただ、さまざまなものについて、やはり、どれもやるべきだという話にななるようなことがないかという心配を非常にするところであります。

○糟谷政府参考人 勧告が行われる場合といたしましては、個別のケースに応じてさまざまな場面が想定されるわけがありますが、例えば、主務大臣が、新技術等実証に関する規制の特例措置や新技術等実証計画の認定の判断に際して、評価委員会の意見を踏まえて検討、判断を行っていない場合や、必要以上に検討に時間がかかるつてはいる場合、そういう場合などが考えられるわけでござります。

こういう場合について、勧告を受けた主務大臣の説明責任を担保する観点から、勧告に基づき講じた措置について評価委員会に通知をすることを求めていけるものでございます。

○山岡委員 今経産省からも御説明ありましたけれども、勧告の可能性として、意見を踏まえた

條には勧告というのが規定されています。大臣はそれを踏まえるんだというお話をございました。そして、この法文、また、中にも書いてあるわけありますけれども、さまざまこれまで問題になっていますけれども、意見に対して、第三十二条には

えて対応するというお話をございました。そして、役務としてあるものについて、その範囲の中で勧告も行うことができるというのが規定されています。

その勧告の部分、三十一条の四を読みますと、主務大臣は勧告に基づいて講じた措置について委員会に通知しなければならないということが書かれています。すなわち、勧告を受けたら何らかの措置を大臣はやつて、返さなければならないといふことが法文上明記されているわけであります。

措置をやらないといふことはあり得ない、そうした理解でよろしいですか。お伺いさせてください。

○糟谷政府参考人 「その他の」という場合は、その「その他の」の前にあるものが示示になるわけでございます。したがって、政令では、少なくとも調査について定めるとは想定しております。

○糟谷政府参考人 「その他の」という場合は、その「その他の」の前にあるものが示示になるわけでございます。したがって、政令では、少なくとも調査について定めるとは想定しております。

○山岡委員 おっしゃるとおり、明示されているものは少なくとも含むわけでありますけれども、これは追及するつもりはないんですけども、その他広くというのは、ほかの法文もこういうケースは多くあります。ですから、その他、経産省としてもさまざまな事象に合わせて状況を変えられるようにしていくというたてつけになつてているんだと思います。

以上の法文を整理していくと、午前中にもさまざまな委員からお話を、御心配がありました。公平公正にやるんだということは、法文にのつとも、勧告の可能性として、意見を踏まえたけ

い、そうした場合において勧告するケースがある。あるいは、行動しない場合に勧告するケースがある。つまり、主務大臣は、意見を踏まえたときに、あるかを判断をする、そういうたてつけでござりますけれども、承つて動かないということはあります。この評価委員会の権限によつて勧告をされ、これは必要な措置を講じなければならないと、これは必要な措置を講じなければならないと、いう中身になつているということが御答弁からもお話をわかるわけであります。

あわせて、第三十一条の四と第三十五条になります。評価委員会の権限の範囲のことについてなんですが、第三十一条の四には、事前に掲げる評価を行うために必要な調査その他政令で定める事項というふうに書いてあります。三十五条には、委員会に関して必要な事項は政令で定められたことです。委員会に定められたことになると、これはどうも、この評価委員会の権限によつて勧告をされ、これは常々、法文と政令でさまざまなことを規定されていますけれども、一般に、その他広く政令で定めることになると、これはどうも、このことを想定して、「その他の」この法文を入れておられるのか、そのことを確認させてください。

いふことを想定して、「その他の」この法文を入れておられるのか、そのことを確認させてください。

評価委員会が変質をして、そして今、昨令言われているような首相案件であると。この勧告の中に

は、総理大臣のお名前もある中で、そうした案件が生まれるかもしれないということは、やはり大きく懸念する中身なのではないかということを思

うわけであります。

さまざま大臣もこの件については御答弁されておられましたけれども、この経済性の評価、それに基づいて変質をして暴走していくような、こうしたことはないということをどういうふうに担保されますが。そのことの御見解を伺わせてください。

○世耕国務大臣 これはまさに、まず、私がここで答弁していることが、これがある程度縛りになるわけです。まさに国会の法案審議というのは、こういう我々の意思というのを確認されているわけですから、我々は、評価委員会が暴走するようなことがないよう、これはもう万全を期していこうということを今、これは私の後の大臣であってもこの約束は守られていくと、いう趣旨であります。

それに加えて、人選を行うとき、なぜこの分野の人を選んだのか、そしてなぜこういう配置になつているのか、そういうこともきちつと我々は説明責任を果たしていかなければいけないと思ってますし、また、評価委員会は議事録等がしっかりと残つて、それも公開をされるわけでありますから、どういう議論が行われているかということものはつきりわかる。

あるいは、勧告などがに出た場合は、それに対しても大臣がどう考へているかといふことも、これもオープンにきっちり議論が見えるところで行われているというわけでありますから、そういう意味で、ある意味情報が開示されている中で、それは野党の皆さん、国会の皆さんも含めて、いろいろな意味でチェック機能が働いていくという面もあるといふふうに思つていますし、私がこうやって大臣として今答弁していることによって、今後この運用に、今私が答弁しているラインで我々は

しっかりとやつていかなければいけないという縛りがかかるつているということだと思います。

○山岡委員 今大臣からお話をございました。ぜひ、大臣がこの後どういうお立場になるかはわかりません。この法律が仮に成立した後、いろいろ

あったときには、また当時を振り返って、これは御答弁、いろいろな機会でいただきたいなという思いをまた私からはお伝えさせていただきたいと思います。

非常に期待している制度であるというのは、私もそれは思つております。それは、私のよく知つている人も、この制度で新しいアイデアを出しますと、やはり新しい、おもしろいことができるんじやないかという声は非常にありまして、これは応援もしていただきたいし、だけれども、やはりこれは立法府として懸念すべき点はしっかりと考えていかなきやいけないという思いでありますので、その思いで、ちょっと最初、質問させていただきました。

次に、生産性特別措置法案にかかることがあります。先日、室蘭というところで、この法案のこの基本計画をつくりて航空産業に乗り出すんだというふうなことを御説明させていただいたことも、お話をございました。

固定資産税ゼロで、七五%国が補償する、補償というか後ろから支えるという中身でありますから、多くの自治体が固定資産税ゼロに踏み切つて、いるというアンケート調査があるのは、経産省がお調べのとおりであります。

これは質問ではないんですけども、ただ、一つ心配になりますのは、先ほど田嶋委員からのお話をありましたけれども、企業は各社、各自治体がやつているわけでありまして、どこも固定資産税ゼロというのは、これはゼロ競争は始まるんだろ

りますけれども、あれは、農村、一次産業をある種有利な、そうした要素が働きますから、多少偏つても、いろいろ今継続しながら問題点が指摘されていくわけでありますけれども、この固定資

産税をゼロにする競争というのが、自治体が広がっていく中で、七五%国が後ろ支えするといつても、この制度がいつまで続くかわからぬ中で、やはりこの市町村間の競争の激化というのも心配になるところではあります。

ただ、いい点もあると思つて、いるのは、やはり、これに基づいて計画をつくつて、そして、市町村としてビジョンを描いて進んでいく方向を考

えていくというきっかけになる。これは地域未来投資促進法でも同じ中身でありますけれども、そうした要素があるんだろうとは思つてお

ります。

この中で、これも北海道の話で恐縮なんですが、それでも、苦小牧という町がございまして、これは新千歳空港から南に二十分も走ればすぐ苦小牧な

んですけれども、この町は、この基本計画、今予定しておりますのは、第四次産業革命で一つ打ち上げられています自動走行、車の自動運転、こうした研究といいますか、こうした先進地としてこの計画をつくり、もう既に地域未来投資促進計画でも描いていますけれども、町としても設備投資をしていきたいということで、今予定しているところであります。

北海道は本当に広大な土地というのは皆様イメージしていただけると思うんですねけれども、委員長も北海道でございます、一緒に活動させてい

ます。あるいは、苦小牧市は、今御指摘のよう

に、地域未来投資促進法に基づいて、自動車関連産業の集積ですとか、あるいは、苦小牧、自動運転をやつしていく上で、寒冷地のデータというのも収集していかなければいけませんから、そういう雪が多い、寒いところだという特性を生かした自動走行分野における新たな付加価値の創出を目指

して、昨年十二月二十一日に国として同意をしております。

中小企業が、それではこれからこういう第四次産業革命に入つていただけるのかどうか、あるいは、この中で、この苦小牧という町は、空港に近い、あるいは、一万ヘクタールもの工業団地、そんなに埋まつてはいないんですけれども、ございまして、一万ヘクタールというとディズニーランド二百個分ぐらいに当たるようなんですか。それは私は十分あり得ると思いま

も、その工業団地の中に高速道路も走つております。インターも三つある。市としては、どこを使つてもいいぐらいの気持ちでこの自動走行の試験をやつてほしいと。何よりも強みなのは、雪も降り、気温は時にマイナス二十度にもなる。寒冷地帯、積雪地帯で、いろいろなケースも考えられるだろう。そういうことも含めて、このいわゆる生産性特別措置法案と、もう成立した地域未来投資促進法に基づいて、これは経産省の応援をもらつて取り組みたいという強い決意で臨もうとしているところであります。

せつかくの機会なので大臣にお伺いしたいんですけども、まさに第四次産業革命の自動走行、恐らく、明示的に、私も全部見ているわけではありませんけれども、市としてこれに投資、市の中

小企業もこれに投資していくんだと考へているところというのがほかにあるのかどうかというと、かなりそれは少ないんだと思います。ほとんどの小企業もこれに投資していくんだと考へているところというのがほかにあるのかどうかというと、いんじやないかと思つますけれども、こういう制度を利用して今この方向に臨もうとしている苦小牧市含めて、まあ苦小牧市のことですね、このことについて、大臣の御見解といいますか、お考えをぜひお聞かせください。

○世耕国務大臣 苦小牧市は、今御指摘のよう

に、地域未来投資促進法に基づいて、自動車関連産業の集積ですとか、あるいは、苦小牧、自動運転をやつしていく上で、寒冷地のデータといふもの収集していかなければいけませんから、そういう雪が多い、寒いところだという特性を生かした自動走行分野における新たな付加価値の創出を目指して、昨年十二月二十一日に国として同意をしております。

中小企業が、それではこれからこういう第四次産業革命に入つていただけるのかどうか、あるいは、この中で、この苦小牧という町は、空港に近い、あるいは、一万ヘクタールもの工業団地、そんなに埋まつてはいないんですけれども、ございまして、一万ヘクタールというとディズニーランド二百個分ぐらいに当たるようなんですか。それは私は十分あり得ると思いま

す。当然、特に、自動運転、自動車となりますと、これは非常に裾野の広い産業ということになりますので、そういった中で積極的に設備投資を進めていく中小企業というのが出てくるというのは十分あり得るというふうに思います。

苫小牧市からは、現在、今度できる、今御審議いただいている法律に基づいて、導入促進基本計画というのを策定予定と聞いていますけれども、これと、既にもう国として認定させていただいている地域未来投資促進の基本計画、これがうまく連携して進むということは十分あり得るのではないかと思っております。

○山岡委員 ありがとうございます。
大臣からも、十分進む余地はあり得る地域だと
いう非常に心強いお話をいただきました。

きょうは経産省の皆様にこの自動走行運転の展望のことについていろいろ伺おうかと思つていて、たんにすれども、時間の関係もありますので、それはまた次回、いろいろ展望は伺いたいと思っておるんですけれども、経産省の、経産省といいますか、政府を挙げて、今、こうした生産性向上といいますか、そういう、地域のさまざまな投資を応援しようとしている中で、今大臣からも心強いお話をあつたんですけれども、きょうは内閣官房の、自動走行の司令塔を政府としてやつておられる皆様にもお越しただいているんですが、ぜひともこれから私から要望させていただきたいと思つています。

第四次産業革命で、この自動走行というのは、お配りはしていないんですねけれども、もうまとめひこの機会ですから私から要望させていただきたいと思つています。
第四次産業革命で、この自動走行というのは、お配りはしていないんですねけれども、もうまとめひこの機会ですから私から要望させていただきたいと思つています。

○八山政府参考人 お答えいたします。
今先生御指摘のように、官民ITS構想・ロードマップ二〇一七においては、二〇三〇年までに世界一安全で円滑な道路交通社会を構築、維持するということを目指しております。

そのためには、日本の各地域における、先生おっしゃるように、積雪などさまざまな気候、特性も踏まえた自動運転の実用化が重要であると認識しております。

○山岡委員 もう一回伺います。

質問の中にありましたけれども、寒冷地そして積

ところが、今お話にもありました、世界一安全で円滑な道路をつくるには、まさにこの日本の気候でも、寒冷地、積雪地、こうしたところでもしっかりととした安心、安全な運転ができるという

うことは、これはもう明白なことがありますけれ

ども、ロードマップの中に、こうした寒冷地とかあるいは積雪地帯とか、そうしたことについて実証を行っていく、その目標を持つていくというこ

とが描かれていない。

これは、私、北海道の立場で、まさにこれから、今、法案も成立して、大きく乗り出そうとい

う地域がある中で、政府全体で取り組んでおられ

るこういうビジョンの中に描かれていないと、や

はり地元は非常にがっかりする、その思いであります。

○八山政府参考人 ぜひ踏まえて改定していただきたいと思いますし、今、そうした方向を踏まえて改定するんだというお話をいただきまして、これは地

元にとっても、苫小牧にとつても心強い思いであ

りますので、このことは感謝申し上げます。

あわせて、またテーマを少し残りの時間でかえ

るんすけれども、この法案全体のことについて

恐縮なんですけれども、生産性向上とかあるい

は競争力強化ということになりますと、必ず、強

い者は強くなり、そうでないところがそうではなく

なってしまうようなことも生まれることであろう

と思っております。

この法律ではありませんけれども、そうした全

体の流れの中で、その一つの事例として、前回の

国会の中で大臣にまた地元の事情としてお伝えし

てきました、JXTGエネルギーというところ

が、経産省のさまざまなもの、法律の流れも踏まえた

中で、事業を縮小して、大臣から、和歌山に関し

てはまだまだ活気づいてやつておられるというこ

とでありますけれども、北海道室蘭というところではこれは縮小していくんだという流れのこと

を御説明したときに、大臣は、そうした地域への

影響はでける限りなくすように応援していくかな

きやいけないという趣旨の御答弁もいただいて、

本当に室蘭は大変喜びました。

本当にこのことは感謝申し上げながら、その上

で、きょうは、経産省の皆様、この件について、

おつしやるよう、積雪などさまざまな気候、特

性も踏まえた自動運転の実用化が重要なこと

を認識しております。

○山岡委員 もう一回伺います。

官民ITS構想・ロードマップの改定に際しま

しては、このようなさまざまな走行環境への対応

が求められる点などを踏まえて検討してまいりました。

大臣にお伺いしたいなと思いますのは、経産省

として取り組むわけありますけれども、これは

一般論でありますけれども、大企業というの

は、役割として、撤退、縮小とか、さまざま判断

はあるんだと思います。そのときに、地域経済への

影響、そのことには十分配慮する責任があるも

のだと私は思っております。

これからもいろいろこういうケースが起り得

ます。

るといふことも踏まえた上で、大臣、企業に対しての思いといいますか考え方、ぜひお伺いさせていただければと思います。

○世耕国務大臣 やはり大企業の工場の閉鎖や撤退というのが立地地域の雇用や経済に大きな影響を及ぼすということは、本当に強く認識をしております。まさに、この間もお話ししましたが、和歌山か室蘭かみたいなところがあつて、和歌山の方が助かって、あのときも、相当、もし万が一閉鎖になつたら大変なことになるなと思つていて、室蘭にとつての影響は本当にいかばかりかと私も推測するわけであります。

企業は、やはり今、社会的責任というのを非常に強く求められており、今回、いろいろ制度変更も背景はあるんですけれども、やはりJXTG自身が、CSR、企業の社会的責任というのを意識していかなければいけない。それはもちろん、製品の安全とか社員の規律とかいろいろあるわけですが、一方で、やはり地域との関係、自分が都合が悪くなつて工場を閉めて終わるというわけにはいかない。

特に、室蘭のこの製油所は、まさにエネルギーの安定供給に貢献をしてきた。ただ物をつくつて売つているだけではなくて、やはり日本全体のエネルギーの安定供給に貢献をしてきた。それを地域住民が理解をして、立地を認めてやつてきた。そのことに對しては、やはり感謝と敬意を持つて対応しなければいけないと思いますし、今回縮小するに当たつては、室蘭の経済や雇用への影響を少しでも緩和するよう、企業自身も努力することが非常に重要だというふうに思つています。

こうした観点から、JXTGにおいても、今、自治体等と協力をして、どのような対応ができるか真摯に検討しているといふに伺つております。経産省としても、地域経済政策などさまざま支援メニューがありますので、こういった自治体と企業の話合いの状況もよく見ながら、室蘭市をしつかり応援をしてまいりたいと思います。

○山岡委員 大変心温まる御答弁を、本当に心から感謝申し上げます。

経産省はとかく経済のパイを大きくすることを考えるわけでありますけれども、その大臣から、やはりそういう痛みが出るところ、都合が悪くなつたらさようならじやいけないんだという御発言をいただきましたことに心から感謝を申し上げさせていただきながら、ただ、地域も、知恵を使つて、これからもまた御相談しながらといふ思ひでありますので、そのことをあわせてお伝えしそしてまた、この法案について、もつともつと審議を深めたいと思っております。

きょうは採決ということではありますけれども、これは理事会で判断したことであろうかと思いますけれども、このことは大変残念に思つております。

そのことも最後に申し添えながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうござります。

○稻津委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 希望の党の浅野哲でございます。

本日も、前回に引き続きまして、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきます。まず、早速質問に入らせていただきますけれども、前回の質疑の中で聞けなかつた部分から本日は始めさせていただきたいと思います。

まず一問目は、産業革新機構の組織運営の見直しについてであります。

今回のこの産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の中では、産業革新機構の投資機能を強化するという一環で、投資基準の設定あるいは事後評価の徹底といったことが記載をされておりま

す。一兆四百九十三億円の支援決定を行つております。

回収につきましては、本年一月末までに、株式売却を行つた案件の実投資額は三千六十九億円、回収額は六千八百七十五億円、収支は三千八百六億円の黒字で、投資額の一・二倍のパフォーマンスを上げております。

うち、ベンチャー投資につきましては、本年三月末までに、L.P.出資を通じたものも含め、計三百三十五件、一千三百十二億円の支援決定を行つております。

回収については、本年一月末までに、株式売却を行つた案件の実投資額は七百二十一億円、回収額は六百三十六億円、収支は八十五億円の赤字で、投資額の〇・九倍のパフォーマンスとなつております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今御報告をいたしました内容ですと、特にベンチャー分野においては、投資に対して回収できている金額が〇・九という割合になつてゐるというのが最新の値だということであります。

全体の投資規模を考えますと、今この段階でこの投資、全体としてうまくいっているのか、うまくいっていないのか、それを評価するのは時期尚早であるといふふうに考えておりますけれども、この〇・九倍というのを、少なくとも一倍以上、できるところならもとと桁を上げていきたい、そういうふうにするのが産業革新機構の本来の役目であろうかと思います。

そのために、今回の法案では、評価基準の見直しですとか事後評価の徹底を行うといふことなんですが、ちょっと具体的な中身について、これまでの議論の中では少し私はまだ十分な理解をできていないとこもございますので、この投資基準の内容と事後評価の徹底を行つていくのを、ちょっと具体的な説明をお願いいたします。

○糟谷政府参考人 今回の改正におきましては、第一産業革新機構の投資機能を強化するため、第一に明確なミッション設定、第二に投資に適したガ

バナンスの実現、この二つの見直しを行ふこととしております。

明確なミッション設定のため、政府が投資基準を策定することとしております。具体的には、コネクテッド・インダストリーズ及びソサエティー五・〇の実現に向けた投資など、国の政策として重要な領域への対応などを定めることを予定しております。

投資に適したガバナンスの実現のためには、方針を策定し、評価を行う機関と、投資実現を行う機関を分離をし、事後評価と成果主義を徹底することと、適切な規律と現場の迅速かつ柔軟な意思決定を両立させることとしております。

事後評価の徹底につきましては、これまで、産業革新機構においては、産業革新委員会が個々の案件の投資決定を行い、経産大臣が毎年機構の投資活動全体に対する評価を行つてまいりました。

今後は、経産大臣が評価を行う仕組みを残しつつ、第三者による評価機能を強化をいたします。具体的には、産業革新投資監査委員会につきまして、社外取締役が過半を占める旨を新たに法定化します。また、産業革新投資委員会は、機構のもとに置かれる認可ファンドの個別の投資決定には関与しないこととし、第三者的な立場から、認可ファンドの投資業務について事後的に徹底した評価を行ふという機能を持たせることとしております。

○浅野委員 具体的な御答弁をありがとうございます。

まず最初に、産業革新機構の直近の投資、回収実績について、まずは状況を御報告願います。

○糟谷政府参考人 産業革新機構におきましては、二〇〇九年七月の設立以来、本年三月末までに、L.P.出資を通じたものも含め、計三百六十二

か。

○糟谷政府参考人 そのような御理解で結構でございます。

そうした評価に基づいて、厳格な成果主義を適用してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

本日お配りをしております資料の図一をごらんください。

これは、ちょっと古いデータにはなってしまいますけれども、二〇一五年のベンチャーフィンанс実行額の国際比較であります。これは産業革新機構に限定したものではなくて、国単位の比較でござります。

二〇一五年が一番右側に書いておりますけれども、投資金額と投資件数というのがそれぞれ棒グラフと折れ線グラフで示されています。これは日本に対してアメリカの投資額というのが、大体ですが約五十五倍、投資件数は三・八倍、二〇一五年時点となります。同じく中国は投資額が十九倍、投資件数は約三倍という状況になっています。

こういう状態で、これから第四次産業革命時代を日本が世界をリードしていくんだ、そういう状況をつくり出さなければいけないわけですから、もう、そうなると、投資の量よりも投資の質で我々は勝負をしていかないのではないかということだと思います。

それを、誰がその鍵を握っているかといいますと、いろいろな要素があると思いますが、私は、投資を担当している人材だと思っています。

先日の参考人質疑の中でも、富山参考人が、投資にかかる人材のクオリティーをいかに高いレベルを確保するか、そういう人材を確保するか、そして、そうした人材をいかにしっかりとガバナンスをするか、これが大変重要だということをおっしゃつておりました。

これからの人材の確保、育成やそのガバナンス、先日も御答弁をいただきましたけれども、改めて、課題認識と今後の対応方針について教えて

ください。

○糟谷政府参考人 産業革新機構が担うべき役割を果たすためには、これまで以上に、政策的意義のある投資案件の発掘や的確な投資判断、充実し

た経営支援などを Eleanor の優秀な人材の獲得が不可欠であります。

このため、第一に、社会的意義の高さなど、共感を得られるミッションを投資基準において明確化するとともに、第二に、現場において、投資のプロフェッショナルとして機動的に責任を持つ意思決定ができるよう、ガバナンスのあり方を見直すこととしております。

また、待遇についても、改正法案では、専ら出資を行う業務に従事する職員の給与その他の待遇について、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮すると新たに規定をしておりまして、民間ファンドと比較し得る報酬水準を確保したいと考えております。

産業革新投資機構においては、こういった措置を講じることにより、これまで以上に優秀な人材の確保に努めるよう、経済産業省としても必要な指導を行つてまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

社会的な役割、そして自由度、ガバナンス、またさらには、最後に待遇面について触れていただききましたが、この最後の待遇面というのも、これは非常にセンシティブ、デリケートな問題ではあります。しかし、やはりここは日本でありますし、しかも産業革新機構というのは基本的には公的資金の入っている株式会社でありますから、そういう意味では、やはり、ある程度の水準、相場観というものがもあるんだろうというふうに思います。

ただ、やはりここは日本でありますし、しかも報酬を約束しないとなかなかいい人材は採れないという面はあるんだろうと思いません。

ただ、やはりここは日本でありますし、しかも報酬を約束しないとなかなかいい人材は採れないという面はあるんだろうと思いません。

○浅野委員 一件もないということでありました。

であるならば、このスピノフの円滑化の措置を今回の法律の中に盛り込もうとしているわけ

であります。これまで実績が一回もない、でも法

律としてはつくろうとしているということは、ど

こかにそのニーズあるいは必要性があるんじゃないかなと思います。ただ、それがこれまで明確に示されておりません。なので、スピノフの円滑化の必要性、どこにあるんでしょうか。

これを具体的な根拠、そしてまた、スピノフが導入された場合どのくらいの適用見込みがあるのか、お答えください。

○糟谷政府参考人 スピノフには、対象事業の経営を独立させることで迅速かつ柔軟な意思決定がたります。また、独自の資金調達が可能になつたりするメリットがございます。スピノフする

側、される側双方の企業価値の向上を図る事業再編の有効な手法として、欧米では積極的に活用されています。

このように、民間の企業と外資系の企業との間という比較的短い時間、あるいは、それ以降も

時間がかかる分野を強化していくたいという明確な方針があつて、それに対して我々は、国は三年

これはあくまでその組織の長の水準であります

ので、これがそこで働いている人々の、皆さんの水準にそのまま直結するものとは考えにくいと思

いますが、こういった現状を見ると、これから世界に量ではなく質で勝とうとしている、そしてそ

れに見合った人材を確保しようとしたときに、ま

たそれが国策として非常に重要な分野であるとい

うことを考えたときに、グローバルトップ人材を確保するための一つの重要な視点と言えるのでは

ないかと思うんですね。

大臣の御所見があれば伺いたいと思います。

この点に関して、事前の通告はないんですが、

大臣の御所見があれば伺いたいと思います。

○世耕国務大臣 全くおっしゃるとおりだと思います。

まして、特に投資業務のプロフェッショナルで世界に通用する人材となると、まさに相場観はこういうところなんです。場合によってはCEOよりも投資実務の若い人の方が給料が高い、成果主義のところなんかは年収が高いというケースもたくさんあるわけであります。やはり、ある程度の

報酬を約束しないとなかなかいい人材は採れない

という面はあるんだろうと思いません。

ただ、やはりここは日本でありますし、しかも

産業革新投資機構というのは基本的には公的資金の入つて

いる株式会社でありますから、そういう意味で

は、やはり、ある程度の水準、相場観というものがもあるんだろうというふうに思います。

これはもう既にGPIFでは、投資のプロ

フェッショナルに関しては、いわゆる独法一般の

お給料ではない水準というのも導入し始めていま

すから、そういう少しづつのことを見ながら、でき

るだけいい人材を探れる報酬体系を考えていきた

いというふうに思っています。

○浅野委員 ありがとうございます。

少し細かな各論に入ってしまったところはあり

ますが、言いたいのは、これは、国策としてこれ

でないわけです。そういつたところに国のお金を入れるわけですから、めり張りをつけた、使うところには使つて、抑えるところは抑える、そういった機動的な柔軟な運用をぜひ御検討いただきたいと思います。

統一で二問目、会社法の特例措置について伺います。

本日はスピノフに絞つてお伺いをしたいと思

いますが、まず最初に、会社法のもとで過去に行われたスピノフ件数について説明を求めます。

○糟谷政府参考人 会社法が制定されましたのが二〇〇五年でありますけれども、MアンドAに関する民間のデータベースにトムソン・ワールド

がございます。これによりますと、我が国において二〇〇五年以降、スピノフとされている取引は、日本においては一件もないというふうに承認をしております。

○浅野委員 一件もないということでありました。

であるならば、このスピノフの円滑化の措置を今回

の法律の中に盛り込もうとしているわけで

すけれども、これまで実績が一回もない、でも法

律としてはつくろうとしているということは、ど

こかにそのニーズあるいは必要性があるんじゃないかなと思います。ただ、それがこれまで明確に示されておりません。なので、スピノフ

の円滑化の必要性、どこにあるんでしょうか。

これを具体的な根拠、そしてまた、スピノフが導入された場合どのくらいの適用見込みがあるのか、お答えください。

○糟谷政府参考人 スピノフには、対象事業の

経営を独立させることで迅速かつ柔軟な意思決定

がたります。また、独自の資金調達が可能になつたりするメリットがございます。スピノフする

側、される側双方の企業価値の向上を図る事業再

編の有効な手法として、欧米では積極的に活用

されています。

このように、民間の企業と外資系の企業との間

という比較的短い時間、あるいは、それ以降も

時間がかかる分野を強化していくたいという明確な方針があつて、それに対して我々は、国は三年

す。

実際にも、我が国でも、日本経済団体連合会を始め産業界から、スピンドルの円滑化に対する要望もなさいたところでございます。

また、政府といたしましても、昨年の未来投資戦略二〇一七において、第四次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、稼ぐ力を高めるための施策として、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、必要な制度的対応を講じるというふうにしていたところであります。

こうしたことを踏まえて、今回の改正法案において会社法の特例措置をお願いをしているところであります。

日本では、これまでスピンドル、基本的に二〇〇五年以降は実施をされてきていないわけありますが、平成二十九年度の税制改正で、スピンドルにより移転する資産に対する譲渡損益等の課税について繰延べが可能となるております。こうした制度面での環境整備が進んだことによりまして、今後、実際の活用事例が出てくることを期待しております。

過去の例が二〇〇五年以降は少なくともありますので、今後どの程度の件数が見込まれるか、具体的な見込みを申し上げることは難しゅうございませんけれども、企業の価値を向上する事業再編の有効な手法だというふうに考えておりまして、その活用を促してまいりたいと思います。

ちなみに、欧米主要国でのスピンドルの実施件数がどれぐらいあるかということを見てみますと、過去十年間の平均で、米国では毎年三十から四十件程度、イギリスでは毎年数件程度、ドイツ、フランスでは毎年一件程度というふうに承知をしております。

○浅野委員

これまでの国内での日本における適

用実績は当然ゼロだと。また、今言つていただき

た海外の事例を見ますと、アメリカは年に三十件ほどということなんですが、イギリス、ドイツで

は一件とか二件とかということですから、これは

恐らくですが、国内においても、この制度、適用件数というのが今後いきなりどんとはね上がるといふのはないと思うんですね。なので、しっかりとP.D.C.Aの今Pをしていて、次Dに行くわけですから、その後のC、チェックをぜひしっかりと行つていただくようにお願いをいたします。

この会社法の特例に関する、通常、会社を分割、スピンドルするときには、そこで働いている人たちの理解をしっかりと得なければいけません。でなければ、かなり現場に混乱が生じます。

ですので、事前の労使協議というのは非常に重要なとされていますが、今回、スピンドル、この措置が適用されることによって、一体、現場の労使協議などのプロセスにどういった影響が及ぶと想定されておりますでしょうか。説明を求めま

す。

○糟谷政府参考人 今回の改正法案において導入をお願いしておりますスピンドルに関する会社法特例の適用に当たりましては、従業員の地位を不

当に害するものでないということを法律上の要件としております。具体的には、労働組合などの協議による十分な話しを行うとともに、雇用の安定に十分な配慮を行うことなどを求めることとしております。

また、計画の認定を受けた事業者の責務といった協定を定め、労働者の理解と協力を得ることや、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを求めているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今回のこのスピンドル、経営判断の迅速化といふのが本来の目的としてあると思います。そのため、この措置を適用した場合、その企業は株主総会での議決をしなくとも、取締役会でそれを決めることができます。

○浅野委員 これまでの国内での日本における適

用実績は

当然ゼロだと。また、今言つていただき

た海外の事例を見ますと、アメリカは年に三十件ほどということなんですが、イギリス、ドイツで

はないんですね。年の決まった時期に行われる。だからこそ、それに備えて、現場はある程度この時期に準備をしなければいけないと、そういう

ことができるようになるわけです。ただ、今回、年じゅいつでも、まあ取締役会ですから、少人数招集すれば、あるいは今はテレビ会議等で遠隔で行つていただくようにお願いをいたします。

この会社法の特例に関する、通常、会社を分割、スピンドルするときには、そこで働いている人たちの理解をしっかりと得なければいけません。でなければ、かなり現場に混乱が生じます。

ですので、事前の労使協議、現場の理解浸透というのは、通年で、日々、日常的に行っていく必要性が求められています。

ですので、こうした部分にも配慮いただくようになれば、ぜひ行政から各民間企業にこうした必要性も周知をしていただきたいと思います。

○糟谷政府参考人 スピンドルの手続において今回簡略化されますのは、簡略化といいますのは、株主総会の決議を経ずに取締役会だけで決定できるようになりますのは、独立する会社の資産が一定規模、具体的には、分割を行う会社の総資産額の五分の一を超えない場合であります。これは、会社法上、既に株主総会決議を省略することができます。

今回の特例は、この場合において、分割された会社の株式をもとの会社の株主に交付する手続について、会社法上、剩余金の現物配当に該当するため、株主総会の特別決議が必要とされているところを、これを、金銭配当を取締役会限りで決議できるよう定款で定めている会社については、取締役会での決議ができるようにするというものでございます。

○中石政府参考人 お答えします。

経済産業省では、二〇一六年四月に、先ほど御紹介ありました新産業構造ビジョンにおいて、今後の第四次産業革命を受けた変革の方向性を見きわめる一助として、どのような職業分野が拡大ないし縮小する可能性を有しているかを検討するため、二〇三〇年度の就業構造の姿を示す試算を行いました。

試算は、低成長トレンドで推移し、望ましい就業構造への転換が実行されない現状放置ケース、

それでもう一つは、第四次産業革命による生産性の飛躍的な向上、成長産業への経済資源の円滑な移動、ビジネスプロセスの変化に対応し、就業構

ちよつと時間も少なくなつてまいりましたので、通告していただいた質問の順番を変えまして、就業構造転換について伺わせていただきます。

第四次産業革命が実現された場合、国内の就業構造に大きな影響が与えられるというふうに言われております。

本日お配りをさせていただきました資料の二枚目の図四をごらんください。こちらは「技術革新が労働に与える影響について」、厚生労働省がまとめた先行研究の比較表であります。いろいろな団体あるいは省庁がこの先行研究をしておりますが、左から二列目、「技術革新の労働への影響」という列をごらんいただきますと、いろいろなことが書いてあります。

例えば、労働人口の約四九%がかかる可能性が高いですか、従業者数七百三十五万人が減少するシナリオや、百六十一万人が減少するシナリオもある。あるいは、その更に下を見ていただくなれば、直ちに今働いている人の失業を意味するわけではないとか、いろいろな見解が書かれてあります。

一体、今、この就業構造に与える影響、もうちょっと整理して説明をしていただきたいと、国民はしつかりとした現状認識ができませんので、改めて、ここで国の認識について説明を求めます。

まず、行政の方から適切な助言を行つていただけますように、お願いを申し上げます。

造の転換などが実現した改革ケースの二つのケースといふので試算をいたしました。

一つ目の現状放置ケースでは、人口減少の中です。このように、ITを知り、ITを活用できる現状放置しますと、労働力人口が年率〇・八%で減少し、ほぼ全ての職業で従業員数が減少すると結果になりました。

他方、改革ケースでは、産業、就業構造の変革を進めていければ、労働力人口の減少は年率〇・二%程度にとどまり、職業別で見ると、間接部門の事務処理業務など、従業員数を減らす分野がある一方で、人工知能やビッグデータを活用した製品開発業務やIOTシステム管理業務など、従業員数をふやす分野もあると予測しているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今見解を伺いましたが、今の話を聞いても、とにかく大規模な就業構造の変革がこれから起るるこだんということがあります。

これに対して、国はいろいろな施策を今講じられようとされておりますが、この未来投資戦略二〇一七を見ますと、これから教育、人材力の抜本強化の方策として、日本で働く全ての人がIT力を備え、全ての企業人が、それぞれのニーズに応じたIT力を身につけ、IT力を活用した付加価値の創造を絶え間なく行うようになる、そんな社会を目指していかなければいけない、そういうふうに書いてあります。

○寺澤政府参考人 ここで改めてお聞きします。IT力とは何でしょうか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

第四次産業革命になつていきますと、IOTを通じてさまざまな主体がデータを通じつながっていく。そうしますと、ITの利用とかデータの利用というのは、特定の一部の業種に限定されるわけではなくて、さまざまな主体がビッグデータとかAIを使いながらデータを分析し、付加価値を上げるということが必要になつてくるのです。

そういうことに対応するためには、より多くの

人たちが最新のIT技術を理解し、使いこなせる

ということにならなければいけません。まずはAIとかビッグデータとかそうした最新の技術、第四次産業革命を牽引する、そういう技術をまず知つていただくことが不可欠でございます。その上

で、こうしたデータ活用を支える基盤となるセキュリティについての理解を深めることも不可欠でございます。このように、IT技術を知つていただいた上で、製造業とか小売業とかそれぞれの分野で、どのように競争力を高めるか、それに向けてITを生かし活用できる、こうした力を身につけること、これがとても重要だと考えている次第でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

人を育てていかなければいけないということあります。これはちょっと時間がもうないので、質問は省略させていただきますが、そのためには、全国規模でやはりこうした取組をしていかなければいけないと思います。その一つの例が、地方大学を活用した産学連携の取組であります。きょうその状況も聞こうと思ったんですが、時間がありません。私が今調べた情報ですと、もう既に日本全国、地方大学の幾つかでこうした動きが出ております。

○世耕国務大臣 最終的な目標の数字としては、やはり生産性を、これまでの、二〇一五年までの五年間の平均値である〇・九%の伸びから倍増させて二%にするということ、そして、二〇二〇年度までに対二〇一六年度比で設備投資額を一〇%増加させる、そして、二〇一八年度以降3%以上の賃上げ、これが目標になつていてるわけあります。

私も、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つておつましく思つてます。

○寺澤政府参考人 お答えします。

例えば、福井県の方では、地場産業を中心とする、機械や織維業が盛んなんです。こうした企業が連携して、医療機器の開発に挑んでいる事例があるそうです。

また、こうしたものづくりの成長分野に大学が関与して、若い人材を在学中からそういう業界に関与をさせて、そのまま、専門知識あるいはIOT技術、そしてその先の就職まで見通した活動をしていく、こういった活動が起こっているよう

すし、滋賀県の滋賀大では、データサイエンス教育に取り組む、データサイエンス部というのを

つくりまして、まさに、ビッグデータや人工知能、生産性向上やサービス創出に関連した教育というのをこれからどんどん推進していくとして

いる。

また、徳島の方でも産学連携で共同研究を進める取組をふやしているということであります。

そのほかにもいろいろな事例が多分あると思うんです。国の方も、ぜひこうしたところにもアンテナを立てていただいて、今後のこうした活動を後押しをしていただきたいと思います。

これが最後の質問になりますが、今回、生産性向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案、この法案の効果を評価するためのKPIって何なんでしょうか。政府の見解をお伺いいたします。

○世耕国務大臣 向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案、この法案の効果を評価するためのKPIって何なんでしょうか。政府の見解をお伺いいたします。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

五年間の平均値である〇・九%の伸びから倍増させて二%にするということ、そして、二〇二〇年

度までに対二〇一六年度比で設備投資額を一〇%増加させる、そして、二〇一八年度以降3%以上の賃上げ、これが目標になつていてるわけあります。

私も、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

五年間の平均値である〇・九%の伸びから倍増させて二%にするということ、そして、二〇二〇年

度までに対二〇一六年度比で設備投資額を一〇%増加させる、そして、二〇一八年度以降3%以上の賃上げ、これが目標になつていてるわけあります。

私も、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

私は、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

私は、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

私は、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

私は、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

今、生産性向上と賃金を上げていくということをおっしゃっていました。これは最後、意見になりますが、世界を見ると、生産性が上がっている国、例えば、エストニア、イスラエル、韓国、こういうITを導入して生産性が上がっている

と、このように、IT技術を理解し、使いこなせる力、これを私どもとしては、御質問があつたIT力だと考えている次第でございます。

では、具体的に、このIT力をどう高めるのか

と、このようになるわけすけれども、まずはAI

とかビッグデータとかそうした最新の技術、第四次産業革命を牽引する、そういう技術をまず知つていただくことが不可欠でございます。その上

で、こうしたデータ活用を支える基盤となるセキュリティについての理解を深めることも不可欠でございます。このように、IT技術を知つていただいた上で、製造業とか小売業とかそれぞれの分野で、どのように競争力を高めるか、それに向けてITを生かし活用できる、そうした力を身につけること、これがとても重要だと考えている次第でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

人を育てていかなければいけないということあります。これはちょっと時間がもうないので、質問は省略させていただきますが、そのためには、

KPIって何なんでしょうか。政府の見解をお伺いいたします。

○世耕国務大臣 向上特別措置法案及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案、この法案の効果を評価するためのKPIって何なんでしょうか。政府の見解をお伺いいたします。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

五年間の平均値である〇・九%の伸びから倍増させて二%にするということ、そして、二〇二〇年

度までに対二〇一六年度比で設備投資額を一〇%増加させる、そして、二〇一八年度以降3%以上の賃上げ、これが目標になつていてるわけあります。

私も、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

○世耕国務大臣 お伺いいたします。

私は、いろいろな皆さんと質疑をやつていて中で、もう少しブレークダウンしたKPIを幾つかつくつておかないと、この目標だけでやつていたのでは、ちょっとなかなか途中のコントロールがしにくくなつたと想つてます。

ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 フェイスブックの個人情報の不正流出問題の中身その他については、報道などを通じて承知をしているわけですねけれども、日本は、法律上、個人情報に関する業務を担うのは、報道などを個人情報を所管する個人情報保護委員会ということがあります。

個人情報を所管する個人情報保護委員会といふとになっている。これは経産省に権限がないものですから、個人的な思いはいろいろあるんですねけれども、基本的に、経産省としてなかなかお答えできない立場だということを御理解いただきたいと思います。

一般論として申し上げれば、ソーシャルネットワーカー事業者も含めて、さまざまな個人データに関するビジネスにおいては、本人に対して利用目的を通知又は公表するなど、個人情報保護法を遵守することがビジネスを行うに当たっての大前提だというふうに考えてあります。

○笠井委員 問題は重大だということはおっしゃいました。

それだけではないんですね。フェイスブックなどのSNSですが、そのSNSのいいねというボタン等が設置されたさまざまなおつしや集をされている。共青团事務局も含めて、さまざまな個人データに関するビジネスにおいては、本人に対して利用目的を通知又は公表するなど、個人情報保護法を遵守することがビジネスを行うに当たっての大前提だというふうに考えてあります。

○世耕国務大臣 今御指摘のように、経産省のホームページに

も、日本共産党のホームページもありました、いいねボタンは。

やはり、情報拡散するためには、いいねとかシェアで拡散せざるを得ないので、これはちょっと余り使っているわけですが、そのときに、そのページを見ただけでいろいろなデータがフェイスブック側にとられるというのは、これはちょっと余り愉快な話ではないというか、個人の立場として、愉快な話ではないというふうに思っております。

○笠井委員 経産省がけしからぬとか日本共産党けしからぬとか、ボタンがあるのがけしからぬということではなくて、やはり、フェイスブックの問題として、そういうやり方でもうけているという話が出てくる問題であります。

「プライバシーポリシー」ということで、経産省は、対応として、利用者に、見ますと、「なお」を書いてあって、閲覧者の情報が送信されることがあるので、「ご確認ください」ということで、小さく一番下に書いてあるということで、これでは対策にはなっていないし、やはり大ものどころをきちとやらなきやいけないんだと思うんです。

フェイスブックの場合には、二〇一七年で見ますと、四百六億五千三百万ドルと、四兆三千六百億円もの莫大な年間売上高が上がっていて、その実に九八・三%、ほぼ全額が広告収入だと。膨大な個人データを収集して、カスタマイズした広告を出そうという戦略に躍起になるのは、そういう背景があるからだと思うんです。こうした個人情報で送信されてしまうという、ある意味恐るべきことが判明をいたしております。経産省のサイトにもSNSのボタンが設置をされておりますが、こうしてSNS利用者の同意もなく個人情報が収集をされている。

世耕大臣、これは個人情報保護上、これは所管は委員会があるんだとおっしゃったけれども、しかし、極めてゆゆしき問題だという認識はお持ちですね。

○世耕国務大臣 これは、私も少し問題があるのではないかなどというふうに思います。

そこで、世耕大臣、このフェイスブックの問題

日本でも、無料サービスと引きかえに個人情報が外部へ流出、流用されている重大な事態に対し

て、そういう対応して、やはりきちんと目を向けて必要な規制を強化するということこそ今必要だと思いますが、その必要性については、大臣、どうお考えでしょうか。

○世耕国務大臣 これは御理解いただきたいんでありますが、どうしてもこれは個人情報保護に関する業務ということになりますので、これは個人情報保護委員会がお答えする話ということになってしまします。

ただ、一方で、フェイスブックは、やはり、これだけ国際的に反発の世論が盛り上がっている、そして、もう今やフェイスブックというのは我々の生活にとっては非常にインフラになつていてるわけですから、そういう国際的な世論の広がりにつかり向き合つて何らかの対応がとられるべきではないかというふうに考えます。

政府としての行為は、個人情報保護委員会にお聞きいただければと思います。

○笠井委員 そこで、個人情報保護委員会もお見えいただいているので伺いますが、EUでは、来月、五月二十五日に一般データ保護規則が施行されます。人間の尊厳の観点から、プライバシー権や個人情報の自己コントロール権を保障するものとされています。EU域内で事業活動を行う企業もこのEU規則に基づいた対応が求められることになります。

○笠井委員 表現としては、個人の権利としてそれがあります。人間の尊厳の観点から、プライバシー権や個人情報の自己コントロール権を保障するものとされています。EU域内で事業活動を行う企業もこのEU規則に基づいた対応が求められることがあります。

○笠井委員 表現としては、個人の権利としてそういう明文というのではなく、その上で、中身としているいろいろ書かれているというお話をだつたと思います。

二〇一五年の個人情報保護法改正で、法律の目的に新産業の創出が追加をされて、官民データ活用推進基本法、行政機関等個人情報保護法などによつて、公的データを新産業に活用しようという仕組みが一方でどんどんつくられてきています。

二〇一五年の個人情報保護法改正で、法律の目的に新産業の創出が追加をされて、官民データ活用推進基本法、行政機関等個人情報保護法などによつて、公的データを新産業に活用しようという仕組みが一方でどんどんつくられてきています。

そこで、個人情報保護委員会に伺いますが、EUでは、個人データ利用については、あらかじめ本人の同意を得るオプトインというのが原則で、日本では、本人が拒否して初めて対象外になるとオプトアウト方式になつてているということで、基本原則からして異なる状況がある。

そこで、個人情報保護委員会に伺いますが、四月十日の参考人質疑で、福家秀紀参考人は、EU一般データ保護規則では、第十七条で忘れられる権利、二十一条でデータポーラリティー権、二十二条でプロファイリングへの異議申立て権等があることが紹介されました。どれも国民の個人情

報を守る上で重要だと考えます。

我が国の個人情報保護法では、EUのようないした権利というのは明文で規定がされているのでしょうか。

○福浦政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘のGDPRにおける規定につきまして、我が国の個人情報保護法上は、全く同一の規律ではありませんが、同様の趣旨に沿つたそれぞれの規定がございます。

個人情報保護法上、いわゆる忘れられる権利につきましては、法令に違反して取り扱われている場合には消去請求権がございますし、データが不要になった場合には事業者側に消去するよう努め義務がございます。

また、いわゆるデータポータビリティーにつきましては、開示請求して自分のデータを本人が入力にしつかり向き合つて何らかの対応がとられるべきではないかというふうに考えます。

政府としての行為は、個人情報保護委員会にお聞きいただければと思います。

○笠井委員 そこで、個人情報保護委員会もお見えいただいているので伺いますが、EUでは、来月、五月二十五日に一般データ保護規則が施行されます。人間の尊厳の観点から、プライバシー権や個人情報の自己コントロール権を保障するものとされています。EU域内で事業活動を行う企業もこのEU規則に基づいた対応が求められることがあります。

○笠井委員 表現としては、個人の権利としてそういう明文というのではなく、その上で、中身としているいろいろ書かれているというお話をだつたと思います。

二〇一五年の個人情報保護法改正で、法律の目的に新産業の創出が追加をされて、官民データ活用推進基本法、行政機関等個人情報保護法などによつて、公的データを新産業に活用しようという仕組みが一方でどんどんつくられてきています。

そこで、生産性向上特別措置法案等の関係で伺いますが、この法案では、国や独法のデータを利用する仕組みがつくられようとしています。四月三日の衆議院本会議において、提供するデータには匿名加工などの処理がなされるのか、プライバシーに対する深刻な懸念があるのではないかと

いう私の質問に対して、世耕大臣は、主には、これは地図データ、衛星データなど、個人情報以外の産業データを想定しているというふうに答弁されましたが、では、個人情報というのは全く除外されているのか、除外されているんだつたらどう外されていないのか、その点いかがですか。

○世耕国務大臣 今回の特措法に基づく公的データ制度で提供をされると我々が想定しているのは、主には、地図データ、衛星データなど、個人情報以外の産業データを想定しているところあります。

公的データの提供に当たっては、そのデータを保有する行政機関などが、データ提供そのものの必要性と、そして、他の法令に違反するおそれがないのかどうか、そういったことを踏まえて、そのデータ提供の可否を判断することが前提となります。

個人情報に該当するデータについては、全ての個人情報について個別に本人同意を得ることや、特定の個人が識別できないよう加工した非識別加工情報の提供の仕組みも含めて、行政機関等個人情報保護法の規律に従わなければ、提供されることはないと考えております。

○笠井委員 今説明されたことは、要するに、個人情報については除外はされていない、つまり、それをやる場合はと言われたんですから、されていないということは、いいですね。

○世耕国務大臣 個人情報を想定はしておりませんけれども、この法律上、個人情報を排除しているものではありません。ただし、あくまでも行政機関等個人情報保護法をクリアしない限りは提供されることはないということになります。

○笠井委員 排除していないと。あの法案のボンチ絵で、経産省の中にも、ちゃんと個人情報の中に枠線が入って、そこも含まれているというふうになっていますから。ならば、個人情報保護委員会伺いますが、拒否できない状況で集めた公的データでも非

識別加工をすれば民間ビジネスに提供できる、そのような制度というのは、日本以外に、ほかの国にあるんでしょうか。

○福浦政府参考人 私ども委員会が所掌いたします我が国の個人情報保護法は、原則、民間のみを対象といたしております。

先生御指摘の、行政機関個人情報保護法等の改正法の御審議の際に、総務省から、非識別加工情報のような提供の仕組みは見られず、実際の事例については承知していない旨の答弁があつたと承知いたしております。

○笠井委員 ないということになります。

行政の持つ個人情報は、特定の行政目的の執行、公権力の行使のために集められるものであります。住民票、医療、社会保険、就学、就労記録などは提供せざるを得ないというものです。けれども、それを第三者に提供して、しかもビジネスに活用されるのは、明らかに目的外利用になります。匿名、非識別加工するならいいという問題ではない。

しかも、世耕大臣、認定事業者に提供される情報というのは渡し切りではありません。四月十一日の当委員会で前田大臣官房審議官は、答弁で、リアルタイムで変化するデータも含め、ビジネスにうまく資する形で提供するとまで言っているわけですが、既に指摘したように、貧弱な個人情報保護制度のもとで、国等のデータの第三者への提供、しかもビジネスへの活用を推進したら、これは人権侵害にまでつながっていくんじゃないのか。つながりませんといふことは言えないんじゃないでしょうか。

○世耕国務大臣 あくまでも個人情報に係るデータがもし提供されるようなことになつたときは、まず、我々は、基本的に、個人情報を想定してこの法律をつくつてあるわけではなくて、地図データ、衛星データなど、個人情報以外の産業データが想定されるということを想定しています。これが想定されないんではないかと考えます。

○世耕国務大臣 あくまでも個人情報に係るデータがもし提供されるようなことになつたときは、これは個人情報保護法に基づいて、ともかく人の名前がわからないようになるとか、そういうことが前提になるわけありますから、御指摘のようないいわけですね。

○世耕国務大臣 さて、次の問題を議論したいと思うのですが、産業競争力の強化法等改正案ですが、この中では中小企業支援策をうたつております。そこで、世耕大臣伺います。

安倍政権は、二〇一三年六月に策定した日本再興戦略で、開業率、廃業率を一〇%にそれぞれするということを目指しておりますが、現在の開業率、廃業率はそれぞれ何%になつていてでしょうか。

○世耕国務大臣 開業率、廃業率の現状につきましては、現在、開業率が五・六%、この戦略策定時の平成二十五年度の四・八%から上昇傾向にあります。一方、廃業率については、平成二十八年度が三・五%であります、ここ最近、年によつていろいろぶれはありますけれども、三から四%

ことがあつたりといふことが言われているわけですが、行うのは特に必要があるものとして政令で定める場合に限られている、こういうふうに言つております。四月十一日の当委員会で寺澤商務情

報政策局長が答弁されても、全て全て協議をする目的にも反するので、重点的に絞り込んで政令を規定したいとまで明言しているわけですが、そうやっていくと、問題が起きてからじや運び、一旦流出した個人情報は回収できないということがあります。たとえ匿名化して、あるいは非識別加工したとしても、データ量がふえればふえるほど個人の特定につながる危険が高まる。

世耕大臣、日弁連も二〇一五年十月十九日付の意見書で、大量の情報のひもづけにより個人の特定につながるリスクを前提としており、行政機関等が保有する個人情報を本人の同意を得ることなく第三者提供するのではなく匿名加工が施されたとしても容認できないというふうに、厳しく指摘しております。

実際に、アメリカのマサチューセッツ工科大学の研究者が二〇一五年五月に発表したところによれば、匿名のクレジットカード取引情報で、四つの取引にかかる時間と場所の大まかなデータがあれば、百十万人中九〇%の精度で持ち主を特定できます。こういう精度があるということですね。これといったところは、高い精度があるということですね。これが二〇一五年ですから、もつと進んでいます。

一旦は非識別化されたとしても、再びひもづけされることは想定されないといふことは言えないんじゃないでしょうか。

○世耕国務大臣 さて、次に問題を議論したいと思うのですが、産業競争力の強化法等改正案ですが、この中では強化を名目にして国民の個人情報を犠牲にするようなことは絶対に許されないということを強く言いたいと思います。

さて、次の問題を議論したいと思うのですが、産業競争力の強化法等改正案ですが、この中では強化を名目にして国民の個人情報を犠牲にするようなことは絶対に許されないということを強く言いたいと思います。

そこで、世耕大臣伺います。

安倍政権は、二〇一三年六月に策定した日本再興戦略で、開業率、廃業率を一〇%にそれぞれするということを目指しておりますが、現在の開業率、廃業率はそれぞれ何%になつていてでしょうか。

○世耕国務大臣 開業率、廃業率の現状につきましては、現在、開業率が五・六%、この戦略策定時の平成二十五年度の四・八%から上昇傾向にあります。一方、廃業率については、平成二十八年度が三・五%であります、ここ最近、年によつていろいろぶれはありますけれども、三から四%

これは行政機関等個人情報保護法の規律に従う。その規律がどうかということについては、個人情報保護委員会に聞いていただくしかないといふうに考えております。

○笠井委員 経産省、先ほどポンチ絵をいただいたと言いましたけれども、だつたら、産業データ、イコール非個人情報と書けばいいけれども、ニアリーアイコールになっているわけですよ。しかしも、この個人情報のところまで、ちゃんと範囲が広がつて、線が引いてあるんですよ。だから、あくまで何か気象情報とかデータだと言われるけれども、個人情報が含まれるとさつき認められた。

しかも、最初から悪用すると公言する事業者などないわけです。個人情報漏えいについても、事前に全ての兆候を把握できるわけではない。行政機関等からも、個人情報データ漏えい、データの隠蔽や改ざんが相次いでいる。そんな行政機関がデータ提供の要件をチェックするなどと言つても、もはや何の担保にもなりません。

プライバシーに対する懸念はいよいよ重大なものになつたので、生産性向上、そして産業競争力強化を名目にして国民の個人情報を犠牲にするようなことは絶対に許されないということを強く言いたいと思います。

さて、次の問題を議論したいと思うのですが、産業競争力の強化法等改正案ですが、この中では

の範囲内で推移をしているところであります。

○笠井委員 廃業率が低いことが産業の新陈代谢を停滞させている要因だということで、この産業法改正案では、目的の一つに、産業の新陳代謝の活性化を挙げております。この法案によって中小企業の廃業を促して、目標の一〇%、廃業率を達成しようとしている。

世耕大臣に伺います。

未来投資会議の構造改革徹底推進会合のやりとりを見ますと、そうとしか思えないんですね、これは。その中にこういう発言がありました。

廃業企業の半分は生産性が高く、企業の廃業が中小企業全体の生産性も押し下げている。だからしっかりと事業継承をサポートしなければならない。

ここまでわかります。さらにその先です、問題は。

廃業された方が中小企業全体の生産性向上に資するケースがあり、廃業した方がむしろ望ましい方々に關しては円滑な退出を促す施策をとつていいと言つておりますけれども、大臣も同じ認識で

○世耕国務大臣 まず、政府の目標というのを設定しています。これは開業率を欧米レベルに持つて、いこうということの中でもありますけれども、平成二十五年六月に閣議決定された日本再興戦略においては、まず、大前提として、開業率が廃業率を上回る状態にして、そして開業率、廃業率が米英レベル、ということは一〇%台になることを目指すということが明確に掲げられているわけで、ここで大切なのは、やはり開業率の方が廃業率を上回る。だから、廃業だけして開業が進まないということではなくて、廃業した以上に開業を進めいくというのが我々の考え方であります。

○笠井委員 今紹介したものは同じじゃないといふふうな趣旨かもしれません、私が紹介した発言というのは、中小企業庁の次長の方が未来投資会議の会合の中でも言われたものです。これを受けて、この会議の民間議員の一人、御

立尚資副会長は、生産性も収益ボテンシャルも下

の方の、本当は転廃業もお考えいただいた方がいいところはサポートの対象外にすべきとまで公然と発言している。そういう流れでてきてきています。

本案が成立したら、生産性や収益性が必ずしも高くない中小企業は支援の対象外にするということはないか。そんなことをしたら、小規模事業者の持続的発展の重要性をうたつた小規模企業振興基本法の精神や、困っている中小企業を支え、そこで、どんな問題も中小企業の立場で考えていくのでないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○世耕国務大臣 今回の法案における措置は、あくまでも事業承継ですか、あるいは創業促進を目的としたものであります。

特に事業承継については、経営者の高齢化が進む中で待ったなしの課題でありまして、地域やサプライチェーンにとって重要な事業が後継者不足によって廃業してしまえば、地域の雇用やサプライチェーンに重大な影響を与えるおそれがあるとうふうに考えていました。

一方、事業承継によって事業継続が図られれば、失われるはずだった雇用が維持されることになりますし、近年増加しつつあるMアンドAによる承継も一つの選択肢として事業承継を進めていくことが重要だと思います。

この法案における措置を通じて、経営者の若返りや新たな企業の誕生によって地域の雇用を支える中小・小規模事業者が活性化する、これを目的に頑張ってまいりたいと思います。

○笠井委員 中小企業庁の次長の方が廃業を促す

す。

先日、私は、ある中堅の中小企業を訪問して話を伺できました。その経営者は、政府の掲げる生産性革命や人づくり革命について、余計なお世話だと、むしろ立場の違いを超えてずっと指摘をされておりました。苦労に苦労して、自助努力で生産性を上げて働き方を変える取組をしているのに環境が許さないということで、本当に怒りにも近い声がありました。

中小企業の生産性が低いといいますけれども、もうかる仕事などしていい、材料費が上がつても単価が上がらない、働き方改革といつても、三六協定で百時間以上の残業ができるようにしておかないと取引してくれないと親事業者もある

というんですね。

大臣、最後に伺いますが、中小企業の生産性を問題にするなら、我が国の自動車産業に代表される重層的な下請構造のもとで、大企業による単価たたきが行われ、幾ら中小、下請が生産性を上げる努力をしても利益が親事業者に吸い上げられる結果になってしまいます。それで、もしかしてしまった構造的な問題の解決がどうしても必要なと思います。これがこそが本当の中小企業支援ではないかと思うんですが、この点はいかがですか。

○世耕国務大臣 まさにその点は、私も先頭に立つてやらせていただいています。下請取引の改善、これは、世耕プランというのをぶち上げて、ともかくこれは徹底的に改善をしていく。そのことが中小企業の生産性の向上にも資するものだと

いうふうに思っています。

また、これから、中小企業が生産性を上げて、その分を大企業に吸い取られたのでは意味がないわけですから、今回の生産性革命を進めていくに当たっても、下請取引の適正化という

ことについてははしっかりと進めていく必要がある

と考えております。

○笠井委員 今私が紹介した中堅の中小企業経営者は、働く人を大切にすることと生産性を上げること、この両方が大事だと強調されておりまし

た。人を育て、育てた人が会社の力となり、それが生産性向上に結びつく、こうしてこそ、会社の基礎、土台がしっかりと固められて、社員の中から

次の経営者が誕生する。時間はかかるけれどもこれが本道だということで、本当に、御苦労された顔を見しながらですが、おっしゃつておりました。

本法案のように、三年間で集中的にといった近視眼的なやり方で、これを機に日本経済の根幹である中小企業の選別と淘汰を一気に狙うなど、断じて許されないです。

本日、質疑終局ではなく、この問題も含めてさらなる徹底審議を強く求めて、本日の質問は終わ

ります。

○稻津委員長 次に、谷畠孝君。

○谷畠委員 生産性向上特別措置法案では、新たにプロジェクト型規制のサンドボックス制度が創設されたと承知をしております。これは、実証実験に対する規制の適用の有無の確認や規制の特例措置などを講ずる制度であります。対象となるのは、実証実験であるか、あるいは事業活動であるかという違いはありますが、類似の制度としては、経済産業省には、グレーバー解消制度、新

事業特例制度が既に存在をしております。

そこで、お伺いをいたします。

グレーバー解消制度、新事業特例制度のこれまでの活用実績、そのうち何件が全国一律の規制改革につながったのか、改めて御教示をお願いいたします。

○中石政府参考人 お答えします。

グレーバー解消制度は、事業者が、現行規制の適用範囲が不明確な分野におきまして、萎縮することなく新しい事業にチャレンジできるよう、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度でございます。

例えば、ドラッグストアで、利用者がみずから採血し、その血液検査の結果を利用者に通知するサービス、これは大変有名になりましたけれども、その検査結果の通知等が医師法上の医業に該

当するかというような照会がございまして、厚労省に照会をかけたところ、該当しないという回答をいただきました。それを受けまして、現在、千四百以上の店舗でこのサービスが展開されるということで、一つのグレーブーンの解消が千という店舗になっていくということです。

こうした照会は、今のところ百十六受けおりまして、その中で、規制に抵触しないという御回答を実は百件ほどいただいております。その百件も、単純に該当しないというよりかは、こういうこと、こういうことと説明した上で、それであればといふような話になりまして、その百件、すなわち、事業者が望む新規ビジネスを展開する上でさまざまな規制というのが取り扱われたということ、これは私ども、発表を毎回しております。それを見て、また事業者の方が、ああ、こういうことができるんだということをまた続いているからかれるということでありまして、さまざまにビジネスが広がってきてるんじやないかといふふうに考えております。

他方、新事業特例制度は、安全性などが確保できるような規制の代替措置を講ずることで、事業者が企業単位で規制の特例措置の整備にチャレンジできる制度であります。

これまで申請を受けた十一件の規制の特例措置要望のうち、六件の申請を認めていただきまして、特例措置のメニューを整備いたしました。このメニューをまた見て、計画申請が出まして、一二件ほど新しい事業が起きております。また、残りの五件につきましては、規制当局に問合せしましたところ、これは特例措置ではなくて、直ちに全国規模での規制緩和していくこととで、直ちに全国展開されたこともございました。こうしたことが制度の意義と思っています。

その中で御紹介いたしますと、申請を認めて整備した特例措置のうち、一旦特例措置としましてけれども、更にそれを一般化したものもあるということであります。具体例でいきますと、電動アシスト自転車につきましては、現行法令上、ア

シスト力の上限がこぐ力の二倍と定められています。

すけれども、それを、宅配を行う事業者から、車両の安全性を高める、配達員には交通安全教育を行ななどの代替措置を条件に、例外として、特例として三倍のアシスト力を認めてほしいという要望がございました。それを国家公安委員会と調整しまして、最終的には特例措置として整備されました。

事業者は、この特例を使うため、新事業活動計画の認定を受けまして、東京、北海道、京都、大阪、福岡で平成二十六年九月から昨年九月まで事業を実施し、事故もなく安全に実施されました。その結果を踏まえ、国家公安委員会において検討を行なった結果、昨年十月に省令が改正され、この事業者のみならず、全国的にほかの事業者も活用できるようになりました。

こういったことが実績でございます。

○谷畠委員 世耕大臣にお聞きをいたします。

グレーブーン解消制度、新事業特例制度を残した上で、プロジェクト型規制のサンドボックス制度を新設した意図、それぞれの制度の連携の方について、大臣にお伺いいたします。

○世耕国務大臣 まず、今あるグレーブーン解消

制度は、事業をそのまま継続的にやるということが前提になってますので、どうしても規制官庁は、その規制の適用関係を確認する段階で非常に慎重になってしまって、個別案件への回答というものが非常に時間がかかるなり遅くなるという問題点がありました。

もう一つ、今ある新事業特例制度、こっちの方は、事業者が、規制の特例措置を認める場合に、規制を緩和しても安全ですよ、規制の目的はしっかりと達成できていますよという規制の代替措置、これがをしっかりと用意しなければいけないんですが、この代替措置がちゃんとどうかという検証のための実証ができぬないということで、なかなか検証が進まないという問題点がありま

ボックス制度では、グレーブーン解消制度によつて規制の適用対象となると判断されたり、あるいは、新事業特例制度によつて規制の代替措置を整備することが困難であった案件であつても、期間と参加者を限定して、事業ではなくて実証であると整理することで、規制が適用されない環境下で速やかに実証プロジェクトを実施することができるとおもいます。

これらの制度は、今あるものとこれからつくるサンドボックスはしっかりと連携をさせたいというふうに思います。特に、サンドボックスの実証によって得られた情報を活用することで、今度は逆に、そのデータ、エビデンスをもとにした規制の特例措置の検討を加速することも可能になります。ですから、特に新事業特例制度と一緒に運用することで、規制の特例の措置の求めも今後増加することを期待をしている。

ただ、これだけ制度ができると、うちはどれを使えばいいんだというようなことになつてしまはいけませんので、内閣官房に一元的窓口をつくつて、どの制度を使えばいいのかということを助言をするということもしっかりとやっておきたいと思います。

○谷畠委員 グレーブーン解消

制度は、事業をそのまま継続的にやるということを設定することになつています。特に、経産省が担当する主な施策については、この委員会でもいろいろ私も感じたところがありましたが、データによって情報や資料を整理して、これを活用した規制改革をできるだけ多く実現していく

施策の目標については、法案上、実行計画で目標を設定することになつています。特に、経産省が担当する主な施策については、この委員会でもいろいろ私も感じたところがありましたが、しっかりとKPIをある程度細分化して設定をして、ある種ダッシュボードのような形で、これはうまくいっているけれども、こっちはいっていいから、もうちょっとこつちに力を入れなきやなとか、そういう形で進捗状況を適切に把握をして、そして、場合によつてはP D C Aを回して、何か施策を少し改善をするとか、もっとPRを強化するとか、いろいろな取組をやつてしまいりたいと思います。

○谷畠委員 丁寧な答弁、非常にありがたく思つております。

私は、大阪の八尾。その隣町は東大阪。全国でいうと、中小企業が集積する東京の大田に匹敵すると言われている中小企業の町であります。やはり日本の国家というものは中小企業がしっかりと支えて、雇用も支えておるし、中小企業も最近非常に頑張って、いわゆる国際性をたくさん持つて、輸出を、日本一、二を争う、そういう産業に実は成長してきているところであります。

これまでの活用実績を踏まえてお伺いをいたします。

本法案で新設されるプロジェクト型規制のサンドボックス制度の活用件数及び全国一律の規制緩和の目標数をどのように設定しておられるのか、大臣、お答えをお願いします。

○世耕国務大臣 プロジェクト型規制のサンドボックス制度である新技術等実証制度は、独創的なアイデアを持つ方々や革新的なビジネスモデル

をスピードで事業化したい起業家など、幅広い方に使っていただきことを想定しています。

。

しかし、いつも言えることは、生産性がどうしてもやはり大企業に比べて低い、こう言われておられます。そこで、お伺いをします。

中小企業の生産性の向上に向けて、どのような政策、ここはひとつ、大事な中小企業政策のキーポイントだと思いますので、改めてお伺いをいたします。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、ものづくり補助金等を中心といたしまして、約五万二千社の中小企業の皆様方の投資を促進させていただきました。また、IT導入補助金では約一万四千社の中小企業、小規模事業者の皆様方の導入の背中を押させていただいております。また、中小企業等経営強化法によつて、約四万九千者の中小企業の皆様方の業種の特性に応じた生産性向上に取り組ませていただいております。

そういったことも含めて、中小企業の労働生産性がございますけれども、一つ数字を申し上げますと、二〇一二年度の五百四十七万円という、こういった数字がございますが、これが二〇一六年度におきましては五百七十六万円ということです。約五・三%向上しております、一定の成果が出ており思つています。他方、今御指摘がございましたように、大企業との生産性格差はまだまだ大きくして、むしろ、場合によつては、そこが格差が拡大をしておるというような、こういった評価も得るわけでございます。

したがいまして、引き続き、生産性向上のためには、今回、固定資産税をゼロにするお話、また、ものづくり補助金、IT導入補助金を更に増額をさせていただくお話を、また、御議論いただいておりますMアンドAを含めました事業承継、経営支援体制の強化、こういったものに総力戦で取り組ませていただきたい、このように思つております。

○谷畠委員 あともう一分になつてしましました

いざれにしても、この中小企業というのは、九・何%と言われて、非常に大事だと思います。私も常に質問の中に、この中小企業をしつかり応援をしてやつてくれ、こういうことを、これはやはり言い続けていかなければならぬと思います。あと一分ですので、もう一度、中小企業政策、しっかりと頑張るぞということを、大臣、一言言つていただけ、終わります。

○世耕国務大臣 やはり、日本の中小企業というのは、私も東大阪のことはよく知つておりますので、もう国の宝と言つてもいいぐらい、非常に重要な要だと思います。世界からも注目されて、私、海外へ行つて、やはりみんなから、日本の中小企業のノウハウを教えてほしいということを言われるわけであります。

こういう中小企業、小規模事業者も含めて、頑張つてもらえるよう、経産省として、今後もしっかり支援をしてまいりたいと思います。

○谷畠委員 時間が来ました。これで終わります。

○稲津委員長 ありがとうございました。

○稻津委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

第三は、国等が保有する個人情報を含むデータの民間事業者への提供が重大な人権侵害の危険をはらんでいるからです。フェイスブックの個人データ不正流出事件に対し、アメリカでさえ規制強化の動きが強まっています。EUでは、来月、一般データ保護規則が施行されます。個人情報を含むビッグデータを収集、転用して巨額の利益を生むビジネスを優先し、国民の個人情報を犠牲にするやり方は、かえつて産業の健全な発展を妨げるものです。

さらに、生産性革命の両輪として、フリーランスや請負などの、雇用によらない働き方を推奨していることも重大です。労働者保護の対象外で、不安定、無権利な働き方を強いることはやめるべきです。

最後に、安倍政権の国政私物化と強権政治による隠蔽、改ざん、捏造、圧力が、行政への信頼と民主主義の土台を根底から壊しています。このような政権に国民の暮らしや経済を委ねることはできません。

A.I.、人工知能や、I.O.Tなどの新しい情報通信技術の社会実験のために異次元の規制緩和を推進する本法案は、格差と貧困を更に拡大するもの

○稻津委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

第二は、日本版サンドボックスが、国民の安全、安心、命をも脅かすものだからです。我が国では、世界じゅうで事故、事件を多発させている。世界じゅうで事故、事件を多発させている。ウエーバーを例に、ライドシェア問題を取り上げました。これまでグレーブーン解消制度で業法に穴があけられた上に、本制度で規制を凍結すれば、白タク解禁につながりかねません。国民が日々の暮らしを営む現実社会を実験場にするもので、断じて容認できません。

第三は、国等が保有する個人情報を含むデータの民間事業者への提供が重大な人権侵害の危険をはらんでいるからです。フェイスブックの個人データ不正流出事件に対し、アメリカでさえ規制強化の動きが強まっています。EUでは、来月、一般データ保護規則が施行されます。個人情報を含むビッグデータを収集、転用して巨額の利益を生むビジネスを優先し、国民の個人情報を犠牲にするやり方は、かえつて産業の健全な発展を妨げるものです。

さらに、生産性革命の両輪として、フリーランスや請負などの、雇用によらない働き方を推奨していることも重大です。労働者保護の対象外で、不安定、無権利な働き方を強いることはやめるべきです。

最後に、安倍政権の国政私物化と強権政治による隠蔽、改ざん、捏造、圧力が、行政への信頼と民主主義の土台を根底から壊しています。このような政権に国民の暮らしや経済を委ねることはできません。

○稻津委員長 これにて討論は終局いたしました。

○稻津委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○稻津委員長 これまで内閣提出、生産性向上特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○稻津委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○稻津委員長 これより採決に入ります。

○稻津委員長 これまで内閣提出、生産性向上特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○稻津委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○稻津委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、城内対外五名から、自由民主党、立憲民主党、市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、公明党、無所属の会及び日本維新の会の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。山崎誠君。

○山崎委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

○山崎委員 生産性向上特別措置法案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 日本が直面する激変する技術環境、成長分野への事業展開が必ずしもうまくいくつていな

二 「規制のサンドボックス」制度について

は、新技術等の迅速な実証実施と、得られたデータの活用により新技術等を用いた事業活動を促進するとの本法の趣旨に鑑み、その運用に当たつては、新事業特例制度やグレーブーン解消制度など既存の制度との連携を図り、全国一律の規制改革につなげるよう努め

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

委員会での決定過程について、議事録等を作成し公表する等、その透明性を確保すること。更には、中立的な機関として、公平公正な制度であるとの国民の理解を得られるよう努めること。

○稻津委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○稻津委員長〔賛成者起立〕

○稻津委員長 起立多數。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○稻津委員長 次に、内閣提出、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案について採決いたしました。

○稻津委員長〔賛成者起立〕

○稻津委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

実行するとともに、不斷の見直しを行うこと。

二 株式会社産業革新投資機構については、ガバナンスを適切に機能させて支援対象の審査を継続的かつ厳格に実施し、モニタリング体制の強化について不斷の見直しを行うこと。

あわせて、出資先に対するハンズオン支援の強化により企業価値の向上に努め国富の増大に結び付けるとともに、優秀な民間の目利き人材や投資プロフェッショナルの十分な確保及びその積極的活用を図り、オープンイノベーションの促進に向けて民間リスクマネーを誘発するべく適切な運営を行うこと。また、ベンチャー企業への支援については、投資決定の迅速化を図り、円滑な資金供給に努めるとともに、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

三 株式会社産業革新投資機構が、いわゆる他の官民ファンドである特定政府出資会社の株式を譲り受けけるに際しては、整理統合によるコスト削減等の合理化に努めるとともに、当該官民ファンドが本来持つ政策課題の実現を図るべく投資案件の選定が適切に行われていることを検証し、適切な成果目標を定めた上で、積極的な情報開示により投資実績の透明性向上に努めること。

四 國際競争が激化するとともに、人口減少に伴い国内市場の縮小が進む中では、国内外の事業再編による新陳代謝を幅広く進め、産業競争力の強化を図ることが重要であることに鑑み、必要な支援措置を適切に実施し、事業再編の円滑化に向けて総合的な支援を行うこと。

五 事業再編計画及び特別事業再編計画について、計画に伴う失業の予防、労働条件の確保等雇用の安定に万全を期すため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配

ること。また、新技术等の実用化に向けて、関係大臣が連携して事業者を支援する仕組みを早期に構築すること。なお、「規制のサンドボックス」制度において、実証を実施する事業者に対し、関係者等の安全性を確保するとともに、人の生命等に危害を加えないことが担保される中で、実証が適切に実施されること。

三 新事業特例制度やグレーバーン解消制度など既存の制度のこれまでの実績を踏まえて、「規制のサンドボックス」制度の幅広い事業者の活用促進を図るため、制度の周知徹底に努めるとともに、国内だけでなく海外の事業者の革新的な技術やビジネスモデルの実証実験を誘致するため、外国での広報活動にも積極的に取り組むこと。また、革新的な技術等のアイデアを有するが資金調達等の不足により実証が困難な事業者の支援にも積極的に取り組むこと。

四 データの収集・活用等を行う事業者が講ずべき情報セキュリティ対策等については、セキュリティ技術の多様化、国際化を踏まえ、政府において適宜必要な検討を行うとともに、人材の確保・育成等に対する支援の充実に努めること。また、データ利用の裾野が広がるように、データセキュリティの確保を前提にしつつデータのアクセスの利便性向上、個人の事業者・研究者等を含めた多様なユザーへのデータアクセスを確保すること。

五 協調領域におけるデータの共有を行う事業者について、本法廃止後も継続して、国の機関等の保有するデータの提供を求めることができるよう必要な対応を検討することとし、事業者及びデータ利活用者の予見可能性を高めよう配慮すること。

六 「規制のサンドボックス」制度等に係る評価を行う革新的事業活動評価委員会の委員について、構成、任命理由等を明らかにし、その適格性及び公平性を担保すること。また、

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。

六 創業支援について、従前の施策が必ずしも十分な成果を上げられなかつたことにに対する検証を行い、大企業と比べて十分な経営基盤を構築することができないベンチャーエンタープライズが

その成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材確保等、多方面に亘る支援の仕組みを構築し、多様な主体が有機的に連携して好循環を生み出すベンチャーエコシステムの形成に努めること。

七 国立大学法人等における研究活動の活性化と研究成果の活用の促進を図るため、大学の研究成果であるイノベーションや技術シーズを効果的に事業活動につなげていくこれまでの実態を踏まえつつ、資金供給の拡充に加え、経営や営業面での資質を有する経営人材の確保及びそれらを補う存在としての外部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に継続的に取り組むこと。また、当該大学のみならず他大学や企業との連携を積極的に図ることにより、オープンイノベーションの促進に努めること。

八 中小企業の経営課題が複雑化する中、認定経営革新等支援機関及び認定情報処理支援機関が、中小企業に対する経営支援を強化し、支援の質の向上を図ることができるよう、支援機関相互の情報交換や協力体制強化を促すとともに、中小企業の生産性の向上につながるよう、支援機関に対する人的・資金的な取組を加速化するとともに、円満な廃業に向けた環境整備を行うこと。

九 事業承継については、経営者の高齢化が進む中で喫緊の課題であることに鑑み、事業承継五ヶ年計画を前倒しで実施するなど、総合的な取組を加速化するとともに、円満な廃業に向けた環境整備を行うこと。
以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○稻津委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○稻津委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○稻津委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○世耕国務大臣 この際、両附帯決議について、世耕経済産業大臣から発言を認められておりますので、これを許します。世耕経済産業大臣。

○世耕国務大臣 ただいま御決議のありました両法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○稻津委員長 お詫びいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○稻津委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稻津委員長 次回は、来る十八日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時散会

平成三十年五月十八日印刷

平成三十年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局